

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフ
タレートに係る調査開始の件（平成 28 年財務
省告示第 287 号）で告示した関税定率法（明
治 43 年法律第 54 号）第 8 条第 5 項の調査に
係る仮の決定の基礎となる事実

目次

1 総論	- 1 -
1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国	- 1 -
1-1-1 品名	- 1 -
1-1-2 銘柄及び型式	- 1 -
1-1-3 特徴	- 1 -
1-1-4 供給者及び供給国	- 1 -
1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）	- 1 -
1-2-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 1 -
1-2-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 2 -
1-3 調査の対象とした事項の概要	- 2 -
1-3-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 2 -
1-3-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 2 -
1-4 調査開始の経緯	- 2 -
1-4-1 課税申請	- 2 -
1-4-2 調査開始の決定	- 3 -
1-5 調査開始後の経緯	- 4 -
1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況	- 4 -
1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等	- 5 -
1-5-1-2 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状の送付等	- 9 -
1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等	- 11 -
1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等	- 13 -
1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等	- 15 -
1-5-2 標本抽出（サンプリング）	- 17 -
1-5-2-1 標本抽出（サンプリング）に係る通知及び回答	- 17 -
1-5-2-2 標本抽出（サンプリング）に係る対象者の選定通知	- 18 -
1-5-2-3 標本抽出（サンプリング）に係る意見等の提出	- 18 -
1-5-2-4 標本抽出（サンプリング）に係る対象者の追加選定通知及び意見等の提出	- 19 -
1-5-3 質問状回答書の不備等に対する確認	- 20 -
1-5-4 追加質問状の送付等	- 22 -
1-5-4-1 追加質問状の送付及び回答	- 22 -
1-5-4-2 追加質問状回答書の不備に対する確認事項の送付	- 23 -
1-5-5 本邦生産者の確認の送付	- 24 -
1-5-6 代替国に係る選定通知の送付等	- 24 -
1-5-6-1 代替国に係る選定通知（1回目）	- 24 -
1-5-6-2 代替国に係る選定通知（2回目）	- 26 -
1-5-6-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等	- 30 -
1-5-7 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等	- 32 -

1-5-7-1 証拠の提出及び証言.....	- 32 -
1-5-7-2 対質の申出	- 34 -
1-5-7-3 意見の表明	- 34 -
1-5-7-4 情報の提供	- 36 -
1-5-8 現地調査	- 36 -
1-5-8-1 供給者及び本邦生産者に対する現地調査の実施.....	- 36 -
1-5-8-2 代替国生産者に対する現地調査の実施.....	- 37 -
1-6 秘密の情報.....	- 38 -
1-7 証拠等の閲覧.....	- 38 -
1-8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘.....	- 38 -
1-9 新たに判明した直接の利害関係人.....	- 41 -
1-10 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用	- 42 -
2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項.....	- 43 -
2-1 総論.....	- 43 -
2-1-1 調査対象貨物.....	- 43 -
2-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物.....	- 43 -
2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方.....	- 43 -
2-1-4 不当廉売差額の算出に係る調査対象者の選定.....	- 44 -
2-1-5 正常価格の算出の基本的考え方.....	- 45 -
2-1-6 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方	- 46 -
2-1-7 輸出価格の算出の基本的考え方.....	- 46 -
2-1-8 端数処理の基本的考え方.....	- 46 -
2-2 市場経済条件の浸透事実.....	- 47 -
2-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方.....	- 47 -
2-2-2 市場経済条件の浸透している事実に関する検討.....	- 47 -
2-2-2-1 中国政府による産業界に対する関与.....	- 47 -
2-2-2-2 特定貨物及びその原材料への政府の介入.....	- 55 -
2-2-2-2-1 特定貨物の生産等に対する政府の介入.....	- 56 -
2-2-2-2-2 国内生産者における状況.....	- 58 -
2-2-2-2-3 主要な投入材（原材料等）の状況.....	- 60 -
2-2-2-2-4 その他.....	- 61 -
2-2-3 市場経済条件の浸透事実に係る意見の表明.....	- 62 -
2-2-4 結論	- 62 -
2-3 代替国候補の選定	- 63 -
2-3-1 代替国候補の選定	- 63 -
2-3-2 代替国の正常価格.....	- 63 -
2-4 調査対象者.....	- 65 -
2-4-1 華潤包装材料有限公司.....	- 65 -
2-4-1-1 本邦向け輸出価格.....	- 65 -
2-4-1-2 通貨の換算.....	- 66 -
2-4-1-3 不当廉売差額率.....	- 66 -
2-4-2 遠紡工業（上海）有限公司.....	- 66 -
2-4-2-1 供給者.....	- 66 -

2-4-2-2 本邦向け輸出価格	- 67 -
2-4-2-2-1 関連企業間の取引	- 67 -
2-4-2-2-2 関連企業間の取引に係る意見の表明等	- 67 -
2-4-2-2-3 関連企業間の取引に係る意見の表明等の検討	- 68 -
2-4-2-2-4 結論	- 68 -
2-4-2-3 不当廉売差額率	- 68 -
2-4-3 浙江万凱新材料有限公司	- 69 -
2-4-3-1 本邦向け輸出価格	- 69 -
2-4-3-2 通貨の換算	- 69 -
2-4-3-3 不当廉売差額率	- 69 -
2-4-4 海南逸盛石化有限公司	- 70 -
2-4-4-1 本邦向け輸出価格	- 70 -
2-4-4-2 不当廉売差額率	- 70 -
2-4-5 サンプル通知への回答書を提出したがサンプル調査対象者に選定されなかつた供給者	- 71 -
2-4-5-1 不当廉売差額率	- 71 -
2-5 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の中国の供給者	- 72 -
2-5-1 不当廉売差額率	- 72 -
2-6 中国の供給者の不当廉売差額率	- 73 -
2-7 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論	- 73 -
3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 74 -
3-1 同種の貨物の検討	- 74 -
3-1-1 物理的及び化学的特性	- 74 -
3-1-2 製造工程	- 74 -
3-1-3 流通経路	- 75 -
3-1-4 価格の決定方法	- 76 -
3-1-5 用途	- 76 -
3-1-6 代替性	- 76 -
3-1-7 貿易統計上の分類	- 77 -
3-1-8 同種の貨物の認定に係る証拠の提出、証言及び意見の表明	- 77 -
3-1-9 同種の貨物の検討についての結論	- 84 -
3-2 本邦の産業	- 89 -
3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響	- 91 -
3-3-1 当該輸入貨物の輸入量	- 91 -
3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響	- 93 -
3-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論	- 95 -
3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響	- 96 -
3-4-1 マクロ指標	- 96 -
3-4-1-1 生産高（生産量）	- 96 -
3-4-1-2 生産能力・操業度（稼働率）	- 96 -

3-4-1-3 在庫	- 97 -
3-4-1-4 販売及び市場占拠率	- 98 -
3-4-2 ミクロ指標	- 99 -
3-4-2-1 利潤	- 99 -
3-4-2-2 投資及び投資収益	- 100 -
3-4-2-3 資金流出入（キャッシュフロー）	- 101 -
3-4-2-4 資金調達能力	- 101 -
3-4-2-5 雇用	- 101 -
3-4-2-6 賃金	- 102 -
3-4-2-7 生産性	- 102 -
3-4-2-8 成長	- 103 -
3-4-2-9 国内価格に影響を及ぼす要因	- 103 -
3-4-2-10 不当廉売価格差の大きさ	- 106 -
3-4-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論	- 107 -
3-5 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論	- 108 -
4 因果関係	- 110 -
4-1 当該輸入貨物の輸入による影響	- 110 -
4-2 当該輸入貨物以外による影響	- 110 -
4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格	- 110 -
4-2-1-1 第三国からの輸入の量及び価格に係る証拠の提出及び意見の表明等	- 112 -
4-2-1-2 第三国からの輸入の量及び価格に係る証拠及び意見等の検討	- 113 -
4-2-1-3 第三国からの輸入の量及び価格に係る結論	- 114 -
4-2-2 需要の減少又は消費態様の変化	- 115 -
4-2-2-1 需要の変化	- 115 -
4-2-2-2 消費態様の変化	- 115 -
4-2-2-3 需要の減少又は消費態様の変化の結論	- 116 -
4-2-3 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行、並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争	- 117 -
4-2-4 技術の進歩	- 117 -
4-2-5 本邦の産業の輸出実績	- 117 -
4-2-6 本邦の産業の生産性	- 118 -
4-2-7 その他の要因	- 118 -
4-2-7-1 飲料用 PET ボトル充填方式の移行が与えた影響	- 118 -
4-2-7-1-1 飲料用 PET ボトル充填方式の移行に係る供給者等からの証拠の提出及び意見等	- 118 -
4-2-7-1-2 飲料用 PET ボトル充填方式の移行に係る本邦生産者からの証拠の提出及び意見等	- 121 -
4-2-7-1-3 飲料用 PET ボトル充填方式の移行に係る証拠及び意見等の検討	- 121 -
4-2-7-2 原材料価格の影響	- 126 -
4-2-7-2-1 原材料価格の下落が本邦産同種の貨物の国内販売価格を引き下げ、原材料調達価格が本邦生産者の利益に影響した旨の供給者等からの証拠の	

提出及び意見等.....	- 126 -
4－2－7－2－2 原材料調達価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格にかかる本邦 生産者からの意見等.....	- 127 -
4－2－7－2－3 原材料調達価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格にかかる本邦 生産者の意見に対する輸入者からの意見等.....	- 128 -
4－2－7－2－4 原材料価格が与える影響に係る供給者等からの意見等の検討	- 128 -
4－2－7－3 供給安定性への懸念が販売数量に与えた影響.....	- 130 -
4－2－7－3－1 供給安定性への懸念に係る輸入者からの意見等	- 130 -
4－2－7－3－2 供給安定性への懸念に係る輸入者からの意見等の検討	- 130 -
4－2－7－4 その他の要因の結論.....	- 131 -
4－3 因果関係に関する結論.....	- 131 -
5 結論.....	- 131 -

注：【 】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。

1 総論

1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国

1-1-1 品名

- (1) 高重合度ポリエチレンテレフタレート（以下「高重合度 PET」¹という。）。

1-1-2 銘柄及び型式

- (2) 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 3907.61 号に分類されるポリエチレンテレフタレート（固有粘度数が 1 グラムにつき 0.7 デシリットル以上のポリエチレンテレフタレートに相当する。）²。

1-1-3 特徴

- (3) 高重合度 PET は、主としてテレフタル酸単位とエチレングリコール単位の交互共重合による繰り返し単位からなる結晶性の熱可塑性プラスチックであるポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）のうち、固有粘度数が 1 グラムにつき 0.7 デシリットル以上のものである。一般に、熔融重合工程及び固相重合工程を経て製造され、白色のペレット状で販売されており、主にボトルやシートに加工され使用されている。

1-1-4 供給者及び供給国

- (4) 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

1-2-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (5) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。
ただし、不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。以下「政令」という。）第 2 条第 3 項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実）（以下「市場経済条件の浸透事実」という。）³については、生産者の会社設立の時から平成 28 年 3 月 31 日まで。

¹ Polyethylene terephthalate

² 財務省告示第 287 号（平成 28 年 9 月 30 日）及び財務省告示第 365 号（平成 28 年 12 月 22 日）

³ 政令第 2 条第 3 項

なお、「調査対象貨物と同種の貨物」（以下「同種の貨物」という。）とは、調査対象貨物と全ての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する貨物をいう⁴。

1－2－2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(6) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。

1－3 調査の対象とした事項の概要

1－3－1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (7) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関して、
- (ア) 同種の貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）
 - (イ) 調査対象貨物の本邦向け輸出価格
 - (ウ) これらの正常価格と輸出価格との差額（ダンピング・マージン）
 - (エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

1－3－2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

- (8) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、
- (ア) 不当廉売された調査対象貨物の輸入量
 - (イ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業の同種の貨物の価格に及ぼす影響
 - (ウ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響
 - (エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

1－4 調査開始の経緯

1－4－1 課税申請

- (9) 平成 28 年 9 月 6 日、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「法」という。）第 8 条第 4 項の規定による求めとして、「中華人民共和国の高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税を課すことを求める書面」（以下「申請書」という。）が、三井化学株

⁴ 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）（以下「協定」という。）2.6

式会社（以下「三井化学」という。）並びに三菱化学株式会社（以下「三菱化学」という。）、日本ユニペット株式会社（以下「日本ユニペット」という。）及び越前ポリマー株式会社（以下「越前ポリマー」という。）（以下、これら 3 社を総称して「三菱化学グループ」という。）の 4 者の連名で提出された。

表 1 申請者の名称及び住所

名称	住所
三井化学	東京都港区東新橋一丁目五番二号
三菱化学	東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル
日本ユニペット	東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番十号上野ビル
越前ポリマー	福井県鯖江市水落町四十七字三反田三十番地一

（注）平成 29 年 4 月 1 日、三菱化学、三菱樹脂株式会社及び三菱レイヨン株式会社が統合し、三菱ケミカル株式会社が発足。

- (10) 申請者は、下記「**3-2 本邦の産業**」に述べるとおり、本邦において同種の貨物を生産及び販売している者で、平成 27 年度⁵における当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の 25%以上）⁶を満たしていた。なお、調査当局は、平成 28 年 9 月 23 日、中国政府に対し、係る申請があり受領した旨を通知⁷した。

1-4-2 調査開始の決定

- (11) 申請書を検討した結果、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は本邦産同種の貨物の本邦における総生産高の 50%を超えていたこと⁸から、調査を開始する必要があると認められたので、平成 28 年 9 月 30 日、申請書に基づく調査の開始を決定⁹し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）と認められた者に対し、書面により通知¹⁰（申請書の写し（開示版）を添付）するとともに、官報で告示¹¹した（平成 28 年 9 月 30 日財務省告示第 287 号）（以下「調査開始告示」¹²という。）。)
- (12) 調査開始告示において、政令第 10 条第 1 項前段及び第 10 条の 2 第 1 項前段の規定による証拠の提出及び証言、第 11 条第 1 項の規定による証拠等の閲覧、第 12 条第 1 項の規定による対質の申出、第 12 条の 2 第 1 項の規定による意見の表明並びに第 13 条第 1 項の規定によ

⁵ 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

⁶ 政令第 5 条第 1 項

⁷ 協定 5.5

⁸ 協定 5.4、政令第 7 条第 1 項第 7 号及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（平成 23 年）（以下「ガイドライン」という。） 5.(3)

⁹ 法第 8 条第 5 項

¹⁰ 政令第 8 条第 1 項

¹¹ 政令第 8 条第 1 項

¹² 調査開始後、関税定率法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 16 号）の一部施行に伴い、改正した。（平成 28 年 12 月 22 日財務省告示第 365 号）。

る情報の提供についてのそれぞれの期限を次のとおりとした。

- (ア) 証拠の提出及び証言¹³についての期限 平成 29 年 1 月 30 日
- (イ) 証拠等の閲覧¹⁴についての期限 調査終了の日
- (ウ) 対質の申出¹⁵についての期限 平成 29 年 2 月 28 日
- (エ) 意見の表明¹⁶についての期限 平成 29 年 3 月 30 日
- (オ) 情報の提供¹⁷についての期限 平成 29 年 2 月 28 日

また、同告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、日本語の翻訳文に加え当該原文を添付するものとする」旨を告示した。

- (13) 平成 28 年 9 月 30 日、中国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により通知¹⁸（申請書の写し（開示版）を添付）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、平成 28 年 10 月 20 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明¹⁹した。

なお、本件調査の開始決定に際し、同年 9 月 28 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本件調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知²⁰した。

1－5 調査開始後の経緯

1－5－1 質問状等の送付及び回答の状況

- (14) 平成 28 年 9 月 30 日、調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者に対して、「確認票」及び「質問状」（以下、平成 28 年 9 月 30 日以降に送付した各質問状のうち利害関係者及び産業上の使用者に対して最初に送付した質問状を「当初質問状」という。）等を送付した。

- (15) 確認票及び当初質問状の送付状況、並びにこれらに対する回答書の提出状況等については、「表 2 確認票及び当初質問状の送付及び回答状況」のとおりであった。

なお、具体的には、下記「1－5－1－1 供給者への質問状等の送付等」、「1－5－1－2 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状の送付等」、「1－5－1－3 輸入者への質問状等の送付等」、「1－5－1－4 本邦生産者への質問状等の送付等」及び「1－5－1－5 産業上の使用者への質問状等の送付等」において述べる。

¹³ 政令第 10 条第 1 項及び政令第 10 条の 2 第 1 項

¹⁴ 政令第 11 条

¹⁵ 政令第 12 条第 1 項

¹⁶ 政令第 12 条の 2 第 1 項

¹⁷ 政令第 13 条第 1 項

¹⁸ 協定 6.1.3

¹⁹ ガイドライン 6.(3)

²⁰ 政令第 18 条

表 2 確認票及び当初質問状の送付及び回答状況

利害関係者の区分	送付数	確認票						当初質問状	
		回答数			うち実績あり			回答数	
		A 件	B 件	B/A %	C 件		C/B %		D 件
					生産	輸出	生産	輸出	
供給者	21	11	52.4		10	11	90.9	100	6
(市場経済条件の浸透事実に関するもの)	21	10	47.6		10		100.0		8
輸入者	18	18	100		17		94.4		13
本邦生産者	11	10	90.9		10		100.0		7
産業上の使用者	33	31	93.9		23		71.2		21

(注 1) 上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「(市場経済条件の浸透事実に関するもの)」は「中国における同種の貨物の生産」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」及び「産業上の使用者」は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。

(注 2) 質問状の回答数には、部分的な回答のみ提出した者は計上していない。

(注 3) 上表中の割合(%)の表示項目については、小数点以下 2 桁目の数字を四捨五入している。

1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等

- (16) 平成 28 年 9 月 30 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(ア)の中国の生産者及び輸出者 12 者²¹に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を本邦に輸出したか否か及び生産したか否か等並びに本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」、及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」(以下「供給者質問状」という。)を送付²²するとともに、財務省²³及び経済産業省²⁴のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく指定した回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書 II、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

また、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」場合があることを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、平成 28 年 10 月 25 日、下記(イ)の供給者 3 者に対して、及び同月 26 日、下記(ウ)の供給者 6 者に対して、調査開始決定の通

²¹ 申請書(3.及び図表 1)

²² 政令第 10 条第 2 項

²³ http://www.customs.go.jp/tokusyu/chosakamotsu_index.htm
(以下、確認票及び質問状を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。)

²⁴ http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/pet.html
(以下、確認票及び質問状を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。)

知を送付し、供給者質問状への回答を求めた。

(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に供給者質問状等を送付した供給者

- (a) 江蘇三房巷集团有限公司(Jiangsu Sanfangxiang Group Co., Ltd.) (以下「江蘇三房巷集团」という。)
- (b) 広東泰宝聚合物有限公司(Guangdong IVL PET Polymer Co., Ltd.) (以下「広東泰宝聚合物」という。)
- (c) 浙江万凱新材料有限公司(Zhejiang Wankai New Materials Co., Ltd.) (以下「浙江万凱新材料」という。)
- (d) 恒力集团(Jiangsu Hengli Chemical Fibre Co., Ltd.) (以下「恒力集团」という。)
- (e) 江蘇興業プラスチック股份有限公司(Jiangsu Xingye Plastic Co., Ltd.) (以下「江蘇興業プラスチック」という。)
- (f) 華潤創業(China Resources Co., Ltd.) (以下「華潤創業」という。)
- (g) 珠海裕華聚酯有限公司(Zhuhai Yuhua Polyester Co., Ltd.) (以下「珠海裕華聚酯」という。)
- (h) 騰龍特殊樹脂(厦門)有限公司(Dragon Special Resin (Xiamen) Co., Ltd.) (以下「騰龍特殊樹脂(厦門)」という。)
- (i) 浙江恒逸集团有限公司(Zhejiang Hengyi Group Co., Ltd.) (以下「浙江恒逸集团」という。)
- (j) XINHUI INDUSTRIAL LIMITED
- (k) 常州安德利聚酯有限公司(Changzhou Andenie Polyester Co. Ltd.) (以下「常州安德利聚酯」という。)
- (l) 遠紡工業(上海)有限公司(Far Eastern Industries (Shanghai) Ltd.) (以下「遠紡工業(上海)」という。)

(イ) 平成 28 年 10 月 25 日に調査開始決定の通知供を送付した供給者

- (a) 江陰興泰新材料有限公司(Jiangyin Xingtai New Material Co., Ltd.) (以下「江陰興泰新材料」という。)
- (b) 江陰興宇新材料有限公司(Jiangyin Xingyu New Material Co., Ltd.) (以下「江陰興宇新材料」という。)
- (c) 海南逸盛石化有限公司(Hainan Yisheng Petrochemical Co., Ltd.) (以下「海南逸盛石化」という。)

(ウ) 平成 28 年 10 月 26 日に調査開始決定の通知を送付した供給者

- (a) 江蘇三房巷国際貿易有限公司(Jiangsu Sanfangxiang International Trade Co., Ltd.) (以下「江蘇三房巷国際貿易」という。)
- (b) 華潤包装材料有限公司(China Resources Packaging Materials Co., Ltd.) (以下「華潤包装材料」という。)
- (c) 上海恒逸聚酯纖維有限公司(Shanghai Hengyi Polyester Fiber Co., Ltd.) (以下「上海恒逸聚酯纖維」という。)
- (d) 亞東工業(蘇州)有限公司(Oriental Industries (Suzhou) Ltd.) (以下「亞東工業(蘇

州)」という。)

(e) 遠東化聚工業股份有限公司(Far Eastern Polychem Industries Ltd.) (以下「遠東化聚工業」という。)

(f) 中国石化儀微化纖股份有限公司(Jiangsu company, Sinopec Chemical Commercial Holding Co., Ltd.) (以下「中国石化儀微化纖」という。)

(17) 確認票に関して、確認票回答の提出期限である平成 28 年 10 月 14 日までに、上記(16)(ア)のうち 4 者²⁵から、また、同(イ)のうち 3 者²⁶及び同(ウ)のうち 3 者²⁷から回答の提出があった。

さらに、当該提出期限後に上記(16)(ア)のうち 1 者²⁸ から回答の提出があった。

(18) それら回答のあった 11 者に関して、10 者²⁹から調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績がある旨及び 11 者全てから本邦への輸出実績がある旨、並びに 11 者全てから本調査へ協力する旨の回答があった。

(19) 確認票回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物の不当廉売に係る個別の検討において、個別に検討することが調査当局にとって不当な負担となり、かつ、調査を期間内に完結させることを妨げるほど調査対象貨物の供給者の数が多いことから、合理的に調査することができる範囲で最大量に制限する標本抽出 (以下「サンプリング」という。) ³⁰を実施することとし、平成 28 年 10 月 26 日、調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者 21 者全てに対し、サンプリングを実施する旨の書面 (中華人民共和國産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出 (サンプリング) について (以下「サンプリング通知」という。)) を送付した。

(20) 供給者質問状に関して、質問状回答書の提出期限である平成 28 年 11 月 7 日までに、本調査に協力を表明した供給者 11 者全てから調査項目 A に係る回答書の提出があった。

なお、供給者 1 者³¹から、上記のとおり提出された調査項目 A に係る回答書につき、一部回答に間違いがあったとして、平成 28 年 11 月 11 日に訂正版が提出された。

(21) 調査項目 B から G までに係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 28 年 10 月 31 日までに本調査に協力を表明した供給者 11 者全てから申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

また、平成 28 年 11 月 7 日付けで供給者 1 者から、質問状回答書の提出期限の延長について、対象項目の訂正を求める意見³²が提出され、当該延長要望の提出期限後であったが、調査に支障のない範囲としてこれを認めた。

²⁵ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック及び遠紡工業 (上海)

²⁶ 江陰興泰新材料、江陰興宇新材料及び海南逸盛石化

²⁷ 華潤包装材料、亞東工業 (蘇州) 及び遠東化聚工業

²⁸ 騰龍特殊樹脂 (厦門)

²⁹ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック、騰龍特殊樹脂 (厦門)、遠紡工業 (上海)、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、華潤包装材料、海南逸盛石化及び亞東工業 (蘇州)

³⁰ 協定 6.10

³¹ 海南逸盛石化

³² 意見の表明 (海南逸盛石化 平成 28 年 11 月 7 日)

(22) 質問状回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 28 年 11 月 21 日までに、サンプリングにより調査対象として選定された 2 者³³（うち 1 者は関連企業との連名³⁴）及び調査対象として選定されなかった 4 者³⁵から調査項目 B から G まで（うち 1 者は調査項目 B のみ）の回答書の提出があった。サンプリングについては、「**1－5－2 標本抽出（サンプリング）**」において述べる。

(23) 供給者質問状の送付状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「**表 3 供給者質問状の送付及び回答状況**」のとおりであった。

表 3 供給者質問状等の送付及び回答状況

供給者名	確認票・質問状等送付日	確認票回答日	生産・輸出の実績	質問状回答日（調査項目 A）	質問状回答延長要望（調査項目 B～G）	質問状回答日（調査項目 B～G）
(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に質問状等を送付した供給者						
(a) 江蘇三房巷集団	9/30	—	—	—	—	—
(b) 広東泰宝聚合物	9/30	10/14	生産 有 輸出 有	11/7	10/25	11/21
(c) 浙江万凱新材料	9/30	10/13	生産 有 輸出 有	11/7	10/28	11/21
(d) 恒力集団	9/30	—	—	—	—	—
(e) 江蘇興業プラスチック	9/30	10/13	生産 有 輸出 有	11/7	10/28	—
(f) 華潤創業	9/30	—	—	—	—	—
(g) 珠海裕華聚酯	9/30	—	—	—	—	—
(h) 騰龍特殊樹脂（厦門）	9/30	10/19 （期限外）	生産 有 輸出 有	11/7	10/27	11/21 （B のみ）
(i) 浙江恒逸集団	9/30	—	—	—	—	—
(j) XINHUI INDUSTRIAL LIMITED	9/30	—	—	—	—	—
(k) 常州安德利聚酯	9/30	—	—	—	—	—
(l) 遠紡工業（上海）	9/30	10/14	生産 有 輸出 有	11/7 （注）	10/29	11/21 （注）
(イ) 平成 28 年 10 月 25 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						
(a) 江陰興泰新材料	10/25	10/13	生産 有 輸出 有	11/7	10/28	—
(b) 江陰興宇新材料	10/25	10/13	生産 有 輸出 有	11/7	10/28	—
(c) 海南逸盛石化	10/25	10/13	生産 有 輸出 有	11/7	10/26	11/21
(ウ) 平成 28 年 10 月 26 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						
(a) 江蘇三房巷国際貿易	10/26	—	—	—	—	—
(b) 華潤包装材料	10/26	10/13	生産 有 輸出 有	11/7	10/28	11/21
(c) 上海恒逸聚酯纖維	10/26	—	—	—	—	—

³³ 遠紡工業（上海）及び華潤包装材料

³⁴ 遠紡工業（上海）及び遠東化聚工業

³⁵ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、騰龍特殊樹脂（厦門）（調査項目 B のみ）及び海南逸盛石化

(d) 亞東工業（蘇州）	10/26	10/14	生産 輸出 有 有	11/7	10/31	—
(e) 遠東化聚工業	10/26	10/14	生産 輸出 無 有	11/7 (注)	10/31	11/21 (注)
(f) 中国石化儀微化纖	10/26	—	—	—	—	—

(注) 遠紡工業（上海）及び遠東化聚工業は、調査項目 B から E までに関して、連名で回答。なお、平成 28 年 12 月 26 日に調査項目 A についてはそれぞれ単独で、調査項目 B から G について 2 者連名にて「不備改め版回答書」を提出した。

1-5-1-2 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状の送付等

(24) 平成 28 年 9 月 30 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(16)(ア)の中国の生産者及び輸出者 12 者³⁶に対し、市場経済条件の浸透事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票」、及び「中国における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する質問状」（以下「市場経済質問状」という。）を送付³⁷するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、指定した回答期限内に回答しない場合は、日本国政府は、当該生産者が行う同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが明確に示されなかったものと判断し、当該生産者の正常価格は、

(ア) 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、

(イ) 代替国から輸出される調査対象貨物と同種の貨物の販売価格、又は

(ウ) 代替国における調査対象貨物と同種の貨物の生産費に、当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般経費の額を加えた価格

のいずれかが使用されることがある旨³⁸を明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、平成 28 年 10 月 25 日、上記(16)(イ)の供給者 3 者に対して、及び同月 26 日、上記(16)(ウ)の供給者 6 者に対して、調査開始決定の通知を送付し、市場経済質問状への回答を求めた。

(25) 確認票に関して、確認票回答の提出期限である平成 28 年 10 月 14 日までに、上記(16)(ア)のうち 4 者³⁹から、また、上記(16)(イ)のうち 3 者⁴⁰及び同(ウ)のうち 2 者⁴¹から回答の提出があった。

さらに、当該提出期限後に上記(16)(ア)のうち 1 者⁴²から回答の提出があった。

それら回答のあった 10 者全てから、調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績がある旨、及び本調査へ協力し、市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望する旨の回答があった。

³⁶ 申請書（3.及び図表 1）

³⁷ 政令第 10 条第 2 項

³⁸ 政令第 2 条第 3 項

³⁹ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック及び遠紡工業（上海）

⁴⁰ 江陰興泰新材料、江陰興宇新材料及び海南逸盛石化

⁴¹ 華潤包装材料及び亞東工業（蘇州）

⁴² 騰龍特殊樹脂（厦門）

(26) 市場経済質問状に関して、質問状回答書の提出期限である平成 28 年 11 月 7 日までに、本調査に協力を表明した供給者 10 者のうち 9 者⁴³から調査項目 A に係る回答書の提出があった。

なお、調査項目 B から E までに係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 28 年 10 月 31 日までに供給者 9 者⁴⁴から申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(27) 質問状回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 28 年 11 月 21 日までに、供給者 8 者⁴⁵から調査項目 B から E までに係る回答書の提出があった。

(28) 市場経済質問状の送付状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 4 市場経済質問状の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 4 市場経済質問状の送付及び回答状況

供給者名	確認票・質問状等送付日	確認票回答日	生産の実績	質問状回答日(調査項目 A)	質問状回答延長要望(調査項目 B～E)	質問状回答日(調査項目 B～E)
(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に質問状等を送付した供給者						
(a) 江蘇三房巷集団	9/30	—	—	—	—	—
(b) 広東泰宝聚合物	9/30	10/14	有	11/7	10/25	11/21
(c) 浙江万凱新材料	9/30	10/13	有	11/7	10/28	11/21
(d) 恒力集団	9/30	—	—	—	—	—
(e) 江蘇興業プラスチック	9/30	10/13	有	11/7	10/28	11/21
(f) 華潤創業	9/30	—	—	—	—	—
(g) 珠海裕華聚酯	9/30	—	—	—	—	—
(h) 騰龍特殊樹脂(厦門)	9/30	10/19 (期限外)	有	—	—	—
(i) 浙江恒逸集団	9/30	—	—	—	—	—
(j) XINHUI INDUSTRIAL LIMITED	9/30	—	—	—	—	—
(k) 常州安德利聚酯	9/30	—	—	—	—	—
(l) 遠紡工業(上海)	9/30	10/14	有	11/7	10/31	11/21
(イ) 平成 28 年 10 月 25 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						
(a) 江陰興泰新材料	10/25	10/13	有	11/7	10/28	11/21
(b) 江陰興宇新材料	10/25	10/13	有	11/7	10/28	11/21
(c) 海南逸盛石化	10/25	10/13	有	11/7	10/31	11/21
(ウ) 平成 28 年 10 月 26 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						
(a) 江蘇三房巷国際貿易	10/26	—	—	—	—	—
(b) 華潤包装材料	10/26	10/13	有	11/7	10/28	11/21

⁴³ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック、遠紡工業(上海)、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、華潤包装材料、海南逸盛石化及び亞東工業(蘇州)

⁴⁴ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック、遠紡工業(上海)、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、華潤包装材料、海南逸盛石化及び亞東工業(蘇州)

⁴⁵ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック、遠紡工業(上海)、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、華潤包装材料及び海南逸盛石化

(c) 上海恒逸聚酯繊維	10/26	—	—	—	—	—
(d) 亞東工業（蘇州）	10/26	10/14	有	11/7	10/31	—
(e) 遠東化聚工業	10/26	—	—	—	—	—
(f) 中国石化儀微化纖	10/26	—	—	—	—	—

1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等

(29) 平成 28 年 9 月 30 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た下記(ア)の 13 者⁴⁶に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」、及び「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者質問状」という。）を送付⁴⁷するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うこと」を明示した。

なお、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」場合があることを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た輸入者について、平成 28 年 10 月 25 日、下記(イ)の輸入者 5 者に対して、調査開始決定の通知を送付し、輸入者質問状への回答を求めた。

(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に輸入者質問状等を送付した輸入者

- (a) 岩谷産業株式会社（以下「岩谷産業」という。）
- (b) KISCO 株式会社（以下「KISCO」という。）
- (c) 三協化成産業株式会社（以下「三協化成産業」という。）
- (d) 双日プラネット株式会社（以下「双日プラネット」という。）
- (e) 株式会社ツカサペトコ（以下「ツカサペトコ」という。）
- (f) 豊田通商株式会社（以下「豊田通商」という。）
- (g) 恒逸 JAPAN 株式会社（以下「恒逸 JAPAN」という。）
- (h) 丸紅ブラックス株式会社（以下「丸紅ブラックス」という。）
- (i) 三菱商事プラスチック株式会社（以下「三菱商事プラスチック」という。）
- (j) ミツワ株式会社（以下「ミツワ」という。）
- (k) 三井物産株式会社（以下「三井物産」という。）
- (l) 長瀬産業株式会社（以下「長瀬産業」という。）
- (m) 伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）

(イ) 平成 28 年 10 月 25 日に調査開始決定の通知を送付した輸入者

- (a) 株式会社吉野工業所（以下「吉野工業所」という。）
- (b) 日本パリソン株式会社（以下「日本パリソン」という。）
- (c) サントリー食品インターナショナル株式会社（以下「サントリー食品インターナショナル」という。）

⁴⁶ 申請書（3.及び図表 1）

⁴⁷ 政令第 10 条第 2 項

ナル」という。)

(d) 大塚製薬株式会社 (以下「大塚製薬」という。)

(e) コカ・コーラビジネスソーシング株式会社 (以下「コカ・コーラビジネスソーシング」という。)

(30) 確認票に関して、確認票回答の提出期限である平成 28 年 10 月 14 日までに、上記(29)(ア)のうち 12 者⁴⁸から提出があった。

さらに、当該提出期限後に上記(29)(ア)のうち 1 者⁴⁹ から、また、同(イ)のうち 5 者⁵⁰から回答の提出があった。

それら回答のあった 18 者のうち 17 者⁵¹から調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がある旨、及び本調査へ協力する旨の回答があった。

(31) 輸入者質問状に関して、質問状回答書の提出期限である平成 28 年 11 月 7 日までに、本調査に協力を表明した輸入者 17 者のうち 13 者⁵²から、また、当該提出期限後に 1 者⁵³から調査項目 A に係る回答書の提出があった。

なお、調査項目 B から D までに係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 28 年 10 月 31 日までに、輸入者 7 者⁵⁴から申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(32) 質問状回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 28 年 11 月 21 日までに、輸入者 13 者⁵⁵から調査項目 B から D までに係る回答書の提出があった。

(33) 輸入者質問状の送付状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 5 輸入者質問状の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 5 輸入者質問状等の送付及び回答状況

輸入者名	確認票・質問状等送付日	確認票回答日	輸入実績	質問状回答日(調査項目 A)	質問状回答延長要望(調査項目 B～D)	質問状回答日(調査項目 B～D)
(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に質問状等を送付した輸入者						
(a) 岩谷産業	9/30	10/14	有	11/7	—	11/7
(b) KISCO	9/30	10/14	有	11/4	10/18	11/21
(c) 三協化成産業	9/30	10/13	有	11/2	—	11/2

⁴⁸ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、双日プラネット、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、長瀬産業及び伊藤忠商事

⁴⁹ ツカサペトコ

⁵⁰ 吉野工業所、日本パリソン、サントリー食品インターナショナル及び大塚製薬

⁵¹ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、双日プラネット、ツカサペトコ、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、吉野工業所、日本パリソン、サントリー食品インターナショナル及び大塚製薬

⁵² 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、双日プラネット、ツカサペトコ、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、吉野工業所及び日本パリソン

⁵³ 大塚製薬

⁵⁴ KISCO、ツカサペトコ、三菱商事プラスチック、三井物産、伊藤忠商事、吉野工業所及び大塚製薬

⁵⁵ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、吉野工業所、日本パリソン及び大塚製薬

(d) 双日プラネット	9/30	10/14	有	—	—	—
(e) ツカサペトコ	9/30	10/24	有	11/4	10/28	—
(f) 豊田通商	9/30	10/14	有	11/4	—	11/4
(g) 恒逸 JAPAN	9/30	10/13	有	11/7	—	11/7
(h) 丸紅ブラックス	9/30	10/14	有	11/7	—	11/7
(i) 三菱商事プラスチック	9/30	10/14	有	11/4	10/31	11/21
(j) ミツワ	9/30	10/13	有	11/4	—	11/4
(k) 三井物産	9/30	10/14	有	11/4	10/31	11/21
(l) 長瀬産業	9/30	10/13	無	—	—	—
(m) 伊藤忠商事	9/30	10/14	有	11/4	10/31	11/21
(イ) 平成 28 年 10 月 25 日に調査開始決定の通知を送付した輸入者						
(a) 吉野工業所	10/25	10/18	有	11/7	10/31	11/21
(b) 日本パリソン	10/25	10/19	有	11/4	—	11/4
(c) サントリー食品インター ナショナル	10/25	10/24	有	—	—	—
(d) 大塚製薬	10/25	10/27	有	11/14	10/27	11/14
(e) コカ・コーラビジネスソ ーシング	10/25	11/7	有	—	—	—

1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等

(34) 平成 28 年 9 月 30 日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た下記(ア)の 8 者⁵⁶に対し、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」及び「本邦の生産者に対する質問状」(以下「本邦生産者質問状」という。)を送付⁵⁷するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た本邦生産者について、平成 29 年 2 月 13 日、下記(イ)の本邦生産者 3 者に対して、調査開始決定の通知及び確認票並びに本邦生産者質問状を送付し、確認票及び本邦生産者質問状への回答を求めた。

(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に本邦生産者質問状等を送付した本邦生産者

- (a) 三井化学
- (b) 三菱化学
- (c) 日本ユニペット
- (d) 越前ポリマー
- (e) 株式会社ベルポリエステルプロダクツ(以下「ベルポリエステルプロダクツ」という。)

⁵⁶ 申請書(3.及び図表 1)

⁵⁷ 政令第 10 条第 2 項

- (f) 協栄産業株式会社（以下「協栄産業」という。）
- (g) ペットリファインテクノロジー株式会社（以下「ペットリファインテクノロジー」という。）
- (h) 遠東石塚グリーンペット株式会社（以下「遠東石塚グリーンペット」という。）

(イ) 平成 29 年 2 月 13 日に本邦生産者質問状等を送付した本邦生産者

- (a) ユニチカ株式会社（以下「ユニチカ」という。）
- (b) 日本エステル株式会社（以下「日本エステル」という。）
- (c) 株式会社クラレ（以下「クラレ」という。）

(35) 確認票に関して、確認票回答の提出期限である平成 28 年 10 月 14 日までに本邦生産者 7 者⁵⁸から、また、当該提出期限後に本邦生産者 1 者⁵⁹から回答の提出があった。それら回答のあった 8 者全てから、調査対象期間中に本邦産同種の貨物の生産の実績がある旨、及び 7 者から本調査へ協力する旨の回答があった。

また、調査開始後に調査当局が知り得た本邦生産者 3 者からは、確認票回答の提出期限である平成 29 年 2 月 27 日までに本邦生産者 2 者⁶⁰（うち 1 者は連名⁶¹）から回答の提出があった。それら回答のあった 2 者全てから、調査対象期間中に本邦産同種の貨物の生産の実績がある旨及び本調査へ協力しない旨の回答があった。

(36) 本邦生産者質問状に関して、質問状回答書の提出期限である平成 28 年 11 月 7 日までに、本調査に協力を表明した本邦生産者 7 者のうち 5 者⁶²から回答書が提出された。また、1 者⁶³からは当該提出期限までに調査項目 A に係る回答書のみの提出があり、その後、調査項目 B から D までに係る回答書が提出された。他の 1 者⁶⁴からは、当該提出期限後に全ての調査項目に係る回答書の提出があり、当該回答書については、自発的証拠の提出としてこれを受理した。

なお、調査項目 B から D までに係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 28 年 10 月 31 日までに、いずれの本邦生産者からも申出は無かった。

(37) 本邦生産者質問状の送付状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 6 本邦生産者質問状の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答状況

本邦生産者名	確認票・ 質問状等 送付日	確認票 回答日	生産実績	質問状 回答日 (調査項目 A)	質問状回答 延長要望 (調査項目 B～D)	質問状 回答日 (調査項目 B～D)
(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に質問状等を送付した本邦生産者						

⁵⁸ 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー、ベルポリエステルプロダクツ、協栄産業及びペットリファインテクノロジー

⁵⁹ 遠東石塚グリーンペット

⁶⁰ ユニチカ及びクラレ

⁶¹ クラレ及びクラレ西条株式会社

⁶² 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー及び協栄産業

⁶³ 遠東石塚グリーンペット

⁶⁴ ベルポリエステルプロダクツ

(a) 三井化学	9/30	10/14	有	11/7	—	11/7
(b) 三菱化学	9/30	10/14	有	11/7	—	11/7
(c) 日本ユニベツト	9/30	10/14	有	11/7	—	11/7
(d) 越前ポリマー	9/30	10/14	有	11/7	—	11/7
(e) ペルポリエステルプロダ クツ	9/30	10/14	有	11/30 (期限外)	—	11/30 (期限外)
(f) 協栄産業	9/30	10/14	有	11/7	—	11/7
(g) ペットリファインテクノ ロジー	9/30	10/14	有	—	—	
(h) 遠東石塚グリーンペット	9/30	11/4 (期限外)	有	11/7	—	11/17
(イ) 平成 29 年 2 月 13 日に質問状等を送付した本邦生産者						
(a) ユニチカ	2/13	2/27	有	—	—	
(b) 日本エステル	2/13	—	—	—	—	
(c) クラレ	2/13	2/27	有	—	—	

1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等

(38) 平成 28 年 9 月 30 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た 29 者⁶⁵に対し、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」及び「産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者質問状」という。）を送付⁶⁶するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た産業上の使用者について、平成 28 年 10 月 25 日、産業上の使用者 4 者⁶⁷に対して、調査開始決定を伝達し、産業上の使用者質問状への回答を求めた。

(39) 確認票に関して、確認票回答の提出期限である平成 28 年 10 月 14 日までに産業上の使用者

⁶⁵ 申請書 (3.及び図表 1)。アサヒ飲料株式会社（以下「アサヒ飲料」という。）、大塚食品株式会社（以下「大塚食品」という。）、大塚製薬、キリン株式会社（以下「キリン」という。）、コカ・コーラビジネスソーシング、サントリー食品インターナショナル、凸版印刷株式会社（以下「凸版印刷」という。）、大日本印刷株式会社（以下「大日本印刷」という。）、東洋製罐株式会社（以下「東洋製罐」という。）、吉野工業所、北海製罐株式会社（以下「北海製罐」という。）、日本パリソン、リスパック株式会社（以下「リスパック」という。）、積水化成成品工業株式会社（以下「積水化成成品工業」という。）、帝人株式会社（以下「帝人」という。）、古林紙工株式会社（以下「古林紙工」という。）、ヤマトエスロン株式会社（以下「ヤマトエスロン」という。）、中央化学株式会社（以下「中央化学」という。）、アテナ工業株式会社（以下「アテナ工業」という。）、RP 東プラ株式会社（以下「RP 東プラ」という。）、ポリテック株式会社（以下「ポリテック」という。）、オージェイケイ株式会社（以下「オージェイケイ」という。）、ウツミリサイクルシステムズ株式会社（以下「ウツミリサイクルシステムズ」という。）、株式会社エフビコ（以下「エフビコ」という。）、ニシヨリ株式会社（以下「ニシヨリ」という。）、株式会社レコ（以下「レコ」という。）、竹内産業株式会社（以下「竹内産業」という。）、進栄化成株式会社（注：本社所在地東京）（以下「進栄化成（東京）」という。）及び廣川株式会社（以下「廣川」という。）

⁶⁶ 政令第 13 条第 2 項

⁶⁷ 進栄化成株式会社（注：本社所在地大阪）（以下「進栄化成（大阪）」という。）、三宝化成工業株式会社（以下「三宝化成工業」という。）、パイオニア工業株式会社（以下「パイオニア工業」という。）及び広陵化学工業株式会社（以下「広陵化学工業」という。）

31 者⁶⁸から回答の提出があった。それら回答のあった 31 者のうち、23 者⁶⁹から調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の購入の実績がある旨、及び 27 者⁷⁰から本調査へ協力する旨の回答があった。

(40) 産業上の使用者質問状に関して、質問状回答書の提出期限である平成 28 年 11 月 7 日までに本調査に協力を表明した産業上の使用者 27 者のうち 19 者⁷¹から回答書の提出があり、また、当該提出期限後に 2 者⁷²から回答書の提出があった。

(41) 産業上の使用者質問状の送付状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 7 産業上の使用者質問状の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 7 産業上の使用者質問状の送付及び回答状況

産業上の使用者名	確認票・質問状等送付日	確認票回答日	質問状回答日
(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に質問状等を送付した産業上の使用者			
アサヒ飲料	9/30	10/7	11/1
大塚食品	9/30	10/13	—
大塚製薬	9/30	10/13	—
キリン	9/30	10/14	11/7
コカ・コーラビジネスソーシング	9/30	10/12	—
サントリー食品インターナショナル	9/30	10/14	11/7
凸版印刷	9/30	10/13	11/11
大日本印刷	9/30	10/14	11/7
東洋製罐	9/30	10/13	11/7
吉野工業所	9/30	10/14	11/7
北海製罐	9/30	10/14	11/7
日本パリソン	9/30	10/12	—
リスパック	9/30	10/11	11/2

⁶⁸ アサヒ飲料、大塚食品、大塚製薬、キリン、コカ・コーラビジネスソーシング、サントリー食品インターナショナル、凸版印刷、大日本印刷、東洋製罐、吉野工業所、北海製罐、日本パリソン、リスパック、積水化成成品工業、帝人、古林紙工、ヤマトエスロン、中央化学、RP 東プラ、オージェイケイ、ウツミリサイクルシステムズ、エフピコ、ニシヨリ、レコ、竹内産業、進栄化成（東京）及び廣川（以上、平成 28 年 9 月 30 日に確認票等を送付した者）並びに進栄化成（大阪）、三宝化成工業、パイオニア工業及び広陵化学工業（以上、自発的に確認票を提出した者）

⁶⁹ アサヒ飲料、大塚製薬、キリン、コカ・コーラビジネスソーシング、凸版印刷、大日本印刷、東洋製罐、吉野工業所、北海製罐、リスパック、古林紙工、中央化学、RP 東プラ、オージェイケイ、ウツミリサイクルシステムズ、エフピコ、ニシヨリ、竹内産業、廣川、進栄化成（大阪）、三宝化成工業、パイオニア工業及び広陵化学工業

⁷⁰ アサヒ飲料、大塚食品、大塚製薬、キリン、コカ・コーラビジネスソーシング、サントリー食品インターナショナル、凸版印刷、大日本印刷、東洋製罐、吉野工業所、北海製罐、日本パリソン、リスパック、帝人、古林紙工、ヤマトエスロン、中央化学、RP 東プラ、オージェイケイ、エフピコ、ニシヨリ、進栄化成（東京）、廣川、進栄化成（大阪）、三宝化成工業、パイオニア工業及び広陵化学工業

⁷¹ アサヒ飲料、キリン、サントリー食品インターナショナル、大日本印刷、東洋製罐、吉野工業所、北海製罐、リスパック、古林紙工、ヤマトエスロン、中央化学、RP 東プラ、エフピコ、ニシヨリ、廣川、進栄化成（大阪）、三宝化成工業、パイオニア工業及び広陵化学工業

⁷² 凸版印刷及びオージェイケイ

積水化成品工業	9/30	10/12	—
帝人	9/30	10/14	—
古林紙工	9/30	10/14	11/4
ヤマトエスロン	9/30	10/14	11/3
中央化学	9/30	10/12	11/4
アテナ工業	9/30	—	—
RP 東ブラ	9/30	10/11	11/7
ポリテック	9/30	—	—
オージェイケイ	9/30	10/13	11/22
ウツミリサイクルシステムズ	9/30	10/3	—
エフピコ	9/30	10/14	11/4
ニシヨリ	9/30	10/14	11/4
レコ	9/30	10/13	—
竹内産業	9/30	10/11	—
進栄化成（東京）	9/30	10/11	—
廣川	9/30	10/14	11/4
（イ）平成 28 年 10 月 25 日に調査開始決定の通知を送付した産業上の使用者			
進栄化成（大阪）	10/25	10/12	11/4
三宝化成工業	10/25	10/14	11/4
パイオニア工業	10/25	10/14	11/7
広陵化学工業	10/25	10/14	11/4

1-5-2 標本抽出（サンプリング）

1-5-2-1 標本抽出（サンプリング）に係る通知及び回答

(42) 調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た中国の生産者及び輸出者から提出された確認票の回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物の不当廉売に係る個別の検討において、個別に検討することが調査当局にとって不当な負担となり、かつ、調査を期間内に完結させることを妨げるほど調査対象貨物の供給者の数が多いことから、サンプリング⁷³を実施することとした。

(43) 平成 28 年 10 月 26 日、上記(16)(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者 21 者全てに対し、上記 (19)のとおり、サンプリング（調査対象貨物の不当廉売差額を個別に検討する対象を合理的に調査することができる範囲で最大量に制限する標本抽出）を実施する旨の書面（サンプリング通知）を送付し、調査当局は提出されたサンプリング通知への回答書の内容等に基づき、調査対象貨物の不当廉売差額を個別に検討する対象を合理的な数に制限する旨を書面により通知した。

この際、サンプリング通知への回答書を提出する場合においても、調査当局による調査対象貨物の不当廉売差額を個別に検討する対象とならない場合がある旨を明示した。

⁷³ 協定 6.10

- (44) サンプルング通知に関して、サンプルング通知への回答の提出期限である平成 28 年 11 月 7 日までに供給者 9 者⁷⁴から、及び当該期限後に供給者 1 者⁷⁵から回答書が提出された。

1-5-2-2 標本抽出（サンプルング）に係る対象者の選定通知

- (45) 平成 28 年 11 月 16 日、サンプルング通知への回答書を提出した供給者 10 者に対して、「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプルング）に係る対象者の決定について」（以下「サンプルング選定通知」という。）を送付し、これまでに提出された確認票及び供給者質問状への回答並びにサンプルング通知に係る回答において得られた調査への協力の有無及び調査対象貨物の取引概況等に基づき、合理的に調査できる範囲として調査対象者（以下「サンプル調査対象者」という。）を選定し、当該サンプル調査対象者から提出された証拠等により事実認定を行うこととする旨を書面により通知した。

この際、サンプル調査対象者として選定された供給者が供給者質問状への回答を期限までに提出しない場合、又は期限までに提出された供給者質問状への回答の内容に著しい不備がある場合等は、当該供給者をサンプル調査対象者から除外し、サンプルング通知に対して適切な回答があったその他の供給者であって供給者質問状に対し期限内に回答を行った者から新たなサンプル調査対象者を選定する場合がある旨を明示した。

- (46) サンプル調査対象者として、輸出量の合計がサンプルング通知の回答に基づく、調査対象貨物の輸出量のうち 50%以上を占めると推定される遠紡工業（上海）及び華潤包装材料の 2 者を選定した。

また、調査において、サンプル調査対象者に選定された供給者の関連企業を含めて調査する必要があると認められる場合には、それら関連企業から提出された証拠等を含めて事実認定を行うこととする旨を通知した。

1-5-2-3 標本抽出（サンプルング）に係る意見等の提出

- (47) サンプルング選定通知においてサンプル調査対象者の選定等について意見を述べる機会を設ける旨を通知したところ、サンプル調査対象者の選定に係る意見の提出期限である平成 28 年 11 月 24 日までに、供給者 4 者から下記(48)及び(49)のとおり意見が提出された。

- (48) 平成 28 年 11 月 21 日、江蘇興業プラスチック、江陰興泰新材料及び江陰興宇新材料から、サンプルングに関する調査当局の決定を受け入れ、個別に調査されることを望まないため供給者質問状の調査項目 B、C、D 及び E への回答は提出しないが、調査当局が回答を必要とする場合は提出する旨、及び市場経済質問状の調査項目 A 以外の項目についての回答を調査当局への情報提供を目的として提出する旨の上申書⁷⁶が提出された。

⁷⁴ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック、騰龍特殊樹脂（厦門）、遠紡工業（上海）、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、華潤包装材料、亞東工業（蘇州）

⁷⁵ 海南逸盛石化

⁷⁶ 上申書（江蘇興業プラスチック 平成 28 年 11 月 21 日）、上申書（江陰興泰新材料 平成 28 年 11 月 21 日）及び上申書（江陰興宇新材料 平成 28 年 11 月 21 日）

- (49) 平成 28 年 11 月 24 日、浙江万凱新材料から、同者が調査対象貨物の主要生産者及び輸出者である旨、並びに、仮に同者による任意の追加回答を調査した場合であっても、「輸出者又は生産者の数が膨大である」ため、「当局にとって不当な負担となり」かつ「適時に調査を完了することができなくなる」⁷⁷わけではないと考えること、及び同者は市場経済質問状及び供給者質問状の双方について期日までに全ての回答を提出しており、「調査の過程で検討できるよう適時に必要な情報を提供する」者に該当することから、個別の不当廉売課税の算定を要望する旨の意見書⁷⁸が提出された。

1-5-2-4 標本抽出（サンプリング）に係る対象者の追加選定通知及び意見等の提出

- (50) 平成 29 年 2 月 3 日、サンプリング通知への回答書を提出した供給者 10 者⁷⁹に対して、「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る調査対象者の選定等について」（以下「サンプリング追加選定通知」という。）を送付し、サンプル調査対象者として選定された 2 者のうち、遠紡工業（上海）については、同社及び同社の関連企業に対する日本国政府による証拠の提出の求めに対し、部分的な回答のみが行われ、必要な証拠の提出がされなかったと認められることから、サンプル調査対象者から除外し、新たなサンプル調査対象者を選定し、当該対象者から提出された証拠等により事実認定を行う旨を通知した。

- (51) 新たなサンプル調査対象者として、サンプリング通知への回答書を提出し、かつ確認票及び供給者質問状に対して期限内に回答を行った者であって、調査対象貨物の日本向け輸出量の上位を占める供給者と推定される浙江万凱新材料及び海南逸盛石化の 2 者を選定した。

この際、調査において、サンプル調査対象者に選定された供給者の関連企業を含めて調査する必要があると認められる場合には、それら関連企業から提出された証拠等を含めて事実認定を行うこととする旨を通知した。

- (52) サンプリング追加選定通知において調査対象者の選定等について意見を述べる機会を設ける旨を通知したところ、調査対象者の選定に係る意見の提出期限である平成 29 年 2 月 10 日までに、供給者 1 者から意見⁸⁰が提出された。

- (53) サンプリングに係る供給者へのサンプリング通知の送付と回答書の提出、及びサンプリング選定通知及びサンプリング追加選定通知の送付、並びにそれらの意見の提出状況等については、「表 8 標本抽出（サンプリング）に係る供給者への通知及び回答、並びに意見の提出状況」のとおりであった。

表 8 標本抽出（サンプリング）に係る供給者への通知及び回答、並びに意見の提出状況

供給者名	サンプリング 通知 送付日	回答書 提出日	サンプリング 選定通知 送付日	選定通知 に係る意見 の提出	サンプリング 追加選定 通知送付日	追加選定 通知に係る 意見の提出
------	---------------------	------------	-----------------------	----------------------	-------------------------	------------------------

⁷⁷ 協定 6.10.2

⁷⁸ 意見書（浙江万凱新材料 平成 28 年 11 月 24 日）

⁷⁹ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック、遠紡工業（上海）、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、華潤包装材料、騰龍特殊樹脂（厦門）、亞東工業（蘇州）及び海南逸盛石化

⁸⁰ 意見の表明（遠紡工業（上海） 平成 29 年 2 月 10 日）

江蘇三房巷集団	10/26	—	—	—	—	—
広東泰宝聚合物	10/26	11/7	11/16	—	2/3	—
浙江万凱新材料	10/26	11/7	11/16	11/24	2/3	—
恒力集団	10/26	—	—	—	—	—
江蘇興業プラスチック	10/26	11/7	11/16	11/21	2/3	—
華潤創業	10/26	—	—	—	—	—
珠海裕華聚酯	10/26	—	—	—	—	—
騰龍特殊樹脂（厦門）	10/26	11/7	11/16	—	2/3	—
浙江恒逸集団	10/26	—	—	—	—	—
XINHUI INDUSTRIAL LIMITED	10/26	—	—	—	—	—
常州安德利聚酯	10/26	—	—	—	—	—
遠紡工業（上海）	10/26	11/7	11/16	—	2/3	2/10
江陰興泰新材料	10/26	11/7	11/16	11/21	2/3	—
江陰興宇新材料	10/26	11/7	11/16	11/21	2/3	—
海南逸盛石化	10/26	11/8	11/16	—	2/3—	—
江蘇三房巷国際貿易	10/26	—	—	—	—	—
華潤包装材料	10/26	11/7	11/16	—	2/3	—
上海恒逸聚酯纖維	10/26	—	—	—	—	—
亞東工業（蘇州）	10/26	11/7	11/16	—	2/3	—
遠東化聚工業	10/26	—	—	—	—	—
中国石化儀微化纖	10/26	—	—	—	—	—

1-5-3 質問状回答書の不備等に対する確認

(54) 供給者質問状、市場経済質問状、輸入者質問状及び本邦生産者質問状の回答書を受領後、サンプル調査対象者 2 者⁸¹（うち 1 者は関連会社との連名）、輸入者 14 者⁸²及び本邦生産者 6 者⁸³に対して、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、平成 28 年 12 月 12 日、当該箇所を明示し、期限を付して、不足している添付資料を提出する意思、及び、回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて改めた回答書（以下「不備改め版回答書」という。）を再提出する意思がある場合は、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める旨を通知（以下「不備指摘」という。）した。

(55) これに対して、提出期限である平成 28 年 12 月 26 日までに、サンプル調査対象者 2 者（うち 1 者は関連会社との連名）、輸入者 12 者⁸⁴及び本邦生産者 5 者⁸⁵から、不備改め版回答書（添

⁸¹ 遠紡工業（上海）及び遠東化聚工業並びに華潤包装材料

⁸² 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、ツカサベトコ、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、吉野工業所、日本パリゾン及び大塚製薬

⁸³ 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー、協栄産業及び遠東石塚グリーンペット

⁸⁴ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、日本パリゾン及び大塚製薬

⁸⁵ 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー及び協栄産業

付資料を含む。)の提出がなされた。また、輸入者 12 者及び本邦生産者 5 者から、添付資料の提出がなされた。

また、輸入者 1 者⁸⁶は、期限内に一部資料を提出し、その後、告示に定める自発的な証拠の提出の期限内に残余の資料を自発的に提出した。他の輸入者 1 者⁸⁷及び本邦生産者 1 者⁸⁸からは期限内に提出がなく、また、告示に定める自発的な証拠の提出の期限内にも提出はなかった。

- (56) 供給者質問状、市場経済質問状、輸入者質問状及び本邦生産者質問状の回答の不備等に対する確認状況については、「表 9 供給者（サンプル調査対象者）への著しい不備指摘並びに輸入者及び本邦生産者への不備指摘の通知並びに不備改め版回答書の提出状況」のとおりであった。

表 9 供給者（サンプル調査対象者）への著しい不備指摘並びに輸入者及び本邦生産者への不備指摘の通知並びに不備改め版回答書の提出状況

供給者（サンプル調査対象者）、 輸入者及び本邦生産者	不備指摘 送付日	不備改め版回答書 (添付資料を含む。) 提出日
華潤包装材料	12/12	12/26
遠紡工業（上海） 遠東化聚工業	12/12 (2 者連名)	12/26 (2 者連名)
岩谷産業	12/12	12/26
KISCO	12/12	12/22
三協化成産業	12/12	12/22
ツカサペトコ	12/12	1/16(期限外) 証拠の提出
豊田通商	12/12	12/26
恒逸 JAPAN	12/12	12/26
丸紅ブラックス	12/12	12/26
三菱商事プラスチック	12/12	12/26
ミツワ	12/12	12/22
三井物産	12/12	12/26
伊藤忠商事	12/12	12/26
吉野工業所	12/12	—
日本パリスン	12/12	12/22
大塚製薬	12/12	12/14
三井化学	12/12	12/26
三菱化学	12/12	12/26
日本ユニペット	12/12	12/26
越前ポリマー	12/12	12/26
協栄産業	12/12	12/21
遠東石塚グリーンペット	12/12	—

⁸⁶ ツカサペトコ

⁸⁷ 吉野工業所

⁸⁸ 遠東石塚グリーンペット

1-5-4 追加質問状の送付等

1-5-4-1 追加質問状の送付及び回答

- (57) 平成 29 年 1 月 12 日、サンプル調査対象者 2 者⁸⁹（うち 1 者⁹⁰は関連企業との連名）及びサンプル調査対象者の関連企業 1 者⁹¹、輸入者 3 者⁹²並びに本邦生産者 7 者⁹³に対して追加質問状を送付した。

この際、指定した回答期限までに追加質問状の回答書（以下「追加質問状回答書」という。）の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

なお、追加質問状の送付に際して、サンプル調査対象者のうち 1 者⁹⁴に対し、追加質問の趣旨及び内容を代理人に詳細に説明するとともに、不明な点等があれば、いつでも調査当局に連絡するよう伝達した。

- (58) 追加質問状に対して、サンプル調査対象者 2 者（うち 1 者は関連企業との連名）、輸入者 2 者⁹⁵及び本邦生産者 5 者⁹⁶から、追加質問状回答書が当該提出期限である平成 29 年 1 月 26 日までに提出された。本邦生産者 1 者⁹⁷から、当該期限内に回答書の提出はなかったが、告示に定める自発的な証拠の提出の期限内に回答書が提出され、これを受理した。サンプル調査対象者の関連企業 1 者⁹⁸、輸入者 1 者⁹⁹及び本邦生産者 1 者¹⁰⁰からは、期限内に回答書の提出がなく、告示に定める自発的な証拠の提出の期限内にも提出はなかった。

- (59) 平成 29 年 2 月 3 日、サンプリング追加選定通知を送付し新たにサンプル調査対象者となった供給者 2 者¹⁰¹に対して、追加質問状を送付した。

この際、「追加質問状」に対して特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

なお、追加質問状の送付に際して、サンプル調査対象者のうち 1 者¹⁰²に対し、同者が当初質問状回答にあたり質問の趣旨を誤解している可能性が認められたことから、追加質問の趣

⁸⁹ 遠紡工業（上海）及び華潤包装材料

⁹⁰ 遠紡工業（上海）（遠東化聚工業との連名）

⁹¹ 亞東工業（蘇州）

⁹² 豊田通商、伊藤忠商事及び吉野工業所

⁹³ 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー、ベルポリエステルプロダクツ、協栄産業及び遠東石塚グリーンペット

⁹⁴ 遠紡工業（上海）

⁹⁵ 豊田通商及び伊藤忠商事

⁹⁶ 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー及び協栄産業

⁹⁷ ベルポリエステルプロダクツ

⁹⁸ 亞東工業（蘇州）

⁹⁹ 吉野工業所

¹⁰⁰ 遠東石塚グリーンペット

¹⁰¹ 浙江万凱新材料及び海南逸盛石化

¹⁰² 海南逸盛石化

旨及び内容を代理人に説明するとともに、不明な点等があれば、いつでも調査当局に連絡するよう伝達した。

- (60) 追加質問状に対して、サンプル調査対象者 2 者から、追加質問状回答書が当該提出期限である平成 29 年 2 月 17 日までに提出された。

1-5-4-2 追加質問状回答書の不備に対する確認事項の送付

- (61) 追加質問状回答書の添付資料等の不備について、サンプル調査対象者 2 者¹⁰³に対して、「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査のための追加質問状に対する回答書の添付資料等に関する指摘事項について」（以下「添付資料等に関する指摘事項」という。）を送付した。

この際、指定した回答期限までに追加質問状回答書に対する確認事項の回答書の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書 II、並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

これに対して、サンプル調査対象者 2 者から期限内に添付資料等が提出された。

- (62) 平成 29 年 3 月 3 日、輸入者 1 者¹⁰⁴に対して「追加質問状の回答に対する確認事項等について」を送付し、追加質問状回答書の内容について確認した。

この際、指定した回答期限までに追加質問状回答書に対する確認事項の回答書の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書 II、並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

これに対して、当該輸入者から期限内に回答書が提出された。

- (63) 追加質問状の送付状況及び追加質問状回答書の回答状況、並びに追加質問状回答書の不備に対する確認事項の送付及び回答書の提出状況については、「表 10 追加質問状の送付及び回答状況、並びに当該回答に対する確認事項の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 10 追加質問状の送付及び回答状況、並びに当該回答に対する確認事項の送付及び回答状況

送付先	追加質問状 送付日	追加質問状 回答書の 提出日	追加質問状 回答書に対する 不備指摘、又は 確認事項の送付日	不備確認事項 への回答書の 提出日
華潤包装材料	1/12	1/26	3/2	3/9
遠紡工業（上海）	1/12	1/26	—	—
遠東化聚工業	1/12	1/26	—	—
亞東工業（蘇州）	1/12	—	—	—
豊田通商	1/12	1/26	—	—
伊藤忠商事	1/12	1/26	3/3	3/10

¹⁰³ 華潤包装材料及び海南逸盛石化

¹⁰⁴ 伊藤忠商事

吉野工業所	1/12	—	—	—
三井化学	1/12	1/24	—	—
三菱化学	1/12	1/26	—	—
日本ユニペット	1/12	1/26	—	—
越前ポリマー	1/12	1/26	—	—
ベルポリエステルプロダクツ	1/12	1/27 (期限外)	—	—
協栄産業	1/12	1/24	—	—
遠東石塚グリーンペット	1/12	—	—	—
浙江万凱新材料	2/3	2/17	—	—
海南逸盛石化	2/3	2/17	3/14	3/21

1-5-5 本邦生産者の確認の送付

- (64) 平成 29 年 3 月 8 日、本邦生産者¹⁰⁵に対して、「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査に係る本邦生産者の確認について」を送付し、同者が政令第 4 条第 2 項ただし書の規定に該当するか否かについて確認した。

この際、同者が当該ただし書きに該当することについての証拠を提出しない場合は、日本国政府は、同者が当該ただし書きに該当しないと判断する旨を明示した。

これに対して、同者から回答はなかった。

1-5-6 代替国に係る選定通知の送付等

- (65) 中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国販売価格」という。）を用いることができる¹⁰⁶とされている。

1-5-6-1 代替国に係る選定通知（1 回目）

- (66) 平成 28 年 9 月 30 日、「中華人民共和国高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」（以下「代替国選定 1 回目通知」という。）を、調査当局が知り得た全ての利害関係者（供給者 12 者¹⁰⁷、輸入者 13 者¹⁰⁸、本邦生産者 8 者¹⁰⁹）及び輸出国政府に通知し、

¹⁰⁵ 遠東石塚グリーンペット

¹⁰⁶ 中国 WTO 加盟議定書及び政令第 2 条第 3 項

¹⁰⁷ 江蘇三房巷集団、広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、恒力集団、江蘇興業プラスチック、華潤創業、珠海裕華聚酯、騰龍特殊樹脂（厦門）、浙江恒逸集団、XINHUI INDUSTRIAL LIMITED、常州安德利聚酯及び遠紡工業（上海）

¹⁰⁸ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、双日プラネット、ツカサペトコ、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅プラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、長瀬産業及び伊藤忠商事

中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補及びその選定理由について、「表 11 代替国の候補及びその選定理由」を示すとともに、意見を求めた。

表 11 代替国の候補及びその選定理由

代替国の候補	代替国候補の選定理由
タイ王国、メキシコ合衆国、トルコ共和国、インドネシア共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、インド、ポーランド共和国、アルゼンチン共和国、リトアニア共和国、オマーン国、台湾、大韓民国、スペイン、イタリア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アラブ首長国連邦、ベルギー王国、オランダ王国、アメリカ合衆国、日本国	日本国政府が調査したところ、左記 21 ヶ国において高重合度ポリエチレンテレフタレート（粘度（IV 値）0.7dl/g 以上のもの）の生産及び販売が行われていると考えられることから、代替国候補として選定した。

- (67) 代替国選定 1 回目通知に対して、意見の提出期限である平成 28 年 10 月 14 日までに、供給者 2 者¹¹⁰、輸入者 4 者¹¹¹及び本邦生産者 2 者¹¹²から、また、当該提出期限後に他の供給者 2 者¹¹³から、「表 12 代替国の候補及びその選定理由」及び「表 13 提案された代替国候補及び提案する理由」のとおり意見の提出があった。

なお、供給者 4 者のうち 1 者¹¹⁴については、代替国選定 1 回目通知の送付先の関連企業からの提出であった。

表 12 調査当局が示した国を不適切と考える理由

	不適切と考える国	理由
1	ベトナム	・中国と同様、非市場経済国のため。
2	メキシコ、トルコ、ブラジル、ベトナム、インド、ポーランド、アルゼンチン、リトアニア、オマーン、台湾、韓国、スペイン、イタリア、アラブ首長国連邦、ベルギー、オランダ、アメリカ、日本	・左記の国の多くは、輸入関税、AD 関税及び SG が導入されているため、これらの国の国内価格は市場価格ではなく正常価格とは言えない。 ・中国の経済発展段階と近似しているとは言えない。 ・左記の国の多くは、粗原料が生産されていないため、これらの国において粗原料コストを比較することは妥当ではない。
3	タイ以外の国	・中国と差が大き過ぎる。
4	トルコ、ベトナム、ポーランド、アルゼンチン、リトアニア、オマーン、韓国、スペイン、イタリア、イギリス、アラブ首長国連邦、ベルギー、オランダ、アメリカ、日本	・中国の GNI と大きく異なる。 ・アメリカは、PETG と呼ばれる高グレード品を生産している ECC 社が存在するため不適切。 ・韓国は、該当する貨物輸入品の一部に天然植物由来の PTA を使用した高価格帯の PET 樹脂を日本向けに大量に販売している実績が存在し、商品の性質上、中国品よりも高価格帯であるため。
5	タイ、ブラジル以外の国	・GNI を基準として、中国と比較的近い国はタイ及びブラジル

¹⁰⁹ 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー、ベルポリエステルプロダクツ、協栄産業、ペトリファインテクノロジー及び遠東石塚グリーンペット

¹¹⁰ 広東泰宝聚合物及び海南逸盛石化

¹¹¹ KISCO、双日ブラネット、豊田通商及び丸紅ブラックス

¹¹² 三井化学及び遠東石塚グリーンペット

¹¹³ 浙江万凱新材料及び騰龍特殊樹脂（厦門）

¹¹⁴ 海南逸盛石化（浙江恒逸集団の関連企業）

		であり、その他の国と 20%以上乖離しているの中国と同程度の経済発展段階とはいえない。
6	メキシコ、トルコ、ブラジル、インド、ポーランド、アルゼンチン、リトアニア、オマーン、スペイン、イタリア、イギリス、アラブ首長国連邦、ベルギー、オランダ	・日本への輸入が極端に少なく比較にならない。
7	ベトナム、韓国	・日本への輸入は相当量あるが、比較可能な最も近い経済発展段階における国とは言えない。
8	インドネシア	・東アジアにおいて一定規模の PET 生産者が存在し、GNI が比較可能な最も近い国ではない。 ・インドネシアは製造能力が小さい製造者が多く、中国の製造業者と生産能力、技術の点で同等とはいえない。

表 13 提案された代替国候補及び提案する理由

	代替国候補	提案する理由
1	インドネシア	・ GNI より、比較可能な最も近い経済発展段階にあると認められる。
2	台湾、日本、ベトナム	・ 生産若しくは輸出の余力がある。
3	タイ、インドネシア	・ 中国の経済発展段階と近く、アジア圏という地理的条件も近い。 ・ 粗原料が製造されており、中国と粗原料調達コストが近い。 ・ 複数の PET 工場が存在しており、十分な情報の入手及び提供が可能。 ・ インドラマグループは、タイ及びインドネシアにて複数の工場を有しており、情報提供が可能。
4	タイ	・ 国情が近い。 ・ 日本までの地理位置が近い。 ・ 国民の収入が近い。 ・ GDP 規模、コスト構造、運賃など中国市場に近い。 ・ 市場経済構成が中国と似ている。 ・ 生産コストも中国と似ている。 ・ 中国と比べて、日本港までの海上運賃が大差ない。 ・ GNI が他の候補国より中国に近い。 ・ 中国の PET 製造メーカーの製造能力と比較して、より近い製造能力を持つ企業が存在する。 ・ 2011 年の中国の GNI が 13,170 に対しインドネシアは 10,190 ドル、タイは 14,870 ドルとなっている。比較可能な最も近い国として相応しい。 ・ 日本への輸入が中国に次いで大きい。 ・ インドラマベンチャーズグループのタイ工場が製造工場を有しており、中国の製造業者と製造能力も比較的近い。
5	タイ・インド・台湾	・ 対象貨物の主要用途となる飲料、食品の市場背景が近似している。 ・ 対象貨物の原料となる石油化学工業の基盤が十分に備わっている。 ・ 日本向け輸出実績が豊富にある。 ・ 中国で生産し日本向けに出荷されるグレード（ボトル用、アンチモン触媒）を製造、輸出している。

1-5-6-2 代替国に係る選定通知（2 回目）

- (68) 代替国選定 1 回目通知に係る上記の意見を踏まえ、平成 28 年 10 月 28 日、「中華人民共和国高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」（以下「代替国選定 2

回目通知」という。)を、確認票回答から判明した利害関係者を含む調査当局が知り得た全ての利害関係者（供給者 21 者¹¹⁵、輸入者 18 者¹¹⁶及び本邦生産者 8 者¹¹⁷）及び輸出国政府に対して通知し、各代替国の候補における 1 人当たりの GNI（2015 年）¹¹⁸が中国に近い順に基づき優先順位¹¹⁹を付けた「表 14 代替国候補の優先順位リスト」を示すとともに、「すべての代替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する。」旨等を明示し、代替国の候補等について意見を求めた。

また、これら代替国候補について、日本国政府は、「複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用する」こととし、「同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、日本国政府が適当と判断した生産者の情報を使用する」こととする旨を明示した。

表 14 代替国候補の優先順位リスト

優先 順位	代替国の候補	生産者の名称
1	タイ王国	Thai Shinkong Industry Corporation Co.,Ltd.
		Indorama Polymers Public Company Limited / AsiaPet (Thailand) Limited
		Indorama Ventures Public Company limited
		THAI MITUSI
		THAI SHINKONG
		INDORAMA POLYMERS PUBLIC. Co., Ltd.
		INDORAMA POLYESTER INDUSTRY RAYONG
		INDORAMA VENTURES POLYMERS RAYONG
		Asia Pet (Thailand) Limited
		Bangkok Polyester
		Thai-Shin Industrial Co.
		THAI PET RESIN CO., LTD.
2	メキシコ合衆国	Indorama Ventures EcoMex S DE RL DE CV
		M&G Polimeros Mexico (M & G Polímeros México, S.A. de C.V.)
		DAK Resinas Americas Mexico S.A. de C.V.
3	トルコ共和国	Indorama Ventures Adana PET Sanayi A.Ş
4	インドネシア共和国	P.T Mitsubishi Chemical Indonesia.
		P.T. PETNESIA RESINDO

¹¹⁵ 江蘇三房巷集団、広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、恒力集団、江蘇興業プラスチック、華潤創業、珠海裕華聚酯、騰龍特殊樹脂（厦門）、浙江恒逸集団、XINHUI INDUSTRIAL LIMITED、常州安德利聚酯、海南逸盛石化、江蘇三房巷国際貿易、華潤包装材料、上海恒逸聚酯繊維、遠紡工業（上海）、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、亞東工業（蘇州）、遠東化聚工業及び中国石化儀微化纖

¹¹⁶ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、双日ブラネット、ツカサペトコ、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、長瀬産業、伊藤忠商事、吉野工業所、日本パリゾン、サントリー食品インターナショナル、大塚製薬及びコカ・コーラビジネスソーシング

¹¹⁷ 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー、ベルポリエステルプロダクツ、協栄産業、ペトリファインテクノロジー及び遠東石塚グリーンペット

¹¹⁸ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「世界銀行 World Development Indicators」（データは 2015 年の 1 人当たり GNI）

¹¹⁹ 日本については、調査対象貨物の輸入国であることを考慮し、優先順位を最も低くした。

		PT INDORAMA SYNTHETICS
		PT INDORAMA POLYPET INDONESIA
		PT INDORAMA POLYPET KARYA
		MCCI
		PT Indorama Ventures Indonesia
5	ブラジル連邦共和国	M&G Fibras Brasil Ltda.
6	ベトナム社会主義共和国	Dozen Ray Enterprie Corp.
		Formosa Industries Corp.
7	インド	JBF INDUSTRIES LIMITED
		Relience Industries Limited
8	ポーランド共和国	Indorama Ventures Poland Sp.z o.o.
9	アルゼンチン共和国	Ecopek, S.A. PET Recycling Operations
10	リトアニア共和国	UAB Orion Global Pet
11	オマーン国	OCTAL Holding SAOC
12	台湾	Far Eastern New Century Corporation
		NAN YA PLASTICS CORPORATION
		SHINKONG SYNTHETIC FIBERS CORP (新光合成纖維股份有限公司)
13	大韓民国	LOTTE CHEMICAL CORPORATION.
		Daehan Synthetic
		Huvis
		SK Chemical
		TK Chemical
14	スペイン	Indorama Ventures Química S.L.U.
15	イタリア共和国	Ottana Polimeri S.R.L.
		M & G Finanziaria s.r.l.
16	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	LOTTE CHEMICAL UK Ltd.
		Indorama Polymers Workington Ltd.
17	アラブ首長国連邦	JBF RAK LLC
18	ベルギー王国	JBF GLO BAL EUROPE BVBA
19	オランダ王国	Indorama Ventures Europe B.V.
20	アメリカ合衆国	Whitaker Oil (Corporate ffice)
		M&G PET Plant, Corpus Christi, Texas, United States of America
		DAK Americas LLC
		StarPet Inc.
		AlphaPet Inc.
21	日本国	三井化学
		三菱化学
		越前ポリマー
		ベルポリエステルプロダクツ

		協栄産業
		ペットリファインテクノロジー
		遠東石塚グリーンペット

(69) 代替国選定 2 回目通知に対して、提出された意見はなかった。

(70) 代替国選定 1 回目通知及び代替国選定 2 回目通知の送付状況並びにそれらに対する意見書の提出状況については、「表 15 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 15 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答状況

利害関係者名	1 回目通知		2 回目通知	
	送付日	意見の提出日	送付日	意見の提出日
江蘇三房巷集団	9/30	—	10/28	—
広東泰宝聚合物	9/30	10/14	10/28	—
浙江万凱新材料	9/30	10/17 (期限外)	10/28	—
恒力集団	9/30	—	10/28	—
江蘇興業プラスチック	9/30		10/28	—
華潤創業	9/30		10/28	—
珠海裕華聚酯	9/30	—	10/28	—
騰龍特殊樹脂（厦門）	9/30	10/17 (期限外)	10/28	—
浙江恒逸集団	9/30	—	10/28	—
XINHUI INDUSTRIAL LIMITED	9/30	—	10/28	—
常州安德利聚酯	9/30	—	10/28	—
海南逸盛石化	—	10/14	10/28	—
江蘇三房巷国際貿易	—	—	10/28	—
華潤包装材料	—	—	10/28	—
上海恒逸聚酯繊維	—	—	10/28	—
遠紡工業（上海）	9/30	—	10/28	—
江陰興泰新材料	—	—	10/28	—
江陰興宇新材料	—	—	10/28	—
亞東工業（蘇州）	—	—	10/28	—
遠東化聚工業	—	—	10/28	—
岩谷産業	9/30	—	10/28	—
KISCO	9/30	10/14	10/28	—
三協化成産業	9/30	—	10/28	—
双日プラネット	9/30	10/14	10/28	—
ツカサペトコ	9/30	—	10/28	—
豊田通商	9/30	10/14	10/28	—
恒逸 JAPAN	9/30	—	10/28	—

丸紅ブラックス	9/30	10/14	10/28	—
三菱商事プラスチック	9/30	—	10/28	—
ミツワ	9/30	—	10/28	—
三井物産	9/30	—	10/28	—
長瀬産業	9/30	—	10/28	—
伊藤忠商事	9/30	—	10/28	—
吉野工業所	—	—	10/28	—
日本パリソン	—	—	10/28	—
サントリー食品インターナショナル	—	—	10/28	—
大塚製薬	—	—	10/28	—
コカ・コーラビジネスソーシング	—	—	10/28	—
三井化学	9/30	10/14	10/28	—
三菱化学	9/30	—	10/28	—
日本ユニペット	9/30	—	10/28	—
越前ポリマー	9/30	—	10/28	—
ベルポリエステルプロダクツ	9/30	—	10/28	—
協栄産業	9/30	—	10/28	—
ペトリファインテクノロジー	9/30	—	10/28	—
遠東石塚グリーンペット	9/30	10/7	10/28	—

1-5-6-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等

(71) 平成 28 年 10 月 28 日、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者（以下「代替国供給者」という。）59 者に対し、調査対象期間中に高重合度 PET を生産したか否か及び輸出したか否か等並びに本調査へ協力し質問状へ回答するか否か等を確認するための「確認票」及び「高重合度 PET に係る不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国質問状」という。）を送付し、協力を求めた。

(72) これに対して、確認票の提出期限である平成 28 年 11 月 11 日までにタイ王国、インドネシア共和国、台湾、イギリス、本邦に所在する代替国供給者 15 者¹²⁰から、及び当該提出期限後に本邦に所在する代替国供給者 1 者¹²¹から確認票回答が提出され、それら 16 者のうち、15 者¹²²から高重合度 PET の生産の実績がある旨、10 者¹²³から同貨物の輸出の実績がある旨、

¹²⁰ Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED、INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)、Thai Mitsui Specialty Chemicals、Thai PET Resin Co.,Ltd、PT Mitsubishi Chemical Indonesia、PT. INDORAMA VENTURES INDONESIA、遠東新世紀股份有限公司、Lotte Chemical UK Ltd、三井化学、三菱化学、越前ポリマー、協栄産業、ペトリファインテクノロジー及びベルポリエステルプロダクツ

¹²¹ 遠東石塚グリーンペット

¹²² Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED、INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)、Thai PET Resin Co.,Ltd、PT Mitsubishi Chemical Indonesia、PT. INDORAMA VENTURES INDONESIA、遠東新世紀股份有限公司、Lotte Chemical UK Ltd、三井化学、三菱化学、越前ポリマー、協栄産業、ペトリファインテクノロジー及び遠東石塚グリーンペット

¹²³ Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED、INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)、Thai PET Resin Co.,Ltd、PT Mitsubishi Chemical

及び 6 者¹²⁴から本調査へ協力する旨の回答があった。

- (73) 代替国質問状に関して、質問状回答の提出期限である平成 28 年 12 月 5 日までに 5 者¹²⁵から、及び当該提出期限後に 1 者¹²⁶から回答書が提出された。

なお、調査項目 B から D までに係る回答書の提出期限の延長について、代替国質問状回答書を提出した代替国供給者のうち、その延長要望の提出期限である平成 28 年 11 月 28 日までに 1 者¹²⁷から、及び当該期限後に 3 者¹²⁸から申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

この際、調査に協力する旨を表明した代替国供給者 3 者¹²⁹から、英語による書面で質問状回答期限の延長申請がなされたため、調査当局から、調査開始告示九（三）に記載のとおり本調査は日本語で実施することから、日本語による書面の提出を求めたところ、当該代替国供給者 3 者から、平成 28 年 12 月 1 日付けで、回答期限の延長申請が日本語による書面にて提出されたので、調査に支障ない範囲でこれを認めた。

- (74) 代替国質問状に関して、代替国供給者 4 者から、英語による回答書が提出されたため、調査当局から、調査開始告示九（三）に記載のとおり本調査は日本語で実施することから、日本語による書面の提出を求める旨を通知した。

これに対して、当該代替国供給者 4 者¹³⁰から、日本語による回答書は提出されなかった。

- (75) 代替国選定 1 回目通知及び代替国選定 2 回目通知の送付状況、及び意見書の提出状況については、「表 16 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 16 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答状況

優先 順位	国 名	企業名	確認票回 答 提出日	確認票 回答内容			質問状回 答提出日 (調査項 目 A)	質問状 回答延長 要望 (調 査項目 B～D)	質問状回 答提出日 (調査項 目 B～D)
				輸 出 実 績	生 産 実 績	現 調 受 入			
1 位	タイ 王国	Indorama Polyester Industries PCL	11/9	有	有	可	12/3 日文回答 無し	12/1 (期限外)	12/20 (期限外) 日文回答 無し
		INDORAMA POLYMERS	11/9	有	有	可	12/3 日文回答	12/1 (期限外)	12/19 (メール)

Indonesia、PT. INDORAMA VENTURES INDONESIA、遠東新世紀股份有限公司、Lotte Chemical UK Ltd、三井化学及び遠東石塚グリーンペット

¹²⁴ Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED、INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)、Thai PET Resin Co.,Ltd、PT. INDORAMA VENTURES INDONESIA 及び協栄産業

¹²⁵ Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED、INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)、Thai PET Resin Co.,Ltd 及び協栄産業

¹²⁶ PT. INDORAMA VENTURES INDONESIA

¹²⁷ Thai PET Resin Co.,Ltd

¹²⁸ Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED 及び INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)

¹²⁹ Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED 及び INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)

¹³⁰ Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED、INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)及び PT. INDORAMA VENTURES INDONESIA

		PUBLIC COMPANY LIMITED					無し		日文回答無し
		INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)	11/10	有	有	可	12/2 日文回答無し	12/1 (期限外)	12/20 (期限外) 日文回答無し
		Thai Mitsui Specialty Chemicals	11/8	無	無	—	—	—	—
		Thai PET Resin Co.,Ltd	11/10	有	有	可	12/5	11/17	12/19
4位	インドネシア	PT Mitsubishi Chemical Indonesia	11/11	有	有	不可	—	—	—
		PT. INDORAMA VENTURES INDONESIA	11/11	有	有	可	12/9 (期限外) 日文回答無し	—	12/9 日文回答無し
12位	台湾	遠東新世紀股份有限公司	11/10	有	有	不可	—	—	—
16位	イギリス	Lotte Chemical UK Ltd	11/11	有	有	不可	—	—	—
21位	日本	三井化学	11/9	有	有	不可	—	—	—
		三菱化学	11/11	無	有	不可	—	—	—
		越前ポリマー	11/11	無	有	不可	—	—	—
		協栄産業	11/10	無	有	不可	12/5	—	12/5
		ペットリファインテクノロジー	11/10	無	有	不可	—	—	—
		ベルポリエステルプロダクツ	11/11	無	有	不可	—	—	—
		遠東石塚グリーンペット	11/14 (期限外)	有	有	不可	—	—	—

(注) 日本語による回答の提出がなかった場合について、上記表中では「日文回答無し」と記載。

1-5-7 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

1-5-7-1 証拠の提出及び証言¹³¹

(76) 証拠の提出に関して、その期限である平成 29 年 1 月 30 日までに、供給者 3 者、輸入者 4 者及び本邦生産者 4 者から、「表 17 証拠の提出」のとおり証拠の提出があった。

(77) 証言に関して、その期限である平成 29 年 1 月 30 日までに、供給者 2 者¹³²から申出があり、「表 18 証言」のとおり証言の聴取が行われた。

表 17 証拠の提出

	提出日	提出者
--	-----	-----

¹³¹ 政令第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項

¹³² 華潤包装材料及び浙江万凱新材料

1	平成 29 年 1 月 5 日	豊田通商
2	平成 29 年 1 月 17 日	華潤包装材料
3	平成 29 年 1 月 19 日	三井化学
4	平成 29 年 1 月 24 日	広東泰宝聚合物
5	平成 29 年 1 月 25 日	浙江万凱新材料
6	平成 29 年 1 月 25 日	華潤包装材料
7	平成 29 年 1 月 25 日	三井化学
8	平成 29 年 1 月 27 日	浙江万凱新材料
9	平成 29 年 1 月 27 日	浙江万凱新材料
10	平成 29 年 1 月 27 日	KISCO
11	平成 29 年 1 月 30 日	三井化学
12	平成 29 年 1 月 30 日	三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー
13	平成 29 年 1 月 30 日	伊藤忠商事
14	平成 29 年 1 月 30 日	豊田通商
15	平成 29 年 1 月 30 日	サントリー食品インターナショナル
16	平成 29 年 1 月 30 日	華潤包装材料

表 18 証言

	証言者	証言の申出日	証言の聴取日	証言聴取記録 送付日	証言聴取記録 回答日
1	華潤包装材料	平成 29 年 1 月 16 日	平成 29 年 1 月 25 日	平成 29 年 2 月 9 日	平成 29 年 2 月 15 日
2	浙江万凱新材料	平成 29 年 1 月 16 日	平成 29 年 1 月 25 日	平成 29 年 2 月 9 日	平成 29 年 2 月 15 日

(78) 表 17 の 2 に掲げる証拠の提出に関して、平成 29 年 1 月 10 日、証拠の提出¹³³及び意見の表明¹³⁴と併せた調査当局との面談の要望があったため、同年 1 月 17 日、調査当局は供給者と面談を行った。その際、調査当局から、面談で述べられた意見に対し調査において考慮されることを希望する場合には、意見の表明の期限である同年 3 月 30 日までに書面にて提出する必要があることを説明すると共に、書面に記載されていない事項については調査当局において一切考慮しない旨を申し述べた。

(79) 表 18 の証言に関して、平成 29 年 1 月 16 日付けの供給者 2 者からの証言の申出に対して、同年 1 月 20 日、調査当局から証言の聴取の日時及び場所並びにその他証言の聴取のために必要な事項を当該供給者にそれぞれ通知し、同年 1 月 25 日、証言の聴取がそれぞれ行われた。当該各証言については、書面（以下「証言聴取記録」という。）に作成され、閲覧に付された。

¹³³ 証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）

¹³⁴ 意見の表明（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）（表 19 の 10 に掲げる意見の表明と同一）

- (80) 平成 29 年 1 月 24 日付けで供給者 1 者から、同者による調査対象貨物の価格設定を示して、同者が不当廉売した事実はない旨、また、本邦の産業への影響も皆無であるため、本件調査を取りやめることの決定がなされるべきである旨の証拠の提出¹³⁵及び意見の表明¹³⁶があった。

調査当局は、不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実については、「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」において、また、当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実については、「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」で述べるとおり、質問状回答書等に基づき確認しているため、調査を取りやめるべきである場合¹³⁷には該当しないと判断した。

1-5-7-2 対質の申出¹³⁸

- (81) 対質の申出に関して、その期限である平成 29 年 2 月 28 日までに、対質の申出をした利害関係者はいなかった。

1-5-7-3 意見の表明¹³⁹

- (82) 意見の表明については、その期限である平成 29 年 3 月 30 日までに、供給者 9 者、輸入者 3 者、本邦生産者 4 者及び産業上の使用者 21 者から、「**表 19 意見の表明**」のとおり意見の表明があった。

表 19 意見の表明

	提出日	提出者
1	平成 28 年 11 月 7 日	海南逸盛石化
2	平成 28 年 11 月 9 日	亞東工業（蘇州）
3	平成 28 年 11 月 10 日	中国政府（商務部貿易救済調査局）
4	平成 28 年 11 月 21 日	江蘇興業プラスチック
5	平成 28 年 11 月 21 日	江陰興泰新材料
6	平成 28 年 11 月 21 日	江陰興宇新材料
7	平成 28 年 11 月 24 日	浙江万凱新材料
8	平成 28 年 12 月 28 日	伊藤忠商事
9	平成 29 年 1 月 5 日	豊田通商
10	平成 29 年 1 月 17 日	華潤包装材料
11	平成 29 年 1 月 24 日	広東泰宝聚合物

¹³⁵ 証拠の提出（広東泰宝聚合物 平成 29 年 1 月 24 日）

¹³⁶ 意見の表明（広東泰宝聚合物 平成 29 年 1 月 24 日）

¹³⁷ 協定 5.8 及びガイドライン 6.(7)四

¹³⁸ 政令第 12 条第 1 項

¹³⁹ 政令第 12 条の 2 第 1 項

12	平成 29 年 1 月 30 日	三井化学、三菱化学、日本ユニペット及び越前ポリマー（以上 4 者連名）
13	平成 29 年 1 月 30 日	伊藤忠商事
14	平成 29 年 2 月 10 日	遠紡工業（上海）
15	平成 29 年 3 月 9 日	日本パリソン
16	平成 29 年 3 月 28 日	豊田通商
17	平成 29 年 3 月 30 日	RP 東プラ、アテナ工業、株式会社生駒化学工業、エフピコ、オージェイケイ、三宝化成工業、進栄化成（大阪）、竹内産業、株式会社台和、中央商興株式会社、ニシヨリ、廣川、ポリマープラス株式会社、ミネロン化成工業株式会社、ヤマトエスロン、ライニングコンテナリースパック、伊藤忠商事及び豊田通商（以上 19 者連名）
18	平成 29 年 3 月 30 日	キリン
19	平成 29 年 3 月 30 日	サントリー食品インターナショナル
20	平成 29 年 3 月 30 日	キリン及びサントリー食品インターナショナル（以上 2 者連名）
21	平成 29 年 3 月 30 日	華潤包装材料
22	平成 29 年 3 月 30 日	東洋製罐
23	平成 29 年 3 月 30 日	三菱化学
24	平成 29 年 3 月 30 日	北海製罐
25	平成 29 年 3 月 30 日	海南逸盛石化
26	平成 29 年 3 月 30 日	伊藤忠商事
27	平成 29 年 3 月 30 日	三井化学、三菱化学、日本ユニペット及び越前ポリマー（以上 4 者連名）

(83) 表 19 の 17 に掲げる意見の表明に関して、平成 29 年 3 月 24 日、意見の提出に併せた調査当局との面談の要望があったため、同年 3 月 30 日、調査当局は意見を提出した 19 者のうち面談参加希望者である輸入者 2 者及び産業上の使用者 3 者¹⁴⁰と面談を行った。その際、調査当局から、面談で述べられた意見に対し調査において考慮されることを希望する場合には、意見の表明の期限である同年 3 月 30 日までに書面にて提出する必要があることを説明すると共に、書面に記載されていない事項については調査当局において一切考慮しない旨を申し述べた。

(84) 平成 29 年 3 月 30 日、供給者 1 者から、同者が不当廉売した事実はなく、同者の輸出した高重合度 PET が本邦国内市場に損害を与えていないため、本件調査を終了させるべきである旨の意見の表明¹⁴¹があった。

この意見については、調査当局は、不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実については、**「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」**において、また、当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実については、**「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**で述べるとおり、質問状回答書等に基づき確認しているため、調査を取りやめるべきである場合¹⁴²には該当しない

¹⁴⁰ RP 東プラ、竹内産業、リスパック、伊藤忠商事及び豊田通商

¹⁴¹ 意見の表明（海南逸盛石化 平成 29 年 3 月 30 日）（表 19 の 25）

¹⁴² 協定 5.8 及びガイドライン 6.(7)四

と判断した。

- (85) 平成 29 年 3 月 30 日、申請者 4 者から連名にて、不当廉売された調査対象貨物の著しい輸入の増加により本邦産同種の貨物の価格に影響を及ぼしている旨、したがって本邦の産業に実質的な損害が生じ、本邦の産業を保護する必要があることから、申請者は日本国政府に対して仮の決定を行った上で、暫定的な関税を賦課するよう求める旨の意見の表明¹⁴³があった。

1-5-7-4 情報の提供¹⁴⁴

- (86) 「情報の提供」については、その期限である平成 29 年 2 月 28 日までに、産業上の使用者 1 者から、「表 20 情報の提供」のとおり情報の提供があった。

表 20 情報の提供

	提出日	提出者
1	平成 29 年 2 月 28 日	麒麟

1-5-8 現地調査

1-5-8-1 供給者及び本邦生産者に対する現地調査の実施

- (87) サンプル調査対象者 3 者¹⁴⁵（そのうち 1 者¹⁴⁶についてはその関連企業である輸入者 1 者¹⁴⁷を含む）及び本邦生産者質問状回答書を提出した本邦生産者のうち 1 グループ（3 者）¹⁴⁸に対して、「表 21 現地調査の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。
- (88) これに対して、サンプル調査対象者 3 者及び本邦生産者 1 グループから、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。
- (89) 現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査に係る現地調査の実施について」を送付¹⁴⁹し、「表 21 現地調査の実施状況」のとおり現地調査を実施した。

¹⁴³ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）（表 19 の 27）

¹⁴⁴ 政令第 13 条第 1 項

¹⁴⁵ 華潤包装材料、浙江万凱新材料及び海南逸盛石化

¹⁴⁶ 海南逸盛石化

¹⁴⁷ 恒逸 JAPAN

¹⁴⁸ 三菱化学、日本ユニペット及び越前ポリマー

¹⁴⁹ ガイドライン 9.(1) ー ②

- (90) 現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者へ送付の上、事実誤認等による修正の有無等について確認を求めた。

これに対して、サンプル調査対象者 3 者から報告書の内容に事実誤認があるとして修正の要望が提出された。

調査当局が提出された修正要望の内容を検討したところ、当該修正要望の内容のうち一部については適切なものとしてこれを認め、現地調査報告書を修正したが、他については当該修正要望の内容は事実誤認に係るものとは認められなかった。

1-5-8-2 代替国生産者に対する現地調査の実施

- (91) 代替国質問状回答書の提出があった代替国の生産者のうち 1 者¹⁵⁰に対して、「表 21 現地調査の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに、現地調査の日程を提示した「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

- (92) これに対して、当該生産者 1 者から、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。

- (93) 現地調査の受入れに同意した対象者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）に係る現地調査の実施について」を送付¹⁵¹し、「表 21 現地調査の実施状況」のとおり現地調査を実施した。

- (94) 現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者へ送付¹⁵²の上、事実誤認等による修正の有無等について確認を求めた。

これに対して、当該対象者から報告書の修正の要望は提出されなかった。

表 21 現地調査の実施状況

対象者	同意を求める通知日 現地調査項目等の通知日	実施日
華潤包装材料	平成 29 年 3 月 13 日 平成 29 年 3 月 28 日	平成 29 年 4 月 11 日～14 日
浙江万凱新材料	平成 29 年 3 月 24 日 平成 29 年 4 月 5 日	平成 29 年 4 月 19～21 日
海南逸盛石化	平成 29 年 3 月 24 日 平成 29 年 4 月 3 日	平成 29 年 4 月 24～26 日
(恒逸 JAPAN)		平成 29 年 4 月 17 日
三菱化学 日本ユニペット 越前ポリマー	平成 29 年 2 月 21 日 平成 29 年 2 月 28 日	平成 29 年 3 月 14～17 日
Thai PET Resin Co., Ltd.	平成 29 年 2 月 23 日 平成 29 年 3 月 6 日	平成 29 年 3 月 20～22 日

¹⁵⁰ Thai PET Resin Co. Ltd.

¹⁵¹ ガイドライン 9.を準用

¹⁵² ガイドライン 9.を準用

1-6 秘密の情報

- (95) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）に係る秘密として取り扱う情報（以下「秘密情報」という。）について、調査当局は、その範囲及び理由を記載した書面（以下「秘密の理由書」という。）の提出を求め、これを受領¹⁵³した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

1-7 証拠等の閲覧

- (96) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した¹⁵⁴。

1-8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

- (97) 閲覧に供した供給者質問状、市場経済質問状、輸入者質問状及び本邦生産者質問状の回答書に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について、利害関係者に対し意見を求めた。

これに対して、利害関係者から意見の提出は無かった。

- (98) 平成 28 年 12 月 12 日、閲覧に供した質問状回答書における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について、質問状回答書を提出した供給者 11 者¹⁵⁵、輸入者 14 者¹⁵⁶及び本邦生産者 6 者¹⁵⁷に通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書（以下「開示版修正回答書」という。）及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密の理由書を提出する意図がある場合には、これらの資料を提出するよう求めた。

- (99) これに対して、サンプル調査対象者 2 者¹⁵⁸（そのうち 1 者は関連企業との連名¹⁵⁹）、その他の供給者 1 者¹⁶⁰、輸入者 12 者¹⁶¹及び本邦生産者 5 者¹⁶²から、開示版修正回答書及び秘密

¹⁵³ 協定 6.5、政令第 7 条第 6 項及び第 7 項、政令第 10 条第 1 項及び第 2 項

¹⁵⁴ 政令第 11 条

¹⁵⁵ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、華潤包装材料、騰龍特殊樹脂（厦門）、海南逸盛石化、遠紡工業（上海）、遠東化聚工業及び亞東工業（蘇州）

¹⁵⁶ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、ツカサペトコ、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、吉野工業所、日本パリスン及び大塚製薬

¹⁵⁷ 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー、協栄産業及び遠東石塚グリーンペット

¹⁵⁸ 華潤包装材料及び遠紡工業（上海）

¹⁵⁹ 遠紡工業（上海）及び遠東化聚工業

¹⁶⁰ 海南逸盛石化

情報とした理由を見直した秘密の理由書が当該提出期限である平成 28 年 12 月 26 日までに提出され、これを閲覧に供した。

また、新たにサンプル調査対象者となった供給者 1 者¹⁶³及び輸入者 1 者¹⁶⁴から、当該提出期限徒過後自発的な証拠の提出の期限までの間に、開示版修正回答書等が提出され、これを閲覧に供した。

- (100) 質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び修正版回答書の提出状況に対する確認状況については、「表 22 供給者・市場経済質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」、「表 23 輸入者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」、及び「表 24 本邦生産者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」のとおりであった。

表 22 供給者・市場経済質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

「供給者質問状」及び「市場経済質問状」の回答書を提出した供給者 11 者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
広東泰宝聚合物	12/12	—
浙江万凱新材料	12/12	1/27 (期限外) 証拠の提出
江蘇興業プラスチック	12/12	—
江陰興泰新材料	12/12	—
江陰興宇新材料	12/12	—
華潤包装材料	12/12	12/26
騰龍特殊樹脂（厦門）	12/12	—
海南逸盛石化	12/12	12/22
遠紡工業（上海）	12/12	12/26
遠東化聚工業	12/12	12/26
亞東工業（蘇州）	12/15	—

(注) 騰龍特種樹脂（厦門）及び遠東化聚工業からは、「供給者質問状」の回答書のみで、「市場経済質問状」の回答書は提出されなかったため、「供給者質問状」回答書に対してのみ秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性に係る指摘事項を通知した。

表 23 輸入者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

「輸入者質問状」の回答を提出した輸入者 14 者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
岩谷産業	12/12	12/26
KISCO	12/12	12/22
三協化成産業	12/12	12/22

¹⁶¹ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、日本パリソン及び大塚製薬

¹⁶² 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー及び協栄産業

¹⁶³ 浙江万凱新材料

¹⁶⁴ ツカサペトコ

ツカサペトコ	12/12	1/16 (期限外) 証拠の提出
豊田通商	12/12	12/26
恒逸 JAPAN	12/12	12/26
丸紅ブラックス	12/12	12/26
三菱商事プラスチック	12/12	12/26
ミツワ	12/12	12/22
三井物産	12/12	12/26
伊藤忠商事	12/12	12/26
吉野工業所	12/12	—
日本パリソン	12/12	12/22
大塚製薬	12/12	12/14

表 24 本邦生産者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

「本邦生産者質問状」の回答を 提出した本邦生産者 6 者	開示範囲及び秘密 情報の要約に係る 指摘送付日	開示版修正回答書 秘密の理由書等の 提出日
三井化学	12/12	12/26
三菱化学	12/12	12/26
日本ユニペット	12/12	12/26
越前ポリマー	12/12	12/26
協栄産業	12/12	12/21
遠東石塚グリーンペット	12/12	—

(101) 平成 28 年 11 月 7 日及び 21 日付けで供給者 1 者が提出した供給者質問状及び市場経済質問状への回答書^{165,166}の開示版に対して、同年 12 月 12 日、調査当局から質問状回答書における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る指摘を行ったところ、平成 29 年 1 月 27 日、自発的な証拠¹⁶⁷として追加提出され、これを閲覧に付した。

(102) 平成 29 年 1 月 5 日付けで輸入者 1 者から提出された証拠¹⁶⁸に関して、平成 29 年 1 月 17 日、調査当局から秘密情報の範囲の適切性について指摘を行ったところ、同年 1 月 19 日、同者から当該証拠の修正した開示版が提出され、これを閲覧に付した

(103) 平成 29 年 1 月 25 日、供給者 2 者から、申請書において、申請 4 者の合算された数値を秘密情報として扱うこと及びこれら 4 者の合算された数値に基づき算出された数値についても秘密情報として取り扱うことが正当ではないこと並びに秘密情報の公開要約が不十分であることから、ダンピングの事実や損害の事実について証明力のある証拠による十分な立証がされているとは言えない旨の証言¹⁶⁹があった。なお、同年 1 月 30 日、当該供給者 2 者のうち 1

¹⁶⁵ 供給者質問状回答書（浙江万凱新材料 平成 28 年 11 月 7 日及び 21 日）

¹⁶⁶ 市場経済質問状回答書（浙江万凱新材料 平成 28 年 11 月 7 日及び 21 日）

¹⁶⁷ 証拠の提出（浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 27 日）

¹⁶⁸ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）

¹⁶⁹ 証言（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 25 日）及び証言（浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

者から、証言の際に提出した証拠に対して修正版¹⁷⁰が提出されたが、証言内容についての修正はなかった。

申請書における申請 4 者の合算された数値を秘密情報として取扱うことについては、申請 4 者が実際には、1 者 1 グループの 2 者であることを考慮し、申請書開示版について、調査当局から追加的な開示は求めなかった。また、上記供給者 2 者が、公開要約が不十分である旨指摘する申請書別紙（非共有）1、2、3 及び 4 は、申請に対する支持の状況及び本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての証拠であるところ、上記(11)のとおり、調査当局は、調査の開始にあたり、関係法令に基づき調査の開始を正当とする十分な証拠があることを確認した。

- (104) 平成 29 年 1 月 26 日付けでサンプル調査対象者 1 者及びその関連会社 1 者から連名で提出された追加質問状回答書の開示版、平成 29 年 2 月 17 日付けでサンプル調査対象者 1 者から提出された追加質問状回答書の開示版並びに平成 29 年 3 月 10 日付けで輸入者 1 者から提出された追加質問状回答書の開示版において、これまで開示情報として既に関連されていた複数の情報を秘密情報として取り扱うことが求められていた^{171,172,173}。

これに対し、調査当局から、当該情報は既に開示情報として閲覧に付されている旨指摘を行ったところ、当該供給者及び輸入者から、当該情報については引き続き開示情報として取り扱うことに変更が無い旨の回答が提出され、これを閲覧に付した。

- (105) 平成 29 年 1 月 27 日付けで本邦生産者 1 者から提出された追加質問状回答書¹⁷⁴に関して、同年 2 月 16 日、調査当局から秘密の理由書の内容の不備及び開示版添付資料の不備について指摘を行ったところ、同年 2 月 22 日、同者から修正した秘密の理由書及び開示版の添付資料が提出され、これを閲覧に付した。

- (106) 平成 29 年 3 月 2 日、同年 2 月 28 日付けで産業上の使用者 1 者から提出された情報の提供¹⁷⁵に関して、調査当局から秘密情報の範囲の適切性について指摘を行ったところ、同年 3 月 9 日、同者から修正した情報の提出及び秘密の理由書が提出され、これを閲覧に付した。

- (107) 上記(90)の現地調査結果報告書に関して、平成 29 年 7 月 18 日付けでサンプル調査対象者 3 者から提出された当該報告書に係る「秘密扱いを求める書面」及び同報告書の事実誤認等による修正の申出に係る「秘密扱いを求める書面」に対して、調査当局から秘密情報の範囲及び要約の適切性について指摘を行ったところ、同年 7 月 28 日、当該サンプル調査対象者 3 者から、「秘密扱いを求める書面」の修正版が提出された。

1-9 新たに判明した直接の利害関係人

- (108) 平成 28 年 10 月 13 日付けで、本調査の利害関係者である供給者の委任を受けた中国国際商會と称する中国の団体からの再委任を受けたとして中国の法律事務所から、当該団体が証拠

¹⁷⁰ 証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 30 日）

¹⁷¹ 供給者追加質問状回答書（遠紡工業（上海）及び遠東化聚工業 平成 29 年 1 月 26 日）

¹⁷² 供給者追加質問状回答書（海南逸盛石化 平成 29 年 2 月 17 日）

¹⁷³ 追加質問状の回答に対する確認事項等について（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 10 日）

¹⁷⁴ 本邦生産者追加質問状回答書（バルポリエステルプロダクツ 平成 29 年 1 月 27 日）

¹⁷⁵ 情報の提供（麒麟 平成 29 年 2 月 28 日）

の提出又は意見の表明をすることのできる直接の利害関係人¹⁷⁶として認められるための手続きについて電子メールでの照会を受けた。これに対して、調査当局にて当該認定に必要な書類について説明したところ、同年 11 月 11 日、英語版及び中国語版の一部の書類のみが電子メールで提出されたため、調査当局より、日本語に翻訳された書面の提出を求めると共に、不足する書類について再度説明した。

(109) 平成 28 年 12 月 28 日、日本の法律事務所から、中国国際商会から中国の法律事務所を介して本件代理人になることを依頼され、これを受任したので、中国国際商会が利害関係人になるための要件等について調査当局と相談したいので面談を希望する旨の連絡があり、平成 29 年 1 月 10 日、調査当局は、当該代理人弁護士と面談の機会を設けて、直接の利害関係人として認められることを求める手続き及びそれに係る必要な提出書類について説明を行った。

(110) 平成 29 年 3 月 24 日、中国国際商会の代理人から、同団体が直接の利害関係人に該当することを求める旨を説明する上申書の案、並びに直接の利害関係人に該当することを証する書類として同団体の定款、社会団体法人登記証書、及び当該団体の会員企業名簿の抜粋が提出されたが、提出書面の一部のみ日本語訳が付されており一部が中国語版であり、更に証明するための書類が不足していることを、調査当局より指摘した。当該上申書が未だ案の段階にあり、正式に書面にて提出されなかったため、当該団体を本件調査に係る直接の利害関係人であると、調査当局にて判断するに至らなかった。

1-10 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

(111) 調査当局が知り得た供給者 21 者、輸入者 18 者、及び本邦生産者 11 者に対して、当初質問状及び追加質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

¹⁷⁶ 政令第 8 条第 1 項

2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

2-1 総論

2-1-1 調査対象貨物

(112) 調査対象貨物は、中国で生産され本邦に輸出された高重合度 PET であり、当該貨物の詳細は、上記「1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴、並びに供給国及び供給者」に記述したとおりである。¹⁷⁷

2-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

(113) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである高重合度 PET、又はそのような高重合度 PET がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する高重合度 PET とした。

2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方

(114) 不当廉売差額は、調査対象期間に輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする¹⁷⁸こととした。

(115) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する¹⁷⁹こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実に基づいて¹⁸⁰、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これら全ての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する¹⁸¹こととした。

(116) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する¹⁸²こととした。調整は、実際の取引価額を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価額から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費用、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の

¹⁷⁷ 調査対象期間においては、輸入統計品目番号第 3907.60-000 号に属していた。

¹⁷⁸ 協定第 2 条、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条

¹⁷⁹ 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10

¹⁸⁰ 協定 6.8、協定附属書 II 及びガイドライン 10.

¹⁸¹ 協定 9.2

¹⁸² 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、その他の間接販売費・一般管理費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

(117) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する¹⁸³こととした。

(118) 算出した不当廉売差額を輸出価格で除した数値が 2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少である¹⁸⁴とした。

2-1-4 不当廉売差額の算出に係る調査対象者の選定

(119) 上記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、供給者 21 者に対し、確認票及び供給者質問状を送付した。

これに対して、確認票については、回答提出期限までに 10 者から、及び当該提出期限後に 1 者から回答の提出があり、それら回答のあった 11 者に関して、10 者から調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績がある旨及び 11 者全てから本邦への輸出実績がある旨、並びに本調査へ協力する旨の回答があった。

(120) 調査当局は、調査開始と同時に、在日本中国大使館に対し、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た 13 者以外の者で本邦に輸出される調査対象貨物の生産及び輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため質問状を追送する用意があるので、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼するとともに、供給者に対し、上記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票において、また、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た 13 者に対し、上記「1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等」に記載のとおり調査対象貨物の輸入者に対する確認票において、それぞれ、海外生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本件調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

その際、財務省及び経済産業省のホームページに掲載された「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する調査への協力お願い」の【注意事項】(3)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8、協定附属書 II 及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。しかし、中国政府からは、調査当局に対して、(16) (ア)、(イ) 及び (ウ) の 21 者以外の供給者に関する情報は提供されなかった。

(121) また、調査当局では、調査当局が知り得た供給者以外の者が、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する調査への協力お願い」、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」をダウンロードすることができる

¹⁸³ 協定 2.4.1

¹⁸⁴ 協定 5.8

ように財務省及び経済産業省のホームページに当初質問状等を掲載した。

この際、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する調査への協力をお願い」の注意事項(8)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨、また、注意事項(9)において、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」場合がある旨を明示した。

しかしながら、調査当局に対し、(16) (ア)、(イ) 及び (ウ) の 21 者以外の供給者が名乗り出ることはなかった。

- (122) 確認票の回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物のダンピングに係る個別の検討において、調査対象貨物の供給者の数が個別に検討することが実行可能でないほど多いことから、上記「**1-5-2 標本抽出（サンプリング）**」に記載のとおり、調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者 21 者全てに対し、サンプリング通知を送付した。

サンプリング通知に対して、指定した期限までに 10 者から回答書が提出され、また、供給者質問状の質問事項に全て回答した回答書が期限までに 6 者¹⁸⁵から提出された。

- (123) これを受け、調査当局は、サンプル調査対象者として先ず 2 者を選定し、そのうち 1 者は、日本国政府による証拠の提出の求めに対し、部分的な回答のみが行われ、必要な証拠の提出がされなかったと認められることからサンプル調査対象者から除外し、新たなサンプル調査対象者として 2 者を追加選定し、これら 3 者から提出された証拠等により事実認定を行うこととした。

2-1-5 正常価格の算出の基本的考え方

- (124) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）¹⁸⁶とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合¹⁸⁷には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）¹⁸⁸、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）¹⁸⁹とする¹⁹⁰こととした。

- (125) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取

¹⁸⁵ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、華潤包装材料、騰龍特殊樹脂（厦門）、海南逸盛石化、遠紡工業（上海）

¹⁸⁶ 政令第 2 条第 1 項第 1 号

¹⁸⁷ 政令第 2 条第 2 項

¹⁸⁸ 政令第 2 条第 1 項第 2 号

¹⁸⁹ 政令第 2 条第 1 項第 3 号

¹⁹⁰ 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条第 2 項

引の 20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす¹⁹¹こととした。

2-1-6 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

(126) 上記「2-1-3 正常価格の算出の基本的考え方」にかかわらず、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、調査対象貨物の生産者が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、「**市場経済の条件が浸透している事実**」があることを明確に示すことができない場合¹⁹²には、代替国販売価格として以下のいずれか¹⁹³を使用することとした。

- (ア) 代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
- (イ) 当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格
- (ウ) 当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

2-1-7 輸出価格の算出の基本的考え方

(127) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する¹⁹⁴こととした。

(128) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合¹⁹⁵しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする¹⁹⁶こととした。

2-1-8 端数処理の基本的考え方

(129) 通貨の換算、不当廉売差額率及び加重平均に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第 3 位を四捨五入することとした。

¹⁹¹ 協定 2.2.1

¹⁹² 政令第 2 条第 3 項

¹⁹³ 政令第 2 条第 1 項第 4 号

¹⁹⁴ 協定 2.1 及び法第 8 条第 1 項

¹⁹⁵ ガイドライン 7.(2)

¹⁹⁶ 協定 2.3、協定 2.4 及び政令第 3 条

2-2 市場経済条件の浸透事実

2-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方

(130) 上記(126)の「**市場経済の条件が浸透している事実**」には、以下の事実が含まれるもの¹⁹⁷、^{198,199}とした。

- (ア) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実
- (イ) 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- (ウ) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- (エ) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- (オ) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

2-2-2 市場経済条件の浸透している事実に関する検討

(131) 上記「**2-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に記載のとおり、市場経済条件の浸透している事実について以下のとおり検討することとした。

2-2-2-1 中国政府による産業界に対する関与

(132) 市場経済質問状調査項目 A-1 は、中国の生産者に対し、調査対象貨物及び同種の貨物の製造、販売、輸出、輸入並びに原材料の購入等の事業の開始にあたり適用されたあるいは適用される可能性のある中国政府、地方政府又は公的機関の法律、規制及び計画について説明することを求めている。今回、市場経済質問状に回答した者のうち、広東泰宝聚合物以外の全ての者が、本調査項目に対し、調査対象貨物及び同種の貨物に関する中央政府、地方政府又は公的機関の法律又は規制は存在しない旨回答した²⁰⁰。

(133) また、騰龍特殊樹脂（厦門）は市場経済質問状に回答をしなかった。

(134) 広東泰宝聚合物は、中国において、高重合度 PET の輸入や【回答内容】旨回答した²⁰¹。具体的には、輸入については、【回答内容】一方、【回答内容】

(135) また、広東泰宝聚合物は、同市場経済当初質問状回答²⁰²において、【高重合度 PET にかかる中国政府の政策】と回答した。

¹⁹⁷ 世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書第 15 条(a)柱書き及び同(i)

¹⁹⁸ 政令第 2 条第 3 項

¹⁹⁹ ガイドライン 7.(6)

²⁰⁰ 市場経済当初質問状回答書（調査項目 A-1）

²⁰¹ 市場経済当初質問状回答書（広東泰宝聚合物）（添付資料 A-1）

²⁰² 市場経済当初質問状回答書（広東泰宝聚合物）（添付資料 A-1）

- (136) 中国では、建国後の1953年以来、基本的に5年ごとに、5カ年計画が採択されている。5カ年計画は、開始前年の秋に、中国共産党中央委員会総会が「政府への提案」の形で基本方針を採択し、翌年3月に開催する全国人民代表大会で政府案が採択される。2011年から2015年までについては「中華人民共和国第12次国民経済・社会発展5カ年（2011～15年）計画²⁰³（以下「第12次5カ年計画」という。）」が、2016年から2020年までについては「中華人民共和国国民経済と社会発展第13次5カ年計画²⁰⁴（以下「第13次5カ年計画」という。）」が、それぞれ採択された。
- (137) 第12次5カ年計画の位置づけについては、同計画の冒頭で、「主に国の戦略的意図を説明し、政府の活動の重点を明確にし、市場主体の行為を誘導するもので、今後5年間のわが国の経済社会発展の壮大な青写真であり、全国各民族人民の共同行動綱領であり、政府が経済調節、市場監視管理、社会管理及び公共サービスの職責を果たすうえでの重要な根拠となるものである。」と述べられている。
- (138) 高重合度PET産業に関係しうるものとして、第12次5カ年計画には次の内容の記載があった。
- (ア) 石油化学業界は原料多様化の新たな方途を積極的に模索し、ハイエンド石化製品を重点的に開発し、化学肥料原料の調整を加速し、石油製品の品質のグレードアップを推進すべきだ²⁰⁵。
 - (イ) 奨励すべきサービス業の電気、水道、ガス、熱料金を工業と同一にする。サービス業の用地供給を拡大し、工業企業が撤退した土地はサービス業に優先的に使わせる。付加価値税の改革に合わせて、生産サービス業の租税制度をより完全にする²⁰⁶。
 - (ウ) 現行の産業指導目録を改訂・整備し、それぞれの主体機能区の奨励、制限及び禁止産業を明確にする²⁰⁷。
 - (エ) 国有資本収益の上納範囲を拡大し、上納比率を高め、財政(public finance)に統一的に納入させる。株式制企業特に上場会社の配当制度をより完全にする²⁰⁸。
 - (オ) 水価格の改革を引き続き推進し、水資源料金、水利施設の給水価格及び都市の給水価格政策をより完全にする。電力価格の改革を積極的に進め、大口需要家の電力直接取引及び競争価格での送電網接続実験を進めて、送・配電価格の形成メカニズムを整備し、電気料金の分類構造を改革する。²⁰⁹
- (139) 第13次5カ年計画の位置づけについては、同計画の冒頭で、「国家の戦略的意図を明確に述べ、社会経済発展の雄大な目標、主要な任務と重要な措置を明確化したもので、市場主体

²⁰³ 中華人民共和国第12次国民経済・社会発展5カ年（2011～15年）計画

(<http://www.ndrc.gov.cn/fzgggz/fzgh/ghwb/gjih/201109/P020110919592208575015.pdf>)

²⁰⁴ 中華人民共和国国民経済と社会発展第13次5カ年計画

(<http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201603/P020160318576353824805.pdf>)

²⁰⁵ 第12次5カ年計画「第9章 製造業の改造・引き上げ」「第一節 重点産業の構造調整推進」

²⁰⁶ 第12次5カ年計画「第17章 サービス業の発展に資する環境づくり」「第二節 サービス業政策の充実」

²⁰⁷ 第12次5カ年計画「第19章 主体機能区戦略の実施」「第二節 分類管理の地域政策実施」

²⁰⁸ 第12次5カ年計画「第32章 所得分配関係の合理的調整」「第二節 資本、技術、管理各要素を加えた分配制度の健全化」

²⁰⁹ 第12次5カ年計画「第49章 資源性産品価格及び環境保護費用徴収改革の深化」「第一節 資源性産品の価格形成メカニズムの整備」

の行為の方向性で有り、政府が職責を履行する重要な根拠であり、全国の各民族人民の共同の願望である。」と述べられている。

(140) 高重合度 PET 産業に関係しうるものとして、第 13 次 5 年計画には次の内容の記載があった。

- (ア) 国有企業を断固として強化・最適化・拡大し、一連の自主的イノベーション能力と国際競争力を有する国有基幹企業を育成し、国有経済の活力、コントロール力、影響力、リスク管理能力を強化し、国家の戦略的目標に一層貢献する。²¹⁰
- (イ) 政府の価格形成に対する干渉を減少し、競争性分野の商品とサービスの価格を全面的に自由化する。電力、石油、天然ガス、交通運輸、電信等の分野の競争性部分の価格を自由化する。(中略) 水の価格形成システムを整備する。(中略) 価格決定プロセスを規範化し、コスト管理を強化し、コストの公開を推進する。²¹¹
- (ウ) 「中国製造 2025」を着実に実施し、製造業のイノベーション能力と基礎能力の向上を重点として、情報技術と製造技術の深い融合を推進し、製造業をハイエンド、スマート、エコロジー、サービスの方向へ発展させ、製造業競争での新たな優位性を育成する。²¹²
- (エ) ハイエンド設備のイノベーション発展プロジェクトを実施し、自主設計の水準とシステム構成能力を大きく向上させる。²¹³
- (オ) 近代的石炭化学高度化モデル事業に基づき、石炭の分級、ガス化、浄化合成、カロリー利用、排水処理等の基幹分野に焦点を当て、プラント技術設備の国産化を推進する。石油精製と石油化学の一体化した、及び、川下石油化学製品の深度加工の基幹設備を開発し、装置の対応能力を向上させる。²¹⁴
- (カ) 第 13 次 5 年計画の有効的な実施を保障するには、中国共産党の指導の下、各級政府の職責をより良く実行し、各種主体の活力と創造力を最大限に呼び起こし、全党全国各民族人民の小康社会の全面的な建設のための強大な合成力を形成することが必要である。²¹⁵
- (キ) 外国為替管理のネガティブリスト制度を段階的に構築する。国外投資での外貨送金制限を緩和し、企業と個人の外為管理を改善する。²¹⁶

(141) 第 13 次 5 年計画には、「政府の価格形成に対する干渉を減少」する、「企業と個人の外為管理を改善する」といった政府の介入を減少させる旨を示唆する記載が認められる。これは、従来から中国において政府による介入が広範に行われてきたことの証左であると考えられる。また、高重合度 PET が関わる石油化学産業については、第 12 次 5 年計画には「石油化学業界は原料多様化の新たな方途を積極的に模索し、ハイエンド石化製品を重点的に開発し、化学肥料原料の調整を加速し、石油製品の品質のグレードアップを推進する。²¹⁷」、第 13 次 5 年計画には「近代的石炭化学高度化モデル事業に基づき、石炭の分級、ガス化、浄化合

²¹⁰ 第 13 次 5 年計画「第 11 章 基本的経済制度の堅持と整備」「第 1 節 国有企業の改革を大いに推進」

²¹¹ 第 13 次 5 年計画「第 13 章 近代的市場システムの確立」「第 2 節 価格形成システムの改革の推進」

²¹² 第 13 次 5 年計画「第 22 章 製造強国戦略の実施」冒頭

²¹³ 第 13 次 5 年計画「第 22 章 製造強国戦略の実施」「第 2 節 新型製造業の発展の促進」

²¹⁴ 第 13 次 5 年計画「第 22 章 製造強国戦略の実施」「コラム 7 ハイエンド設備イノベーション発展プロジェクト (8) 先進的化学プラント整備」

²¹⁵ 第 13 次 5 年計画「第 20 編 計画実施の保障強化」冒頭

²¹⁶ 第 13 次 5 年計画「第 50 章 対外開放新体制の健全化」「第 3 節 金融業の双方向開放の拡大」

章.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

²¹⁷ 第 12 次 5 年計画「第 9 章 製造業の改造・引き上げ」「第一節 重点産業の構造調整推進」

成、カロリー利用、排水処理等の基幹分野に焦点を当て、プラント技術設備の国産化を推進する。石油精製と石油化学の一体化した、及び、川下石油化学製品の深度加工の基幹設備を開発し、装置の対応能力を向上させる。」との産業振興にかかる目標の記載が認められる。そして、「第13次5カ年計画の有効的な実施を保障する」ため、「中国共産党の指導の下、各級政府の職責をより良く実行し、各種主体の活力と創造力を最大限に呼び起こし、全党全国各民族人民の小康社会の全面的な建設のための強大な合成力を形成することが必要である」旨述べられており、中国共産党の指導の下、政府がそれぞれの職責に応じて計画を実行し、産業活動に深く介入する体制であることが認められた。

- (142) また、2015年5月、中国政府（国務院）は、「製造強国戦略を実施し、統一的な計画と将来を見据えた手配を強化しなければならない」²¹⁸ことから、中国の「製造強国戦略」を実施するための第1次10カ年行動綱領として「中国製造2025」²¹⁹を公表し、各省・自治区・直轄市人民政府、国務院各部・委員会、各区職属機関に対し「真摯に貫徹して実行²²⁰」することを求めた。当該計画において、中国政府は同国を2025年までに世界の製造強国入りさせ、2035年までに世界の製造強国の中等レベルに達し、中国創立100周年を迎える2049年までに同国を世界トップレベルの製造強国と肩を並べるよう変革させる戦略方針と目標、戦略的任務と重点及び計画を実現するための具体的な施策について述べた「戦略的支持と保障」を示しており²²¹、同計画は同国の製造業の発展に係る中国政府の具体的な関与の意思を表明するものと認められた。

- (143) 高重合度PETの製造を含む製造業に対する中国政府の具体的な関与を裏付けるものとして、中国製造2025には次の内容の記載があった。

- (ア) 重要な戦略的プロジェクトと高度機器の技術改造実施に向けた政策の方向性を明らかにし、中央政府の技術改造推進資金規模を安定化し、利子補助などの方式を通じて、企業の技術改造のための長期的な体制を構築する。重点産業、高度製品、主要工程の技術改造を進め、企業の先進的な適用技術を先導し、製品構造を改善し、設計、製造、プロセス、管理のレベルを全般的に引き上げ、石油化学、建機、軽工業、繊維などの産業のバリューチェーンの高度化を促進する。マクロ調整の強化、改善により、「生産能力の消化、移転、統合、淘汰」の原則にしたがい、産業、分類毎の施策により、生産能力過剰の問題を効果的に解消する。業界の適正化と参入管理を強化し、企業の技術・機器レベル引き上げを推進し、生産能力の在庫最適化を推進する。²²²
- (イ) 国の地域発展の全体戦略と主体機能区計画を徹底し、資源・エネルギー、環境容量、市場開拓の余地などの要素を踏まえ、重点産業の構図計画を制定、実施し、重要な生産力の構図を調整、改善する。産業移転指導目録を充実化し、国の産業移転情報サービスプラットフォームを整備し、産業移転受入れモデルパークを創設し、産業の合理的で秩序ある移転を導き、東部・中部・西部地域の製造業の協調的な発展を推進する。²²³
- (ウ) 加工貿易モデルを革新し、加工貿易の国内でのバリューチェーンを拡張し、加工貿易の

²¹⁸ 中国製造2025 前文。

²¹⁹ 中国製造2025（国発〔2015〕28号）

(<http://qys.miit.gov.cn/n11293472/n11293877/n16553775/n16553792/16594486.html>)

²²⁰ 中国製造2025 冒頭

²²¹ 中国製造2025「二、戦略方針と目標」「(三) 戦略目標」

²²² 中国製造2025「三、戦略的任務と重点」「(七) 製造業構造の調整を深く推進する」

²²³ 中国製造2025「三、戦略的任務と重点」「(七) 製造業構造の調整を深く推進する」

構造転換を推進する。²²⁴

- (エ) 製造強国づくりに向け、制度の優位性を発揮し、各界の力を動員し、改革を掘り下げ、政策措置を充実化し、柔軟で効率的な実施制度を構築し、好ましい環境を情勢しなければならない。²²⁵
- (オ) 法律による行政を包括的に推進し、政府の役割転換を進め、政府管理方式を革新し、製造業発展のための戦略、計画、政策、規格などの制定、実施を強化し、業界の自主規制と公共サービスの能力強化を進め、産業ガバナンスを強化する。行政組織の簡素化と権限移譲、行政機関による審査制度改革の掘り下げ、審査事項の適正化、手続の簡素化、期間の明確化を進める。政府が許可する投資プロジェクトの目録を適時修正し、企業の投資主体としての地位を確立する。²²⁶
- (カ) 生産要素価格の市場化改革を進め、主として市場が価格を決定するメカニズムを整え、公的資源を合理的に配置する。²²⁷
- (キ) 国有企業改革を進め、会社のガバナンス構造を改善し、混合経済を適正化し、さまざまな形式の独占を除去し、非公有制経済に対する非合理的な制限を取り消す。²²⁸
- (ク) 金融分野の改革を掘り下げ、製造業の融資経路を開拓し、融資コストを引き下げる。政策金融、開発金融、商業金融の優位性を生かし、次世代 IT、高度機器、新材料などの重点分野に対する支援を強化する。²²⁹
- (ケ) 国家開発銀行の製造企業に対する貸付投入の追加を奨励し、金融機関が製造企業の特徴に合う製品、業務を開拓するよう奨励する。²³⁰
- (コ) 既存のチャネルを存分に生かし、財政資金の製造業に対する支援を強化し、スマート製造、「4 つの基礎」、高度機器などの製造業構造転換・高度化の主要分野に重点的に投資し、製造業発展のための好ましい政策環境を醸成する。²³¹
- (サ) 財政資金支援方式のイノベーションにより、「建設への補助」から「運営への補助」への転換を進め、財政資金の使用効率を高める。²³²
- (シ) 製造業の構造転換・高度化にとって有利な税收政策を実施し、増値税改革を推進し、企業の研究開発費用の計算方法を整え、製造企業の税收負担を着実に減らす。²³³
- (ス) 国家製造強国づくり指導グループを設立し、国務院のトップがグループ長を担当し、成員は国務院の関係部門と機関が担当する。指導グループの主な職責は、製造強国づくりに関する大局的な事柄の統括・調整、重要計画、重要政策、重要事業特別資金、重要な問題の審議、重要な活動の手配、戦略計画の強化、部門、地方政府の活動実施に対する指導とする。²³⁴
- (セ) 各地区、各部門は、製造強国づくりの重要な意義を十分に認識し、指導を強化し、活動体制を整え、部門間の協働と上下間連動を強化しなければならない。各地区は当地の実情を踏まえて具体的な実施計画を制定し、政策措置を細分化し、各課題を確実に遂行し

²²⁴ 中国製造 2025 「三. 戦略的任務と重点」 「(九) 製造業の国際化水準を向上させる」

²²⁵ 中国製造 2025 「四. 戦略的支持と保障」 冒頭

²²⁶ 中国製造 2025 「四. 戦略的支持と保障」 「(一) 体制機制改革を一層推進する」

²²⁷ 中国製造 2025 「四. 戦略的支持と保障」 「(一) 体制機制改革を一層推進する」

²²⁸ 中国製造 2025 「四. 戦略的支持と保障」 「(一) 体制機制改革を一層推進する」

²²⁹ 中国製造 2025 「四. 戦略的支持と保障」 「(三) 金融支援政策を充実させる」

²³⁰ 中国製造 2025 「四. 戦略的支持と保障」 「(三) 金融支援政策を充実させる」

²³¹ 中国製造 2025 「四. 戦略的支持と保障」 「(四) 財政・租税政策により支援を強化する」

²³² 中国製造 2025 「四. 戦略的支持と保障」 「(四) 財政・租税政策により支援を強化する」

²³³ 中国製造 2025 「四. 戦略的支持と保障」 「(四) 財政・租税政策により支援を強化する」

²³⁴ 中国製造 2025 「四. 戦略的支持と保障」 「(八) 実施に向けた体制を整える」

なければならない。工業・情報化部は、関係部門とともに追跡分析と監督指導を強化し、重要事項を速やかに国務院に報告しなければならない。²³⁵

(144) 「中国製造 2025」には、「生産要素価格の市場化改革を進め、主として市場が価格を決定するメカニズムを整え」との、市場メカニズムを指向する記載が認められる。今後 10 年間の計画において「生産要素価格の市場化改革を進め」ることを目標として掲げていることから、現在に至るまでの間、中国においては生産要素価格の決定が必ずしも市場メカニズムによるものではなかったことが認められた。

(145) 中国では、中国共産党が「政府への提案」の形で採択する基本方針を踏まえ策定される社会及び経済の両方に関わる 5 年計画の実現を図るため、産業分野あるいは地方ごとに詳細化した下部計画が、各担当部局において策定される。下部計画においては、対象分野についての現状の分析、方針と目標、重点分野の特定、具体的施策（金融支援等）が盛り込まれ、5 年計画の具体化が図られるようになっている²³⁶。

(146) 具体的には、中国政府（工業情報化部）は石油化学産業について、第 12 次 5 年計画を詳細化するため、2011 年 12 月 13 日に「石油化学及び化学工業『十二五』発展計画²³⁷」を公布施行した。また、第 13 次 5 年計画を、石油化学産業について詳細化するため、2016 年 10 月 14 日に「石油化学及び化学工業発展計画(2016－2020 年)²³⁸」を公布施行した。これら発展計画は 5 年計画において示された方針を石油化学産業において具体化するためのものであり、同国における調査対象貨物と同種の貨物及び原材料を含む石油化学産業の発展に係る中国政府の明確な関与の意思を示すものと認められた。

(147) 高重合度 PET は、パラキシレン（以下「PX」という。）から得られるテレフタル酸（以下「PTA」という。）とエチレングリコール（以下「MEG」という。）を原料としているところ、高重合度 PET の製造、販売、輸出、輸入並びに原材料の購入等に関係しうるものとして、石油化学及び化学工業『十二五』発展計画には次の内容の記載があった。

(ア) 現在我が国は既に世界の石油化学工業生産・消費大国となっている。精製油、エチレン、合成樹脂、無機原料、化学肥料、農薬等の重要なバルク製品生産量は世界上位にランクインし、国民経済及び社会の発展のニーズを基本的に満たしている。²³⁹

(イ) 需要の比較的大きな伸びがなお予想させる製品には（中略）PX、（中略）エチレングリコール等の輸入量が比較的大きな製品がある。²⁴⁰

(ウ) 石炭由来エチレングリコール等の現代的石炭化学工業プロジェクトは、関係する産業政策に従って、石炭、水資源、生態環境、交通運輸、地域経済の発展状況及び地域の CO2、

²³⁵ 中国製造 2025「四．戦略的支持と保障」「（八）実施に向けた体制を整える」

²³⁶ 海外においても、中国の産業政策における特徴として、「ある産業部門を選択し、補助金とインセンティブの包括的な組み合わせを注ぎ込む（a familiar pattern of choosing an industry sector and showering it with a comprehensive mixture of subsidies and incentives）」という評価がある。（US-China Economic and Security Review commission, 2010 Report to Congress, 209）

²³⁷ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画

(<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146562/n1146650/c3074275/part/3074278.pdf>)

²³⁸ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）

(<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757017/c5285161/part/5285170.doc>)

²³⁹ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「一、発展現状」

²⁴⁰ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「二、発展環境（二）需給分析」

省エネルギー及び主要汚染物の排出削減指標等の総合条件を総合的に考慮し、内モンゴル・陝西・新疆・寧夏・貴州等の重点石炭産出省区において適度に配置し、かつ、集中集約、川上・川下一体化方式を採用して現代的石炭化学工業生産基地及び石炭採掘・発電・化学・熱エネルギー一体化モデル基地を建設する²⁴¹。

(エ) MEG、アクリロニトリル等の合成繊維単量体の国内供給能力について著しく向上させる。

²⁴²

(オ) 石炭由来の MEG 等に関連する大型石炭化学工業プラント技術・設備について、業界の技術進歩を大いに推し進める。²⁴³

(カ) 伝統的な石炭化学工業の分布について、分散状況は改善が進み、現代的石炭化学産業は資源地に集中させる。²⁴⁴

(キ) 基地化、一体化、園区化、集約化という発展方式を堅持し、既存の企業に立脚して、プロジェクトの新規配置を厳格にコントロールする。²⁴⁵

(ク) 石炭化学工業 既存の石炭化学工業企業の生産経営局面を打破し、石油化学工業企業と石炭、電力等の企業との連合を奨励して、大型企業を主体とする「石炭採掘・発電・化学・熱エネルギー一体化」産業群及び大型石炭化学工業生産基地をいくつか形成する。²⁴⁶

(ケ) マーケットメカニズムの機能を十分に発揮させ、産業の関連企業が資産、資源、ブランド及び市場を紐帯として、統合、資本参加、買収等様々な形式によって合併再編を実施し、互いに強みを補い合い、産業の集中度を高め、国際的な大型石油化学工業企業集団をいくつか形成するよう後押しする。各種所有制の石油化学工業企業間の提携及び発展を支援・誘導する。中小の石油化学工業企業が「専門的・高度・特色ある・新規」の方向へ発展するよう奨励する。条件の備わった企業が積極的に海外進出を果たし、国際間の再編活動に広く参加することを支援する。大中小企業の構成が合理的で川上・川下企業の連携がとれた産業組織体系の形成を急ぐ。²⁴⁷

(148) また、石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）には次の内容の記載があった。

(ア) PX 等の石油化学工業及び石炭化学工業の技術設備は国産化を実現し、一部については既に世界の先進的技術水準に達している。²⁴⁸

(イ) 他方、PX、MEG 等の基礎原料及び高度な技術的内容が求められる化学工業新素材やハイエンド特殊化学品の国内自給率は低い。²⁴⁹

(ウ) 重要な基幹的中核技術として、合成ガスから製造するポリエステル原料用 MEG 等の技術の産業化及び普及応用を加速させる²⁵⁰。

(エ) 100 万トンクラスの PX 吸着分離プラント設備は、整備すべき重要な技術・設備²⁵¹。

(オ) 石油化学及び化学工業を主導的産業とし、国際的な影響力を備えた新型工業化産業モデル

²⁴¹ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「四、重点任务 コラム 2 重大な生産力の分布」

²⁴² 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「四、重点任务 コラム 3 2015 年における主要製品の生産能力目標」

²⁴³ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「四、重点任务 コラム 6 技術イノベーションの重点」

²⁴⁴ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「三、指導思想、基本原則及び発展目標（三）発展目標」

²⁴⁵ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「四、重点任务、（一）2．産業分布の最適化」

²⁴⁶ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「四、重点任务、（一）コラム 1 企業の合併再編の促進」

²⁴⁷ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「四、重点任务、（一）1．企業の合併再編の促進」

²⁴⁸ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）「一、産業の現状及び発展環境」

²⁴⁹ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）「二、主要課題」

²⁵⁰ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）「コラム 1 技術刷新の新重点領域及び方向」

²⁵¹ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）「コラム 1 技術刷新の新重点領域及び方向」

ル基地を建設し、産業競争力を有する一連の化学工業を特色とした産業基地をつくり上げる²⁵²。

(カ) 芳香族炭化水素・MEG・ポリエステル一体化産業基地の建設を促進する²⁵³。

(キ) MEG 等の製品の発展を加速して有機原料保障能力を向上させ、原料ルートの多元化を推進し、非石油系のエチレングリコールを徐々に発展させる²⁵⁴。

(ク) 化学工業新素材の育成を加速し、自主知的財産権を有する一連の基幹的中核技術で大きな躍進を図り、比較的強い国際影響力を備えた一連の著名なブランドを打ち立て、国際競争力を備えた一連の大型企業、高水準の化学工業園区及び石油化学工業を主導的産業とした新型工業化産業モデル基地を建設し、石油化学及び化学工業の国際競争力を絶えず向上させる²⁵⁵。

(ケ) 重点的領域の業界アライアンスを構築し、化学工業新素材の川上・川下の提携を促進し、化学工業新素材の“初”応用を支える保険補償の仕組みづくりに向けて検討を行う²⁵⁶。

(コ) 投資、買収、再編等の方式を通じて化学工業新素材及びハイエンド特殊化学品の生産技術を獲得し、技術の消化吸收を強化していくことを奨励して、国内産業のグレードアップを促進する²⁵⁷。

(149) この他、現地調査を行った中国の供給者から提出された「化学繊維工業『十一五』発展指導意見²⁵⁸」には次の内容の記載があった。冒頭、当該意見は、中国の「『第 11 次国民経済・社会発展 5 カ年計画要綱』の精神及び『紡績工業『十一五』発展要綱』の具体的要求を徹底的に実行し、化学繊維工業の科学技術進歩と自主開発を推進し、全面的、協調的、持続可能な発展を実現することに対して重要な指導役割を果たしている」²⁵⁹と述べていた。

(ア) 年間生産 60 万トン以上の PTA セット国産化装備、日間生産 200 トン以上のテリレン短繊維セット装備、新型ビスコース連続紡績とナイロン大重合（日間生産 100 トン及びそれ以上）などの重点技術装備の国産化プロセスを加速する²⁶⁰。

(イ) 厳格に国務院「産業構造調整促進の暫定規定」と「外国商人投資方向指導規定」を実行して、先進的生産能力発展を激励・支持し、立ち後れた生産能制限と淘汰し、無計画投資と低水準重複建設を防止する。さらに現行の産業政策、税政策、投資政策を調整し、業界の長期にわたって存在した部分製品の関税逆転問題を解決し、業界発展の激励メカニズムを築き、外資系企業、民営企業、国有企業発展の同等な待遇を実現する。²⁶¹

(150) さらに、広東泰宝聚合物が市場経済質問状で回答した²⁶²【中国政府の技術開発に係る政策】²⁶³は、「第 13 次 5 カ年計画」及び「中国製造 2025」等を実施するため策定されたものであり、同計画には、石油化学及び化学産業の発展方向性について記載があり、実施を保障する

²⁵² 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）「コラム 8 化学工業園区の改造・レベルアップ工程」

²⁵³ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）「コラム 9 基礎製品強化保障プロジェクト」「芳香族炭化水素」

²⁵⁴ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）「コラム 9 基礎製品強化保障プロジェクト」「有機原料」

²⁵⁵ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）「指導思想」

²⁵⁶ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）「四、保障措置」「（三）体制及び機構制度の刷新」

²⁵⁷ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）「国際協力の拡大」

²⁵⁸ 現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（39）

²⁵⁹ 化繊工業『十一五』発展指導意見「前言」

²⁶⁰ 化繊工業『十一五』発展指導意見「4. 重点技術装備の国産化プロセスを加速」

²⁶¹ 化繊工業『十一五』発展指導意見「8. 化学繊維工業に対する産業政策指導を強化」

²⁶² 市場経済当初質問状回答書（広東泰宝聚合物）（添付資料 A-1）

²⁶³ 【中国政府の技術開発に係る政策】

ための措置として、統一的な調整メカニズムの確立、好ましい政策環境の創設に続いて、資金的支援の増加が挙げられていること²⁶⁴が認められた。

(151) また、海南逸盛石化の関連会社であり、調査対象貨物の輸入者である恒逸 JAPAN が提出した海南逸盛石化のパンフレット²⁶⁵から、同者が生産するカプロラクタムと PET について、前者は「国家主要支援産業 (The National Major Support Industry)」、後者は「国家奨励開発産業 (The National Encouraged Development Industry)」であるとの記載が認められた。

(152) 現地調査に際し、海南逸盛石化に当該パンフレットの記載について説明を求めたところ、【国家主要支援産業及び国家奨励開発産業に係る説明】旨の説明があった²⁶⁶。

(153) 実際海南逸盛石化は、市場経済追加質問状回答²⁶⁷において、「海南省企業固定資産投資プロジェクトの登記管理規程」における設備増設にかかる要件として、「国家と省の発展計画、産業政策、業界基準に適合」することを挙げている。また、市場経済追加質問状回答に添付し、現地調査においても提出された華潤包装材料の【資料名】²⁶⁸においても、【資料内容】²⁶⁹を行っている。

(154) このように、複数の中国の生産者が、高重合度 PET の製造のため設備投資を行うに際し、プロジェクトが承認されるため、中国政府及び地方政府の計画、産業政策及び業界参入適格にかかる分析を行い、適合している旨示していることが確認された。

(155) また、海南逸盛石化、華潤包装材料を含む現地調査を行った 3 者は、市場経済質問状回答書において、政府補助金の交付、優遇税制の適用等を受けている旨回答しており、財務諸表を確認したところ、政府補助金（贈与のみを対象としており、優遇税制や融資等については含まない）を営業外収益として計上しない場合、純利益が赤字、赤字幅が拡大、あるいは約【数値】割の純利益が縮小するところであったと認められた。これらを総合的に判断すると、中国の高重合度 PET 産業は、中国政府の計画や産業政策に適合する形で経営が行われており、また、当該計画や産業政策に基づいて多額の資金的支援を中国政府から受けていることが認められた。

2-2-2-2 特定貨物及びその原材料への政府の介入

(156) 特定貨物及びその原材料の生産等に関連する法令並びに政策を通じた政府の介入に関して、以下のとおり分析した。

²⁶⁴ 【中国政府の技術開発に係る政策】

²⁶⁵ 輸入者当初質問状回答書（恒逸 JAPAN）（添付資料 A-5-1）

²⁶⁶ 供給者現地調査報告書（海南逸盛石化）（5-1(1)②）

²⁶⁷ 市場経済追加質問状回答書（海南逸盛石化）（調査項目 M-5）

²⁶⁸ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 M-9）及び現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（3）

²⁶⁹ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 M-9）及び現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（3）

2-2-2-2-1 特定貨物の生産等に対する政府の介入

- (157) 広東泰宝聚合物は、市場経済当初質問状²⁷⁰に対して、【投資プロジェクトに関する中国政府の関与】旨回答した。
- (158) 「政府許可の投資プロジェクト目録」には 2004 年版、2013 年版、2014 年版が存在する。ポリエステル（ボトルグレードポリエステル（高重合度 PET）を含む）は、2004 年版目録²⁷¹では、「日産 300 トンおよびそれ以上のプロジェクトは、国務院投資主管部門が承認」することが必要とされていた。2013 年版²⁷²及び 2014 年版²⁷³目録ではいずれも対象となっていない。外資系企業の場合は、2004 年度版目録では、「外商投資産業指導目録」の推奨類・許可類に該当する総投資額（増資を含む）1 億米ドル以上のプロジェクト及び制限類に該当する総投資額（増資を含む）5000 万米ドル以上のプロジェクトについては、国家发展改革委員会の承認が必要であるとされており、その後の目録において緩和が図られているが、引き続き承認が必要な場合がある。
- (159) 華潤包装材料は、市場経済当初質問状²⁷⁴に対して、2009 年と 2012 年の過去 2 回、生産力拡張を行った際、生産量の拡大に関する計画を提出し、政府機関から許可を得たと回答した。また、市場経済追加質問状²⁷⁵に対して、華潤包装材料の前身である「Andeli Polyester Co., Ltd」が 2003 年に設立された際、政府の承認を受けていたことを確認した。
- (160) 高重合度 PET の原材料である、PTA 及びパラキシレンについては、2004 年版目録²⁷⁶では、新設プロジェクト及び年産 10 万トンを超える生産能力改造プロジェクトの場合、国務院投資主管部門の承認が必要とされていた。2013 年版²⁷⁷及び 2014 年版²⁷⁸目録では PTA については承認の対象から外れたが、PX の新設プロジェクトについては、緩和されてきてはいるものの引き続き国務院の計画に従い地方政府の承認が必要とされていることを確認した。
- (161) 実際、上記投資規制は極めて厳格に施行されていた。浙江万凱新材料が市場経済追加質問状の添付資料²⁷⁹として提出した【投資規制に係る通知及びその内容】が記載されていた。「国務院弁公庁の新規着工項目管理の強化・規制に関する通知」²⁸⁰は各省、自治区、直轄市人民政府、国務院の各部・委員会、各直轄機関に宛てたものであり、以下の記載があった。

²⁷⁰ 市場経済当初質問状回答書（広東泰宝聚合物）（調査項目 A-19-1）

²⁷¹ 国務院の投資体制改革に関する決定（国発〔2004〕20 号）

（http://www.ndrc.gov.cn/fzgggz/gdzctz/tzfg/200510/t20051010_44895.html）

²⁷² 国務院の投資体制改革に関する決定（国発〔2013〕47 号）

（http://www.gov.cn/zwgk/2013-12/13/content_2547379.htm）

²⁷³ 国務院の投資体制改革に関する決定（国発〔2014〕53 号）

（http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-11/18/content_9219.htm）

²⁷⁴ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 D-3-4）

²⁷⁵ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 J-44）

²⁷⁶ 国務院の投資体制改革に関する決定（国発〔2004〕20 号）

²⁷⁷ 国務院の投資体制改革に関する決定（国発〔2013〕47 号）

²⁷⁸ 国務院の投資体制改革に関する決定（国発〔2014〕53 号）

²⁷⁹ 市場経済追加質問状回答書（浙江万凱新材料）（添付資料 J-36-1-2）

²⁸⁰ 国務院弁公庁の新規着工項目管理の強化・規制に関する通知（国弁発〔2007〕64 号）

（http://www.gov.cn/zwgk/2007-11/21/content_811378.htm）、現地調査提出資料（NME）（浙江万凱新材料）（23）及び現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（30）

- (ア) 各地区、各関連部門は「国务院の投資体制改革に関する決定（国発[2004]20 号）及び国家法律法規の関連規定に基づいて、更に投資体制改革を深め、法に依って新規着工プロジェクト管理を強化・規範化し、確実に源からプロジェクト着工建設を監督・管理し、投資建設秩序を守って、それによって、国民経済の良好かつ迅速な成長を促進しなければならない。
- (イ) 如何なる投資プロジェクトの着工建設も下記の条件と合致しなければならない。
- (1) 国家産業政策、発展建設計画、土地供給政策及び市場アクセス基準に一致すること。
- (ウ) 承認制の投資プロジェクトについては、プロジェクト企業は、まず発展改革などのプロジェクト承認機関にプロジェクト提案書を提出して、プロジェクト提案書答復文書によって、それぞれ都市・農村計画、国土資源と環境保護機関に場所選定計画、用地予審及び環境影響評価の承認手続きを取るように申請しなければならない。
- (162) また、上記【投資規制に係る通知及びその内容】が記載されていた²⁸¹。
- 「浙江省省属企業投資監督弁法」第 4 条には、省属企業の投資活動が守るべき原則として 7 項目が挙げられており、その中には、①国家および全省の経済発展計画と産業政策に合致すること、②省属国有経済配置および産業構造の戦略的調整案と合致すること、③企業発展の戦略的計画および主要産業の発展需要と合致し、企業のコア競争力の向上に役立つことが含まれていた²⁸²。
- (163) したがって、調査対象貨物及び同種の貨物及びその原材料については、2013 年までは高重合度 PET 及び直接の原材料である PTA について、また、現在に至るまで PTA の原材料である PX について、それぞれの生産量に影響を与える投資規制が行われていることが認められた。
- (164) 補助金等（贈与、軽減税率の適用、政府系金融機関からの融資等）の交付について、現地調査を行った 3 者について、市場経済質問状より次のとおり確認した。
- (ア) 華潤包装材料、浙江万凱新材料及び海南逸盛石化のいずれについても、市場経済質問状回答書及び提出された財務諸表から、複数の補助金の交付及び優遇税制の適用を受けていることが確認された²⁸³。
- (イ) 華潤包装材料については、市場経済追加質問状にて「当該補助金の交付要綱」、「貴社からの申請書」及び「交付主体からの許可証」の提出を求めた 7 つの補助金等のうち、2 補助金については追加質問状回答書においても、現地調査においても、提出がなかった²⁸⁴が、現地調査において提出された 1 補助金の申請書においては、【申請書の内容】旨²⁸⁵を確認した。他の補助金については申請書の提出がなかった。
- (ウ) 浙江万凱新材料については、現地調査において提出された「申請表」²⁸⁶については、同

²⁸¹ 市場経済追加質問状回答書（浙江万凱新材料）（添付資料 J-36-1-2）

²⁸² 浙江省省属企業投資監督弁法（浙国資発[2014]3 号）

（<http://www.sasac.gov.cn/n2588020/n2588072/n2590860/n2590862/c3719420/content.html>）及び現地調査提出資料（NME）（浙江万凱新材料）（23）

²⁸³ 市場経済当初質問状回答書（調査項目 E-17-2 及び様式 E-16）（華潤包装材料、浙江万凱新材料及び海南逸盛石化）

²⁸⁴ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 N-20）及び供給者現地調査報告書（華潤包装材料）（調査項目 4-5(2)）

²⁸⁵ 現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（37）

²⁸⁶ 現地調査提出資料（NME）（浙江万凱新材料）（26、27）

者から現地調査において提出された、所得税の税率が【数字】%に軽減される根拠資料について、免税手続きに際し提出するものとして列記された資料に、【資料の内容】という記載が認められた²⁸⁷。

(エ) 海南逸盛石化については、財務諸表によると、同者は【プロジェクト名】について【金額】人民元程度の補助金交付を受けていた²⁸⁸。現地調査において当該プロジェクトにかかる申請書の提出を求めたが、探し出すことができなかったとして提出されなかった。

(165) したがって、高重合度 PET 産業の生産者には、中国政府から多額の補助金の交付や優遇税制の適用が行われており、また、そのような補助金交付の申請に際し、中国政府の 5 カ年計画と整合的であることや、産業政策、業界政策、業界発展計画と合致することが求められることを確認した。

2-2-2-2-2 国内生産者における状況

(166) 中華人民共和国憲法は、「中国の各民族人民は、引き続き中国共産党の指導の下に、(中略)我が国を富強、民主的、かつ、文明的な社会主義国家として建設する²⁸⁹。」と「党の指導性」を規定している。中国共産党規約においても「中国共産党は人民を指導して社会主義市場経済を発展させる。²⁹⁰」と規定されており、同規約 29 条において、「企業、農村、政府機関、学校、科学研究機関、住民区・コミュニティ、社会組織、人民解放軍の中隊およびその他の末端組織で、正式党員が三名以上いるところには、全て党の末端組織を作るものとする。²⁹¹」とし、党の末端組織の基本的任務として「党の路線、方針、政策を宣伝し、実行²⁹²」することを挙げ、「党の下級組織は、上級組織の決定を断固実行しなければならない。²⁹³」と規定している。更に同規約 32 条は、「国有企業および集団所有制企業における党の末端組織は、政治的中核としての役割を発揮し、企業の生産・経営を軸に活動を進める。当該企業における党と国家の方針、政策の貫徹と執行を保証し、監督する。(中略)企業の重要問題の意思決定に参画する。」ことを規定している。中華人民共和国会社法第 19 条（共産党の活動）においても、「中国共産党規約の規定に基づき、会社内に中国共産党の組織を設立し、党の活動を行うものとする。会社は党組織の活動のために必要な条件を提供しなければならない。」と規定している。

(167) このように、中国においては、中華人民共和国憲法及び中国共産党規約において、中国共産党が、党と国家の方針、政策の実行を図るべく、企業内に下級組織を設け、下級組織を通じて企業の意思決定に深く関与することが規定されている旨が認められた。

(168) 輸入者追加質問状回答書²⁹⁴に、調査対象貨物と同種の貨物の中国の生産者について、最大手は【中国の生産者の概要】であるとの記載があることを確認した。華潤包装材料について

²⁸⁷ 現地調査提出資料 (NME) (浙江万凱新材料) (31)

²⁸⁸ 供給者当初質問状 (海南逸盛石化) (添付資料 A-3-1)

²⁸⁹ 中華人民共和国憲法 序言

²⁹⁰ 中国共産党規約 序言

²⁹¹ 中国共産党規約第 29 条

²⁹² 中国共産党規約第 31 条 (一)

²⁹³ 中国共産党規約第 15 条

²⁹⁴ 輸入者追加質問状回答書 (伊藤忠商事) (調査項目 J-8)

は、【華潤包装材料の説明】であり【企業の説明】であること、すなわち、国有企業の関連会社であることを確認した²⁹⁵。

(169) 華潤包装材料については、【企業名 1】が【数値】%、【企業名 2】が【数値】%の株式を保有²⁹⁶していることを確認した。【企業名 1】は、【企業名 2】の株式を【数値】%保有する【企業名 3】の株式を【数値】%保有²⁹⁷しているため、【企業名 1】は直接及び間接に華潤包装材料の株式の【数値】%を保有していることを確認した。国有企業である【企業名 4】は、間接に、【企業名 1】の株式を【数値】%保有している²⁹⁸ことを確認した。また、【企業名 4】の【役職】が、【企業名 1】の【兼務の状況】し²⁹⁹、【企業名 1】の【役職】が、華潤包装材料の【兼務の状況】³⁰⁰していた。華潤包装材料の定款によると、株主総会は、【株主総会の役割】^{301・302}とされている。また、取締役会は、【取締役会の役割】^{303・304}とされている。【数値】名からなる取締役のうち【数値】名を【企業名 1】が任命し、【数値】名を【企業名 2】が任命する³⁰⁵。さらに、総経理は、【総経理の役割】^{306・307}と規定されている。2013 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日の調査対象期間において、華潤包装材料の董事長兼総経理は【企業名 1】の【役職】であった³⁰⁸。また、華潤包装材料の取締役会（董事会）のメンバーは全員が【企業名 1】の【役職】を兼務していた³⁰⁹。したがって、華潤包装材料は、【企業名 1】に直接又は間接に支配され、【企業名 1】は【企業名 4】に間接に支配されている事実が認められた。

(170) また、現地調査を行った他の中国の生産者の意思決定に対する中国政府の介入について、調査当局は次のとおり確認した。

(ア) 浙江万凱新材料については、執行董事（役員）が【役員の役割】し³¹⁰、董事会は存在しない³¹¹。株主総会は【株主総会の役割】する³¹²。浙江万凱新材料の株式の【数値】%を保有する【企業名】の株式を保有する【数値】名³¹³はいずれも浙江万凱新材料の株主であり、うち【数値】名は浙江万凱新材料の【役職】である。また、浙江万凱新材料の株

²⁹⁵ 供給者当初質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 A-1-5）及び市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 N-20）及び現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（38）

²⁹⁶ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 J-29）及び現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（8、9）

²⁹⁷ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-28）

²⁹⁸ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-28）

²⁹⁹ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 J-29）及び現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（8、9）

³⁰⁰ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（様式 A-31）

³⁰¹ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-29、第 15 条（一））

³⁰² 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-29、第 15 条（六））

³⁰³ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-29、第 22 条 1.）

³⁰⁴ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 A-35-2、添付資料 A-29、第 22 条（2.））

³⁰⁵ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-29、第 5 章第 15 条）

³⁰⁶ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-29、第 31 条（一））

³⁰⁷ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-29、第 31 条（二））

³⁰⁸ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 J-49 及び添付資料 J-50）

³⁰⁹ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 J-50）

³¹⁰ 市場経済当初質問状回答書（浙江万凱新材料）（調査項目 A-29 及び第 12 条(3)、(5)）

³¹¹ 市場経済追加質問状回答書（浙江万凱新材料）（調査項目 J-40）

³¹² 市場経済当初質問状回答書（浙江万凱新材料）（調査項目 A-29 及び第 6 条(5)、(6)）

³¹³ 市場経済当初質問状回答書（浙江万凱新材料）（調査項目 A-28）

式の約【数値】割を直接又は間接に保有する者全員が【株主に係る説明】である³¹⁴。

- (イ) 海南逸盛石化の株式の【数値】%を保有する【数値】者の株式の一部(それぞれ【数値】%、【数値】%)を保有する【企業名 1】の株式を【数値】%保有する【企業名 2】は、【企業の形態 1】企業及び【企業の形態 2】企業を【数値】社を含む【数値】社(うち【企業の形態 1】企業及び【企業の形態 2】企業以外の【数値】社は現在会社として存在しない)の出資を 1990 年 1 月に受けて設立された³¹⁵。【企業名 2】の資本関係の変更に係る記述³¹⁶。海南逸盛石化の【役職】は【企業名 2】【役職】と海南逸盛石化の株式の【数値】%を保有する【数値】社の【役職】及び【役職】をそれぞれ兼務している。また、海南逸盛石化の株式の【数値】%を保有する【数値】社の【役職】を海南逸盛石化の【役職】が兼務している³¹⁷。海南逸盛石化の董事会は定款に基づき【董事会の役割】³¹⁸。【数値】人のメンバーで構成する董事会のうち【数値】人は【役員に係る説明】³¹⁹であり、【役職】も【役職の者に係る説明】である。

- (171) これらを総合的に評価したところ、高重合度 PET の生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない³²⁰とは認められなかった。

2-2-2-2-3 主要な投入材(原材料等)の状況

- (172) 調査対象貨物と同種の貨物の主要な原材料の一つである PTA については、上記(158)に述べたとおり、2013 年版目録が発効するまで、新設プロジェクト及び年産 10 万トンを超える生産能力改造プロジェクトの場合、国务院投資主管部門の承認が必要とされていた³²¹。また、PTA の原材料である PX については、現在も、新設プロジェクトの場合、国务院の計画に従い地方政府の承認が必要とされている³²²。

PTA については、【海南逸盛石化に対する現地調査での回答内容】旨の回答³²³もあった。さらに、高重合度 PET を生産している国のうち一人当たり GNI が最も近いタイとの比較により、中国における PTA の主要原料である PX と PTA の販売価格の差額(PTA 生産者による付加価値分であり、以下「付加価値分」という。)をタイにおける PTA 生産者の付加価値分と比較したところ、中国における PTA の市況価格はコストを下回った価格であることが疑われる旨の意見の表明があった³²⁴。当該意見に添付された資料によると、中国の PTA 生産者の最大手は、【PTA 生産者に係る説明】であり、設備容量の約【数値】%を占め³²⁵、【PTA 生産者に係る説明】の占める割合は、約【数値】%であった。

中国国家発展改革委員会が制定・発表した「産業構造調整目録(2015 年版)」によると、年

³¹⁴ 市場経済追加質問状回答書(浙江万凱新材料)(J-22)

³¹⁵ 市場経済追加質問状回答書(海南逸盛石化)(調査項目 J-22)及び供給者現地調査報告書(海南逸盛石化)(5-1-(4))及び現地調査提出資料(NME)(15)

³¹⁶ 供給者現地調査報告書(海南逸盛石化)(調査項目 5-1-(4))及び現地調査提出資料(NME)(11)

³¹⁷ 市場経済追加質問状回答書(海南逸盛石化)(調査項目 J-27)

³¹⁸ 市場経済当初質問状回答書(海南逸盛石化)(調査項目 A-27 及び第 25 条(三)、(五))

³¹⁹ 市場経済追加質問状回答書(海南逸盛石化)(調査項目 J-43)及び現地調査提出資料(NME)(海南逸盛石化)(15)

³²⁰ ガイドライン 7.(6) 一 ①

³²¹ 国务院の投資体制改革に関する決定(国発[2004] 20 号)

³²² 国务院の投資体制改革に関する決定(国発[2014] 53 号)

³²³ 供給者現地調査報告書(海南逸盛石化)(調査項目 5-1-(1))

³²⁴ 意見の表明(三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日)

³²⁵ 意見の表明(三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日)

産 100 万トン以上の精製 PTA 設備の新設は「制限類」に分類されている³²⁶。制限類に該当する新規プロジェクトについては、投資が禁止され、新しいプロジェクトを認めないこと、また、各金融機関は融資をしてはならず、関連の行政部門（税関、消防、工商、品質検査など）は関連手続きを行なってはならないと規定されている³²⁷。なお、PTA の原料である PX については、上記（148）に述べたとおり、「石油化学及び『十二五』発展規格」及び「石油化学発展計画（2016－2020 年）」において、国内自給率が低いことを指摘し、また、重要なプラント技術・設備として 100 万トンクラスの PX 吸着分離プラント設備を挙げている³²⁸。

（173）主要な原材料である MEG については、上記（147）に述べたとおり、「石油化学及び『十二五』発展規格」及び「石油化学発展計画（2016－2020 年）」において、国内産比率が低いことを理由として、国内供給能力を「著しく向上させる³²⁹」とされている。中国における MEG の設備容量については、【企業名 1】、【企業名 2】及び【企業名 3】の【企業の形態】企業の関連企業の設備容量が全体の【数値】割弱を占める旨を示した資料が意見の表明に添付して提出された³³⁰。

（174）現地調査を行った中国の生産者について主要原材料である PTA と MEG の調達について確認したところ、いずれの生産者も関連会社から PTA 及び MEG を調達していた³³¹。また、複数の政府又は政府系企業による出資を受けている者から調達していることを確認した³³²。確認できる範囲で、関連企業からの平均調達単価と非関連企業からの平均調達単価を比較したところ、【数値】%以上の差があることが認められた³³³。

（175）これらを総合的に評価したところ、主要原材料である PTA、PX 及び MEG について、中国政府による生産能力の調整が投資規制等を通じて行われていること、及び高重合度 PET の生産者の PTA、PX 及び MEG の調達先には、政府あるいは政府系企業の出資を受けた企業が複数含まれていることから、主要な投入材（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実³³⁴は認められなかった。

2－2－2－2－4 その他

（176）輸出により得た外貨の扱い（外貨口座の開設や海外送金等）にかかる制約の有無について、広東泰宝聚合物より、高重合度 PET の輸出業者に対する海外送金については、【外貨の取扱いに係る制約】旨の回答があった³³⁵。

具体的には、【外貨の取扱いに係る制約】、とのことであった。

³²⁶ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 J-3）

³²⁷ 産業構造調整促進暫定施行規則（国発〔2005〕40 号）

（http://www.gov.cn/zw/gk/2005-12/21/content_133214.htm）第 18 条

³²⁸ 石油化学及び『十三五』発展計画 「三、主要任務及び重大工程 コラム 1 技術刷新の新重点領域及び方向」

³²⁹ 石油化学及び『十二五』発展計画 「四、重点任务 コラム 3 2015 年における主要製品の生産能力目標」

³³⁰ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

³³¹ 供給者当初質問状回答書（調査項目 E-2-2-1-②）

³³² 市場経済追加質問状回答書（調査項目 K-1/K-4）及び現地調査提出資料（5-2-(1)）

³³³ 供給者当初質問状回答書（調査項目 E-2-2-1-②）

³³⁴ ガイドライン 7.(6)-②

³³⁵ 市場経済当初質問状回答書（広東泰宝聚合物）（調査項目 A-25-2）

(177) 従業員による労働組合の存在及び労働組合への加入状況率について、現地調査を行った中国の生産者は3者とも、労働組合が存在する旨及び【労働組合の加入状況】旨回答³³⁶があった。

(178) 中国国内では、土地の所有権ではなく使用権が取引されている。現地調査を行った中国の生産者のうち【数値】者は【土地使用権の取得方式1】により、【数値】者は【土地使用権の取得方式2】により土地使用権を取得した旨回答した³³⁷。【土地使用権の取得方式2】により土地使用権を取得した場合において、【取得価格に係る説明】であった。この点について中国の生産者に説明を求めたところ、【取得価格に係る説明】ためであるとの説明³³⁸があった。

2-2-3 市場経済条件の浸透事実に係る意見の表明

(179) 平成28年11月10日、中国政府（商務部貿易救済調査局）から駐日中華人民共和国大使館経由で、中国を非市場経済国として扱わないように求める旨の意見書³³⁹が、中国語版の書面を英語版の電子メールに添付した形で提出された。調査当局から、調査開始告示九（三）に記載のとおり本調査は日本語で実施することから、日本語による書面の提出を求める旨連絡したが、当該意見書が日本語に翻訳された書面の提出はなかった。

2-2-4 結論

(180) 上記（132）から（178）の事実を総合的に評価すると、上記「**2-2-1 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に掲げた事実について、中国の高重合度 PET 生産者は、市場経済条件が浸透している事実があることを明確に示すことができなかった場合に該当すると認められ、代替国販売価格を用いることとした。

³³⁶ 市場経済当初質問状回答書（調査項目 C-6-1 及び C-6-2）及び供給者現地調査報告書（4-3-(3)/(4)）

³³⁷ 市場経済追加質問状回答書（調査項目 M-2/3）

³³⁸ 供給者現地調査報告書（華潤包装材料）（調査項目 4-5-(1)）

³³⁹ 意見書（中国政府（商務部貿易救済調査局） 平成28年11月10日）

2-3 代替国候補の選定

2-3-1 代替国候補の選定

(181) 調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国販売価格を用いる可能性を考慮し、上記「1-5-6 代替国に係る選定通知の送付等」のとおり、調査当局が知り得た全ての利害関係者及び輸出国政府に対して、「代替国選定 1 回目通知」を送付したところ、供給者 4 者、輸入者 4 者及び本邦生産者 2 者から、代替国候補の提案及び提案する理由等について意見が提出された。

これらの意見を踏まえ、調査当局が知り得た全ての利害関係者及び輸出国政府に対して、各代替国候補における 1 人当たりの GNI(2015 年)が中国に近い順に基づき優先順位をつけた「代替国選定 2 回目通知」を送付したところ、これに対する意見は提出されなかった。

(182) 上記(181)を踏まえ、上記「1-5-6-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等」に記載のとおり、調査当局が知り得た全ての代替国供給者に対し代替国質問状を送付したところ、回答提出期限までに 4 者から、また、当該提出期限後に 2 者から代替国質問状回答書が提出された。

代替国質問状回答書を提出した 6 者のうち 4 者から英語による回答書が提出されたため、調査当局から、調査開始告示九（三）に記載のとおり、本調査は日本語で実施することから日本語の書面による提出を求める旨を通知したが、これに対して、当該 4 者から、日本語による回答書は提出されなかった。

(183) 上記(182)を踏まえ、上記「1-5-6 代替国に係る選定通知の送付等」の「表 14 代替国候補の優先順位リスト」に基づき検討した結果、代替国質問状に対し日本語で全て回答した 2 者がそれぞれ所在する国のうち優先順位の高い国を代替国とすることとした。

(184) 代替国として認定した国に所在する代替国質問状に日本語で全て回答した 1 者（以下「代替国における生産者」という。）は、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っており、代替国における調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費に当該比較可能な貨物にかかる通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「代替国構成価格」という。）³⁴⁰を正常価格として採用することとした。

2-3-2 代替国の正常価格

(185) 代替国構成価格の算出にあたり、生産費（原材料費、労務費及び経費）については代替国における生産者の回答を用いた。ただし、PTA 及び MEG については、当該代替国における生産者は関連企業から調達していたことから、調査対象期間におけるタイの平均輸入単価³⁴¹を使用した。高重合度 PET を 1kg 生産するにあたり投入される PTA 及び MEG の量については、PET の繰り返し単位の分子量を PTA 及び MEG の分子量でそれぞれ除して得られる値を用いた。

³⁴⁰ 政令第 2 条第 1 項第 4 号

³⁴¹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠 3. 「正常価格の算出根拠」

(186) 当該代替国における生産者は、重縮合触媒としてアンチモンを使用した高重合度 PET（以下「アンチモン触媒 PET」という。）のみを生産していた一方、調査対象貨物には重縮合触媒としてチタンを使用した高重合度 PET（以下「チタン触媒 PET」という。）が含まれていたことから、チタン触媒 PET の生産費については、供給者から提出された証拠³⁴²に基づいて算出した。

(187) 管理費、販売経費及び一般的な経費については、調査対象期間における当該代替国の生産者の回答³⁴³を用いた。

(188) 利潤については、調査対象期間において、【代替国における数値の説明】ことから、本邦生産者から提出された証拠³⁴⁴に基づいて算出した。

(189) 上記（185）から（188）により代替国構成価格を算出したところ、正常価格は、「**表 25 代替国の正常価格**」のとおりとなった。

表 25 代替国の正常価格

正常価格（アンチモン触媒 PET） （人民元／kg）	【価格】
正常価格（チタン触媒 PET） （人民元／kg）	【価格】

³⁴² 証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）

³⁴³ 代替国現地調査提出資料（様式 D-3-1（訂正後再提出））

³⁴⁴ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 19 日）

2-4 調査対象者

- (190) 上記「1-5-2 標本抽出（サンプリング）」に記載のとおり、華潤包装材料、遠紡工業（上海）、浙江万凱新材料及び海南逸盛石化をサンプル調査対象者として選定し、これらサンプル調査対象者から提出された証拠に基づき不当廉売された高重合度 PET の輸入の事実を検討することとした。

2-4-1 華潤包装材料有限公司

2-4-1-1 本邦向け輸出価格

- (191) 華潤包装材料の回答によると、調査対象期間中に同者は、アンチモン触媒 PET 及びチタン触媒 PET の両方を本邦に対し輸出していた。

- (192) アンチモン触媒 PET については、調査対象期間中に行われた 907 件³⁴⁵の本邦向け輸出取引について、契約条件は CIF、CFR 又は FOB であった。

公正な価格比較を行うため、華潤包装材料の回答及び現地調査の結果を踏まえて控除項目を検討した結果、CIF 条件による輸出取引の場合は、国際運賃、国際保険料、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、与信費用を、CFR 条件による輸出取引の場合は、国際運賃、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、与信費用を、FOB 条件による輸出取引の場合は、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、販売手数料、与信費用及び現地調査においてサンプル選定された取引³⁴⁶について確認されたその他の費用をそれぞれ控除した³⁴⁷。

その結果、アンチモン触媒 PET の輸出価格は 1kg 当たり【数値】RMB となった。

- (193) チタン触媒 PET については、調査対象期間中に行われた 132 件³⁴⁸の本邦向け輸出取引について、契約条件は CIF、CFR 又は FOB であった。

公正な価格比較を行うため、華潤包装材料の回答及び現地調査の結果を踏まえて控除項目を検討した結果、CIF 条件による輸出取引の場合は、国際運賃、国際保険料、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、販売手数料、与信費用を、CFR 条件による輸出取引の場合は、国際運賃、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、与信費用を、FOB 条件による輸出取引の場合は、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、販売手数料、与信費用をそれぞれ控除した。

その結果、これを加重平均すると、輸出価格は 1kg 当たり【数値】RMB となった。

³⁴⁵ 供給者質問状回答書（華潤包装材料）（様式 K-9）

³⁴⁶ 供給者現地調査報告書（華潤包装材料）（調査項目 2-1(2)及び(3)）

³⁴⁷ DM 計算書（華潤包装材料）

³⁴⁸ 供給者質問状回答書（華潤包装材料）（様式 K-9）

2-4-1-2 通貨の換算

(194) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、輸出取引の価格については、【通貨単位】で契約されていたことから、調査当局が認定した販売日において、供給者が会計システムに記帳する際用いている為替レートを用いて供給者の現地通貨である中国人民元に換算した価格で比較した。

2-4-1-3 不当廉売差額率

(195) 不当廉売差額は、上記「2-3-2 代替国の正常価格」において算出した正常価格と上記「2-4-1-1 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として算出したところ、アンチモン触媒 PET については 1kg 当たり【数値】RMB、チタン触媒 PET については 1kg 当たり【数値】RMB となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、アンチモン触媒 PET は 53.85%、チタン触媒 PET は 44.52% となり、これらアンチモン触媒 PET とチタン触媒 PET の不当廉売差額率を各数量で加重平均すると、「表 26 不当廉売差額率（華潤包装材料）」のとおり、52.26% となり、僅少ではなかった。

表 26 不当廉売差額率（華潤包装材料）

	不当廉売差額率 (%)
華潤包装材料	52.26

2-4-2 遠紡工業（上海）有限公司

2-4-2-1 供給者

(196) 遠紡工業（上海）は、中国の高重合度 PET 生産者である。遠紡工業（上海）の生産する調査対象貨物は全量、同者の株式を 87.64%³⁴⁹保有する遠東化聚工業により輸出されていた。また、遠東化聚工業の株式を 73.04%保有する遠東新世紀股份有限公司（以下「遠東新世紀」という。）が株式を 100%保有する³⁵⁰遠東新世紀（中国）投資有限公司が遠紡工業（上海）の株式 12.36%を保有していた³⁵¹。亞東工業（蘇州）も中国の高重合度 PET 生産者であるところ、遠東新世紀は、亞東工業（蘇州）の株式を間接的に 100%保有する Yuan Ding Investment Co. Ltd の株式を 99.7%³⁵²保有していた。さらに、遠東新世紀の管理職 4 名が遠紡工業（上海）の取締役であり、遠東新世紀の管理職 2 名が亞東工業（蘇州）の取締役であり、遠紡工業（上海）と亞東工業（蘇州）には共通の取締役が存在すること³⁵³を確認した。遠紡工業（上海）と亞東工業（蘇州）は、いずれも調査対象期間に調査対象貨物を生産し、日本に輸出した。また、両者はともに遠東新世紀を通じて第三国向け同種の貨物を輸出していた。

³⁴⁹ 供給者質問状回答書（遠紡工業（上海））（調査項目 A-1-5）

³⁵⁰ 調査当局が収集及び分析した関係証拠 4. 「遠東新世紀股份有限公司 監査済み財務諸表（連結）」

³⁵¹ 供給者質問状回答書（遠紡工業（上海））（調査項目 A-1-5）

³⁵² 調査当局が収集及び分析した関係証拠 4. 「遠東新世紀股份有限公司 監査済み財務諸表（連結）」

³⁵³ 市場経済質問状回答書（遠紡工業（上海））（調査項目 A-34-2）

(197) したがって、調査当局は、遠紡工業（上海）、遠東化聚工業及び亞東工業（蘇州）の３者（以下「遠東グループ」という。）の親会社である遠東新世紀は、これら３者に対して相当な支配力を有しているとともに、取締役の共通性からこれら３者の経営について共通性が認められ、高重合度 PET の生産及び販売に関して、共通の商業目的を達成するため、相互に調整することが可能であると判断し、不当廉売差額の算出にあたっては、これら３者を１事業体として取り扱うこととした。

２－４－２－２ 本邦向け輸出価格

２－４－２－２－１ 関連企業間の取引

(198) 遠紡工業（上海）が生産し、遠東化聚工業が輸出した調査対象貨物の【数値】%³⁵⁴は、【関連企業名】によって輸入され、同者は輸入した調査対象貨物を全量 PET プリフォーム製品の原料として消費していた³⁵⁵。遠東化聚工業は日本パリソンの株式の【数値】を保有³⁵⁶し、日本パリソンの取締役のうち【数値】名³⁵⁷が【会社名】から派遣されており、日本パリソンが調達する高重合度 PET は、【輸入先の名称】から輸入していること³⁵⁸が確認された。このため、調査当局は、遠紡工業（上海）と日本パリソンの取引は関連企業間の取引に該当すると認め、日本パリソンにより調査対象貨物を使用して生産された製品（以下「調査対象貨物使用製品」という。）が、日本国内における独立した買手に最初に販売された価格（調査対象貨物使用製品の日本国内販売価格）と、当該調査対象貨物使用製品の生産費、管理費、販売経費及び一般的な経費並びに利潤（以下「製造原価等」という。）について証拠の提出を求めたところ、遠紡工業（上海）は、日本パリソンからの協力が得られなかったとして、回答を提出しなかった。

２－４－２－２－２ 関連企業間の取引に係る意見の表明等

(199) 平成 29 年 2 月 13 日、遠紡工業（上海）の代理人から、追加質問状の回答期限延長を求めたい旨の相談があったが、当該申し出については、追加質問状回答期限を既に超過していたことから受領できない旨、遠紡工業（上海）代理人に直接説明し、遠紡工業（上海）代理人はこれを了解した。

(200) 平成 29 年 3 月 9 日、日本パリソンより、同者は遠紡工業（上海）と関連会社の関係になること、輸入した高重合度 PET を全量消費しており、他者に販売している事実はないこと、及び同者の生産する調査対象貨物使用製品は、【プリフォーム製造原価等の情報】旨の意見³⁵⁹が提出された。

³⁵⁴ 供給者質問状回答書（調査項目様式 B-2,3）

³⁵⁵ 意見の表明（日本パリソン 平成 29 年 3 月 9 日）

³⁵⁶ 輸入者質問状回答書（調査項目 A-1-5）（日本パリソン）

³⁵⁷ 意見の表明（日本パリソン 平成 29 年 3 月 9 日）

³⁵⁸ 輸入者質問状回答書（調査項目様式 A-5）（日本パリソン）

³⁵⁹ 意見の表明（日本パリソン 平成 29 年 3 月 9 日）

2-4-2-2-3 関連企業間の取引に係る意見の表明等の検討

(201) 上記(200)の日本パリソンの意見について、調査当局は以下のとおり検討した。

(ア) 供給者当初質問状回答書の回答内容に係る指摘事項を踏まえて提出された不備改め版回答書の調査項目 G 及び F に係る回答内容から、調査当局は、遠東グループが質問の趣旨を十分理解していない可能性があることを懸念し、追加質問状の送付に際して、遠東グループの代理人に対し、追加質問項目 P 及び Q の趣旨及び内容を詳細に説明するとともに、不明な点等があればいつでも調査当局に連絡するよう伝達した。しかしながら、遠紡工業（上海）からは何ら連絡がなく、追加質問状回答書に日本パリソンから協力できない旨の返答があった旨記載し³⁶⁰、質問項目 P 及び Q について回答しなかった。

(イ) 遠東グループが提出した証拠³⁶¹によると、遠東グループは、【調査当局への回答方法】旨を日本パリソンに伝達していた。それにも関わらず、日本パリソンは、回答に協力することはできないと返答した。

(202) したがって、日本パリソンは、遠東グループに秘密を開示せずに回答することが可能であることを理解していたにも関わらず、回答を提出しなかったことが認められた。

(203) また、日本パリソンは、遠東グループに対し、同者が遠東グループの関連企業に該当しない旨を回答に協力しない理由として主張しているが、上記(198)に述べたとおり、調査当局は遠東グループと日本パリソンの取引が関連企業間の取引に該当する旨を認定している。

(204) したがって、遠東グループは、同者と日本パリソンの関連企業間の取引について、調査対象貨物使用製品の製造原価等及び国内販売価格にかかる情報を提出しなかったことが認められた。

2-4-2-2-4 結論

(205) 上記(198)から(204)のとおり、遠東グループは日本パリソンとの関連企業間の取引について、調査当局が求める調査対象貨物使用製品の製造原価等及び国内販売価格にかかる情報を提出しなかった。同者の本調査に対する対応は、妥当な期間内に調査当局が必要な情報の入手をすることを許さず、若しくはこれを提供せず又は調査を著しく妨げる場合に該当するものと認められた。このため、調査当局は知ることができた事実に基づき、同者の不当廉売差額率を算定した。

2-4-2-3 不当廉売差額率

(206) 遠東グループの不当廉売差額率として、上記「2-4-1-3 不当廉売差額率」におけるアンチモン触媒 PET の不当廉売差額率を適用した。

表 27 不当廉売差額率（遠紡工業（上海）、遠東化聚工業及び亞東工業（蘇州））

	不当廉売差額率（％）
--	------------

³⁶⁰ 供給者追加質問状回答書（調査項目 P 及び Q）（遠紡工業（上海））

³⁶¹ 供給者追加質問状回答書（添付資料 P-2-1）（遠紡工業（上海））

遠紡工業（上海）、遠東化聚工業 及び亞東工業(蘇州)	53.85
-------------------------------	-------

2-4-3 浙江万凱新材料有限公司

2-4-3-1 本邦向け輸出価格

(207) 浙江万凱新材料の回答によると、調査対象期間中に同者が行った日本向け輸出取引は、全て非関連企業に対する輸出取引であった。

(208) 調査対象期間中に行われた 294 件³⁶²の本邦向け輸出取引について、契約条件は CIF、CFR 又は FOB であった。

公正な価格比較を行うため、浙江万凱新材料の回答及び現地調査の結果を踏まえて控除項目を検討した結果、CIF 条件による輸出取引の場合は、国際運賃、国際保険料、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、販売手数料、与信費用を、CFR 条件による輸出取引の場合は、国際運賃、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、販売手数料、与信費用を、FOB 条件による輸出取引の場合は、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、販売手数料、与信費用及び現地調査においてサンプル選定された取引³⁶³について確認されたその他の費用をそれぞれ控除した。

その結果、アンチモン触媒 PET の輸出価格は 1kg 当たり【数値】RMB となった。

2-4-3-2 通貨の換算

(209) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、輸出取引の価格については、【通貨単位】で契約されていたことから、調査当局が認定した販売日において、供給者が会計システムに記帳する際用いている為替レートを用いて供給者の現地通貨である中国人民元に換算した価格で比較した。

2-4-3-3 不当廉売差額率

(210) 不当廉売差額は、上記「2-3-2 代替国の正常価格」において算出した正常価格と上記「2-4-3-1 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として算出したところ、1kg 当たり【数値】RMB となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、51.85%となり、僅少ではなかった。

表 28 不当廉売差額率（浙江万凱新材料）

	不当廉売差額率 (%)
--	-------------

³⁶² 供給者質問状回答書（浙江万凱新材料）（様式 K-11）

³⁶³ 供給者現地調査報告書（浙江万凱新材料）（調査項目 2-1(2)及び(3)）

浙江万凱新材料	51.85
---------	-------

2-4-4 海南逸盛石化有限公司

2-4-4-1 本邦向け輸出価格

- (211) 海南逸盛石化の回答によると、調査対象期間中に同者が行った日本向け輸出取引の【数値】%³⁶⁴が関連企業である恒逸 JAPAN に対する輸出取引であった。
- (212) 海南逸盛石化に対して現地調査を行ったところ、調査当局は、同者の回答に係る調査対象貨物、国内向け同種の貨物及び第三国向け同種の貨物についての売上高及び生産コストについて、その正確性を確認することができなかった³⁶⁵。
- (213) 海南逸盛石化が生産し、輸出した調査対象貨物の【数値】%³⁶⁶を輸入した恒逸 JAPAN は、当該調査対象貨物を日本国内の非関連の産業上の使用者に対して販売していた。海南逸盛石化の株式の【数値】%を保有する 2 社の株式を間接的に保有する恒逸石化株式会社は、恒逸 JAPAN の株式の【数値】%を間接的に保有していた。このため、調査当局は、海南逸盛石化と恒逸 JAPAN の取引は関連企業間の取引に該当すると認めた。
- (214) 海南逸盛石化の当初質問状回答書調査項目 G 及び F に係る回答内容から、調査当局は、海南逸盛石化が質問の趣旨を誤解している可能性があることを認めたことから、追加質問状の送付に際して、海南逸盛石化の代理人に対し、追加質問項目 O 及び P の趣旨及び内容を詳細に説明するとともに、不明な点等があればいつでも調査当局に連絡するよう伝達した。
- (215) 海南逸盛石化は平成 29 年 2 月 17 日に追加質問状回答書を提出した。しかしながら、現地調査において、調査当局は、追加質問状回答書において恒逸 JAPAN が日本国内における独立した買手に最初に販売した価格として回答された内容の正確性を確認することができなかった³⁶⁷。
- (216) 海南逸盛石化と恒逸 JAPAN の関連企業間の取引について、同者は調査当局が求める調査対象貨物の日本国内における独立した買手に最初に販売した価格に係る情報を提出しなかった。同者の本調査に対する対応は、妥当な期間内に調査当局が必要な情報の入手をすることを許さず、若しくはこれを提供せず又は調査を著しく妨げる場合に該当するものと認められた。このため、調査当局は知ることができた事実に基づき、同者の不当廉売差額率を算定した。

2-4-4-2 不当廉売差額率

³⁶⁴ 供給者質問状回答書（調査項目様式 K-1）

³⁶⁵ FA 経緯書（海南逸盛石化）

³⁶⁶ 供給者質問状回答書（調査項目様式 K-1）

³⁶⁷ FA 経緯書（海南逸盛石化）

(217) 海南逸盛石化の不当廉売差額率として、上記「**2-4-1-3 不当廉売差額率**」におけるアンチモン触媒 PET の不当廉売差額率と同率を適用した。

表 29 不当廉売差額率（海南逸盛石化）

	不当廉売差額率 (%)
海南逸盛石化	53.85

2-4-5 サンプル通知への回答書を提出したがサンプル調査対象者に選定されなかった供給者

2-4-5-1 不当廉売差額率

(218) サンプル通知への回答書を提出した供給者のうち、サンプル調査対象者として選定されなかった供給者の不当廉売差額率の算出に当たっては、浙江万凱新材料から提出された回答であって、調査当局がその回答内容の正確性を確認することができた 15 取引に基づく輸出価格と、上記「**2-3-2 代替国の正常価格**」において算出した正常価格との差額に基づき算出したところ、「**表 30 不当廉売差額率（サンプル調査対象者以外の調査に協力した供給者）**」のとおり、40.41%となった。当該不当廉売差額率の算出に用いられた不当廉売差額は、サンプル調査対象者として選定された供給者について加重平均によって定められた不当廉売差額を下回り、算出された不当廉売差額率は僅少ではなかった。

表 30 不当廉売差額率（サンプル調査対象者以外の調査に協力した供給者）

	不当廉売差額率 (%)
広東泰宝聚合物 江蘇興業プラスチック 江陰興泰新材料 江陰興宇新材料 騰龍特殊樹脂（厦門）	40.41

2-5 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の中国の供給者

2-5-1 不当廉売差額率

(219) 華潤包装材料、浙江万凱新材料、遠東グループ、海南逸盛石化、広東泰宝聚合物、江蘇興業プラスチック、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料及び騰龍特殊樹脂（厦門）以外の調査当局が知り得た供給者については、上記(111)で述べたとおり、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供しなかった。したがって、調査当局は、知ることができた事実に基づき³⁶⁸不当廉売差額率を算出することとした。具体的には、上記「**2-4-1-3 不当廉売差額率**」におけるアンチモン触媒 PET の不当廉売差額率と同率を適用した。

(220) 上記(16)(ア)、(イ)及び(ウ)の 21 者以外のその他の中国の供給者については、上記 (120)及び(121)で述べたとおり、調査当局が供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供するその他の中国の供給者はいなかった。したがって、当局は、知ることができた事実に基づき不当廉売差額率を算出することとした。

(221) 調査当局が入手することができた情報のうち、中国の供給者が最も多く輸出していた品種はアンチモン触媒 PET であった。非アンチモン触媒 PET について、上記 (220) のその他の中国の供給者が輸出していたことを示す証拠はなかった。したがって、アンチモン触媒 PET がその他の中国の供給者が輸出した品種として代表的なものであると認められた。

(222) アンチモン触媒 PET にかかる不当廉売差額率の算定に使用可能な情報としては、華潤包装材料と浙江万凱新材料からそれぞれ提出された情報があった。華潤包装材料と浙江万凱新材料から提出された情報を比較したところ、前者の取引数は 907 件であり、後者の取引数である 294 件を大きく上回った。またアンチモン触媒 PET の型番は、華潤包装材料の場合、一般ボトル・容器用が【数量】種類、耐圧ボトル・容器用が【数量】種類、耐熱ボトル・容器用が【数量】種類の合計【数量】種類であるのに対し、浙江万凱新材料の場合、一般ボトル・容器用が【数量】種類、耐圧ボトル・容器用が【数量】種類、耐熱ボトル・容器用が【数量】種類の合計【数量】種類であり、華潤包装材料の調査対象貨物の方が多様な品種を含んでいた。

これらを総合的に勘案すると、アンチモン触媒 PET にかかる不当廉売差額率の算定については、華潤包装材料が輸出した調査対象貨物が、その他の中国の供給者が輸出した品種として代表的なものであると認められた。

³⁶⁸ 協定 6.8、協定附属書 II 及びガイドライン 10。

(223) このことから、その他の中国の供給者の不当廉売差額率は、華潤包装材料が日本に輸出したアンチモン触媒 PET について算出された、上記「**２－４－１－３ 不当廉売差額率**」における不当廉売差額率と同率を適用した。

(224) 以上により、知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の中国の供給者の不当廉売差額率は、上記「**２－４－１－３ 不当廉売差額率**」におけるアンチモン触媒 PET の不当廉売差額率と同率を適用した。

２－６ 中国の供給者の不当廉売差額率

(225) 中国の供給者の不当廉売差額率は、「表 31 中国の供給者の不当廉売差額率」のとおりとなった。

表 31 中国の供給者の不当廉売差額率

	不当廉売差額率(%)
華潤包装材料	52.26
浙江万凱新材料	51.85
海南逸盛石化	53.85
広東泰宝聚合物 江蘇興業プラスチック 江陰興泰新材料 江陰興宇新材料 騰龍特殊樹脂（厦門）	40.41
遠紡工業（上海） 遠東化聚工業 亞東工業（蘇州）	53.85
浙江恒逸集団 上海恒逸聚酯纖維 江蘇三房巷集団 江蘇三房巷国際貿易 恒力集団 華潤創業 珠海裕華聚酯 XINHUI INDUSTRIAL LIMITED 常州安德利聚酯 中国石化儀微化繊	53.85
その他の中国の供給者	53.85

２－７ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

(226) 以上のとおり、中国を原産地とする不当廉売された高重合度 PET の本邦への輸入の事実が認められた。

3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(227) 調査対象貨物について、「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められたことを踏まえ、当該不当廉売された輸入貨物（以下「当該輸入貨物」という。）が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について検討を行った。

3-1 同種の貨物の検討

(228) 損害の決定は、実証的な証拠に基づき、

（ア）ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響、並びに

（イ）ダンピング輸入が同種の製品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討、

に基づいて行う³⁶⁹こととされている。

そこで、まず、本邦産同種の貨物の範囲について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類から検討を行った。

3-1-1 物理的及び化学的特性

(229) 当該輸入貨物である高重合度 PET は、主としてテレフタル酸単位とエチレングリコール単位の交互共重合による繰り返し単位からなる結晶性の熱可塑性プラスチックであって³⁷⁰、常温で安定しており、白色のペレット状で提供され³⁷¹、臭いは無い。一般に熔融重合工程及び固相重合工程を経て製造され、固有粘度数が 1 グラムにつき 0.7 デシリットル以上のものである。一方、本邦産同種の貨物も、主としてテレフタル酸単位とエチレングリコール単位の交互共重合による繰り返し単位からなる結晶性の熱可塑性プラスチックであって³⁷²、常温で安定しており、白色のペレット状で提供され³⁷³、臭いは無い。一般に熔融重合工程及び固相重合工程を経て製造され、固有粘度数が 1 グラムにつき 0.7 デシリットル以上のものである。

(230) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の物理的及び化学的特性は共通していた。

3-1-2 製造工程

(231) 高重合度 PET の一般的な製造方法は、主として PTA と MEG を原料として、熔融重合工程及び固相重合工程を経て製造する方法、又は、使用済みの PET ボトルを原料とするケミカ

³⁶⁹ 協定 3.1

³⁷⁰ テレフタル酸単位とエチレングリコール単位のみからなるホモポリマーとして販売されるほか、機能を付与するためにジエチレングリコール等のアルコールやイソフタル酸等の他の物質を反応時に添加し、共重合物（コポリマー）として製造し販売されることもある。（出所：申請書 2-3）

³⁷¹ 供給者質問状回答書（調査項目 A-5-1 及び添付資料 A-6-3）

³⁷² 脚注 2 と同じ。

³⁷³ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 A-6-1 及び添付資料 A-7）

ルリサイクル法やメカニカルリサイクル法などがあり、主として PTA と MEG を原料とした場合と使用済みの PET ボトルを原料とした場合のいずれにおいても、上記「**3-1-1 物理的及び化学的特性**」で述べた特性を持つ高重合度 PET が製造される。具体的な製造方法は次のとおりである。

(232) PTA と MEG を主原料とした場合は、上記「**3-1-1 物理的及び化学的特性**」に記載したとおり、一般に熔融重合工程さらに固相重合工程を経て製造される³⁷⁴。

(ア) 熔融重合工程は、一般に、直接重合法が用いられている³⁷⁵。直接重合法は、PTA と MEG を反応させ、230～250℃に 3～4 時間加熱し水を留去して 低重合物（以下「オリゴマー」という。）であるビスヒドロキシエチルテレフタレート（以下「BHET」という。）を熔融状態で合成する。次いでこのオリゴマーに重縮合触媒を添加後、高真空下で 270～280℃に加熱することで重縮合反応が進み、熔融状態の PET が得られる。熔融重合工程で得られた PET は、熔融状態のまま糸状に抜き出されたのち、水で急冷して細断され、非晶質の透明なペレットとして次の固相重合工程に供される。

(イ) 固相重合工程は、熔融重合工程を経たペレットを用いて、融点以下の温度で、真空、又は窒素等の不活性ガスを流通させることで、生成する水、MEG を除去しながら所望の重合度を得られるまで、反応を進行させる。この工程により非晶質の透明状態から結晶化処理されて白化した高重合度 PET が製造される。

(233) 使用済み PET ボトルを主原料とした場合は、ケミカルリサイクル法とメカニカルリサイクル法の 2 つの方法がある。

ケミカルリサイクル法は、使用済み PET ボトルを解重合及び精製工程を経て高純度 BHET に精製した後に、重縮合触媒を添加し、熔融重合工程及び固相重合工程を経て高重合度 PET を製造する。

メカニカルリサイクル法は、使用済み PET ボトルを粉砕、洗浄して異物を十分に取り除いた後に、気流中又は減圧下で加熱処理すると同時に固相重合させ、高重合度 PET を製造する³⁷⁶。

(234) 当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の製造方法としては、どちらも熔融重合工程及び固相重合工程が採用されており、同様の方法で生産されていた³⁷⁷。（ただし、メカニカルリサイクル法では、一旦熔融重合工程及び固相重合工程を経た使用済み PET ボトルをそのまま原料としているため、改めて熔融重合工程を経ない。）

(235) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していた。

3-1-3 流通経路

(236) 当該輸入貨物の本邦における流通経路については、大部分は、当該貨物の供給者から本邦の輸入商社に対して輸出された上で、当該輸入商社から本邦における産業上の使用者に販売

³⁷⁴ 申請書（4-1(4)）

³⁷⁵ 他に、ジメチルテレフタレートとエチレングリコールを用いたエステル交換法も存在している。（出所：申請書 4-1(4)）

³⁷⁶ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト（<http://www.petbottle-rec.gr.jp/more/introduction.html>）

³⁷⁷ 本邦生産者質問状回答書（添付資料 A-7）及び供給者質問状回答書（添付資料 A-6-3）

されていたが、一部は当該貨物の供給者から本邦における産業上の使用者に直接販売されていた³⁷⁸。本邦産同種の貨物についても、同様に、本邦の生産者が本邦の商社等を介して又は直接、本邦における産業上の使用者に販売されていた³⁷⁹。

(237) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の流通経路は共通していた。

3-1-4 価格の決定方法

(238) 当該輸入貨物の本邦における購入価格の決定方法については、取引先との個別の交渉によって行われており、一方、本邦産同種の貨物についても、同様に、取引先との個別の交渉によって行われていることを確認³⁸⁰した。

(239) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における価格決定の方法は共通していた。

3-1-5 用途

(240) 当該輸入貨物は、飲料用ボトル、医薬品用容器、化粧品用容器、食品調味料用容器、防虫剤等用容器、食品容器用シート等に使用されている。一方、本邦産同種の貨物についても、飲料用ボトル、医薬品用容器、化粧品用容器、食品調味料用容器、防虫剤等用容器、食品容器用シート等に用いられていた³⁸¹。

(241) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の用途は共通していた。

3-1-6 代替性

(242) 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性については、「表 32 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性」のとおり、「わからない」との回答を除くと、代替性が「あり」又は「一定の条件を満たせば可能」との回答が全体の 8 割弱を占め、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されていることが認められた。
なお、「わからない」と回答した者の多くは、当該輸入貨物か本邦産同種の貨物のいずれか片方のみを使用等していた者であった。

³⁷⁸ 産業上の使用者確認票Ⅱ. (3) 及び産業上の使用者質問状回答書（様式 A-3）

³⁷⁹ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 A-10）

³⁸⁰ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-1）

³⁸¹ 本邦生産者確認票、本邦生産者当初質問状回答書（様式 A-6-2）、供給者当初質問状回答書（調査項目 A-5-1 及び様式 A-5-2）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 B-1）

表 32 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性

代替可能性の状況	
代替可能性あり	27.0%
条件付きで代替可能	6.3%
代替可能性なし	10.6%
わからない	56.1%

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 A-14-1)、輸入者当初質問状回答書(様式 A-9-1)及び産業上の使用者質問状回答書(様式 C-4-1)

3-1-7 貿易統計上の分類

(243) 当該輸入貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の品目表第 3907.61 号に分類されるポリエチレンテレフタレート(固有粘度数が 1 グラムにつき 0.7 デシリットル以上のポリエチレンテレフタレートに相当する)³⁸²であり、本邦産同種の貨物も全て同じ HS 番号(ポリエチレンテレフタレート)に分類されることを確認した。

3-1-8 同種の貨物の認定に係る証拠の提出、証言及び意見の表明

(244) 当該輸入貨物は、上記「1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴、並びに供給者及び供給国」に記載したとおり、中国で生産され本邦へ輸出された高重合度 PET である。高重合度 PET には上記「3-1-2 製造工程」に述べたとおり、主として PTA と MEG を原料とするもの(以下「バージン PET」という。)、及び使用済み PET ボトルを原料とするもの(以下「リサイクル PET」という。)がある。バージン PET については、その製造工程において重縮合触媒として、アンチモンを使用する場合、チタンを使用する場合、ゲルマニウムを使用する場合及びその他アルミニウム等を使用する場合があるが、リサイクル PET については、製造工程において必ずしも重縮合触媒を使用しない³⁸³。

(245) 供給者、輸入者及び産業上の使用者から、アンチモン触媒 PET、チタン触媒 PET 及びゲルマニウムを使用した高重合度 PET(以下「ゲルマニウム触媒 PET」という。)について、アンチモン触媒 PET は、チタン触媒 PET 及びゲルマニウム触媒 PET 等アンチモン以外の重縮合触媒を使用して製造した高重合度 PET(以下「非アンチモン触媒 PET」という。)と、

³⁸² 平成 28 年 12 月 22 日付け財務省告示第 365 号により変更

³⁸³ ケミカルリサイクルの場合、解重合及び精製工程において、原料となる使用済み PET ボトルが含有する重縮合触媒を一旦除去した後に、熔融重合工程及び固相重合工程において、重縮合触媒を添加するが、メカニカルリサイクルの場合は、原料となる使用済み PET ボトルがバージン PET の製造の際に使用された重縮合触媒をそのまま含有しているため、再縮重合工程において、重縮合触媒を添加しない。(出所：調査当局が収集及び分析した関係証拠「特許公報(株式会社アイエス 特許番号第 3715812 号)」及び「特許公報(東洋製罐 特許番号第 5720123 号)」を元に調査当局で作成。)

物理的及び化学的特性、製造工程、価格の決定方法及び用途が異なる旨の証拠の提出、証言及び意見の表明があった^{384,385,386,387,388,389,390}。

これに対し、本邦生産者からは、調査対象貨物と本邦産高重合度 PET は、製造に用いる触媒の如何にかかわらず、物理的・化学的特性、製造工程、価格の決定方法、用途、代替性、貿易統計上の分類が共通している旨の証拠の提出及び意見の表明があった³⁹¹。

(ア) 物理的及び化学的特性

- (a) 供給者から、物理的及び化学的特性は、粘度や外観のみによって決まるものではなく、含有する重金属の種類や分量等その他の要素にも左右され、アンチモン触媒 PET には、過剰に摂取すると人体の内部器官及び粘膜に害をもたらす可能性のある毒性重金属とされているアンチモンの残渣が一定量含まれているのに対し、非アンチモン触媒 PET にはアンチモン残渣は含まれていないため、両者は物理的特性及び化学的特性が異なる旨の意見の表明があった³⁹²。
- (b) 供給者から、チタン触媒 PET は、重金属であるアンチモンを含んでおらず、重金属の含有量を減らした健康に害のない種類の PET である旨の意見の表明³⁹³があり、同者の製品パンフレットが証拠³⁹⁴として提出された。また、同者及び他の供給者からそれぞれ、アンチモン触媒 PET は、日本法で規定されている水中でのアンチモン残渣基準を超える可能性がある一方、ゲルマニウム触媒 PET は、アンチモン金属を含まないため重金属残渣の問題がないという違いがある旨の証言^{395,396}があった。
- (c) 供給者から、アンチモン触媒 PET は固有粘度数³⁹⁷が 0.77dl/g 以上であるが、ゲルマニウム触媒 PET は 0.77dl/g 未満であるという違いがある旨の証言^{398,399}があった。
- (d) 供給者から、同者が製造する工業用糸グレードの高重合度 PET は、(i)固有粘度数 1.0dl/g 以上であること、(ii)熱耐久性や張力を向上させるために、カルボキシル末端基含有量やジエチレングリコール（以下「DEG」という。）の含有量が低いこと、(iii)色相も Lb 値が通常 3 以上と高いため飲料ボトルに要求される透明度を満足させることはできない旨の意見の表明⁴⁰⁰があった。当該意見の表明にあたり証拠は提出されなかったが、同者は供給者の当初質問状調査項目 A に回答するにあたり、製品規格表⁴⁰¹を提出しており、同者が製造する工業用 PET は、固有粘度数【数値】、カルボキシル末端含有量【数値】、DEG 含有量【数値】、色相 Lb 値【数値】であった。

³⁸⁴ 意見の表明及び証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日及び平成 29 年 3 月 30 日）

³⁸⁵ 証言及び証拠の提出（華潤包装材料及び浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

³⁸⁶ 意見の表明（海南逸盛石化 平成 29 年 3 月 30 日）

³⁸⁷ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 28 年 12 月 28 日）

³⁸⁸ 意見の表明及び証拠の提出（伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日及び平成 29 年 3 月 30 日）

³⁸⁹ 意見の表明及び証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日、平成 29 年 1 月 30 日及び平成 29 年 3 月 28 日）

³⁹⁰ 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー 17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

³⁹¹ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日及び平成 29 年 3 月 30 日）

³⁹² 意見の表明（華潤包装材料 平成 29 年 3 月 30 日）

³⁹³ 意見の表明（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）

³⁹⁴ 証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）

³⁹⁵ 証言（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 25 日）

³⁹⁶ 証言（浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

³⁹⁷ 「固有粘度数」は、他に「固有粘度」又は「特性粘度」等の用語が用いられている。

³⁹⁸ 証言及び証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 25 日）

³⁹⁹ 証言及び証拠の提出（浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

⁴⁰⁰ 意見の表明（亞東工業（蘇州） 平成 28 年 11 月 9 日）

⁴⁰¹ 供給者当初質問状回答書（亞東工業（蘇州））（添付資料 A-5-3.3）

- (e) 輸入者から、使用する重縮合触媒の違いが PET の色調に影響し、アンチモン触媒の場合はややくすんだ色調のレジン、チタン触媒の場合は黄ばむ傾向があるレジン、ゲルマニウム触媒の場合は透明度が高いレジンがそれぞれ得られる旨を説明する証拠⁴⁰²の提出があった。
- (f) 輸入者並びに当該輸入者を含む輸入者及び産業上の使用者の連名により、使用する重縮合触媒の違いから、中国産アンチモン触媒 PET は青色を帯びた透明色をしているが、本邦産高重合度 PET は、黄色を帯びた透明色をしている旨の意見の表明が行われた^{403,404}。
- (g) 輸入者並びに当該輸入者を含む輸入者及び産業上の使用者の連名により、アンチモン触媒 PET はイソフタル酸を添加した共重合物（以下「コポリマーPET」という。）であり、ゲルマニウム触媒 PET はイソフタル酸を添加しないホモポリマーPET であるため、ガラス化転移点が異なり、さらに結晶化スピード、結晶化温度帯も著しく異なることから、化学的特性が異なる旨の意見の表明があった^{405,406,407}。
- (h) 輸入者から、メカニカルリサイクルを採用している者はアンチモン触媒を使用していないと認識しており、仮にリサイクル PET にアンチモン触媒が使用されていたとしても、化学的特性、用途、価格等に照らして、中国産アンチモン触媒 PET とは同種性を有さない旨の意見の表明があった⁴⁰⁸。
- (i) 本邦生産者から、本邦においても、(i)固有粘度数 0.77dl/g 以上のゲルマニウム触媒 PET、(ii)固有粘度数 1.0dl/g 以上の PET、(iii)【物性】PET の生産がある旨を説明する証拠の提出⁴⁰⁹、及び(iv)色相 (Lb 値) については【本邦生産者名】が飲料ボトル用 PET を b 値【物性値】を目標に製造している旨を説明する資料を添付した意見の表明⁴¹⁰があった。

(イ) 製造工程

- (a) 供給者から、チタン触媒 PET とアンチモン触媒 PET では、製造段階において、【製造方法】結果、【特性】、同一の製造ラインを使用してもチタン触媒 PET の方がアンチモン触媒 PET よりも【特性】が著しく異なる旨の意見の表明⁴¹¹があり、併せて関連する証拠の提出⁴¹²があった。
- (b) 供給者から、アンチモン触媒 PET は熔融重合工程と固相重合工程の 2 工程であるが、ゲルマニウム触媒 PET は熔融重合工程と固相重合工程の間にオリゴマーを除去するために沸騰工程を加える必要があること、また、アンチモン触媒とゲルマニウム触媒は活動及び安定性が異なるため、反応速度及び製造過程を調整する必要があることから、アンチモン触媒 PET とゲルマニウム触媒 PET は製造工程及び技術に違いがある旨の

⁴⁰² 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）

⁴⁰³ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

⁴⁰⁴ 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁰⁵ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

⁴⁰⁶ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁰⁷ 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁰⁸ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁰⁹ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴¹⁰ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴¹¹ 意見の表明（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）

⁴¹² 証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）

証言⁴¹³があった。

- (c) 輸入者並びに当該輸入者を含む輸入者及び産業上の使用者の連名により、申請者が使用するゲルマニウム触媒 PET の製造設備において、アンチモン触媒 PET を製造することは可能であるが、中国の生産者が使用するアンチモン触媒 PET の製造設備は、アンチモン触媒専用であり、オリゴマー制御に特殊な設備が必要となるゲルマニウム触媒 PET を製造することは不可能である旨の意見の表明^{414, 415}があった。
- (d) 本邦生産者から、アンチモン触媒 PET、チタン触媒 PET 及びゲルマニウム触媒 PET の間で製造工程に違いはなく、同一の設備で製造できる旨の意見の表明⁴¹⁶及び説明する証拠の提出⁴¹⁷があった。

(ウ) 価格の決定方法

- (a) 輸入者から、同者が陳述書を入手した国内トレイ等容器メーカー14 社が、国際市況に基づき中国産 PET を購入しているとして、日本メーカー、中国メーカー及び第三国メーカーからの 2015 年度の購入数量合計値、購入金額合計値及び平均購入単価を記載した証拠の提出⁴¹⁸があった。
- (b) 輸入者並びに当該輸入者を含む輸入者及び産業上の使用者の連名によりで、アンチモン触媒 PET は、代替性があることを一因として、価格交渉力が弱いため、交渉により価格を決定することが困難であり、時期ごとの主原料の価格の高騰及び下落による影響を受け、主原料の値動きと相関する形で都度変動することになるが、申請者らが生産する非アンチモン触媒 PET は、業界内において代替性のない特殊な製品であることから、市場価格と無関係に販売価格を変更できるだけの価格交渉力を有しているため、両者は価格の決定方法が異なる旨の意見の表明^{419, 420}があった。
- (c) 輸入者から、申請者は販売価格について四半期若しくは半期での固定価格を採用している旨の意見の表明⁴²¹があった。
- (d) 産業上の使用者から、本邦产品及び輸入品ともに、PTA や MEG の市況（相場）価格や化学品情報会社のデータを参考に、前月及び過去の購入価格を考慮して、製品ごとに毎月交渉を行っている旨の意見の表明⁴²²があった。
- (e) 本邦生産者から、主原料である PTA と MEG の価格と販売価格とに相関関係は認められない旨の意見の表明⁴²³があった。
- (f) 本邦生産者から、【価格交渉の内容】を参考に産業上の使用者との価格交渉を行っている旨を説明する証拠の提出⁴²⁴があった。

(エ) 用途

⁴¹³ 証言（華潤包装材料及び浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

⁴¹⁴ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

⁴¹⁵ 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴¹⁶ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴¹⁷ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴¹⁸ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴¹⁹ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

⁴²⁰ 意見の表明（RP 東プラ株式会社等シートメーカー17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴²¹ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴²² 意見の表明（北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴²³ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴²⁴ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学）（添付資料 H-1-3③）

- (a) 供給者から、水の中に残置するアンチモンの基準について、日本法に基づく規制が存在し、アンチモン触媒 PET を使用した場合、アンチモン金属の残置が基準を上回る可能性があるため、耐熱ボトル用途にアンチモン触媒 PET が使用されることはない旨、及びシートメーカーは本邦産ゲルマニウム触媒 PET を使用したことはなく、本邦生産者がゲルマニウム触媒 PET を販売しようとシートメーカーに連絡したという事実もない旨、及びアンチモン触媒 PET の固有粘度数は比較的高い一方、ゲルマニウム触媒 PET の固有粘度数は比較的低いことから、固有粘度数が比較的高い高重合度 PET が使用されるシート原料にゲルマニウム触媒 PET は使用されない旨の証言^{425,426}があった。
- (b) 供給者から、商慣習上、日本の PET ボトル市場においては、アンチモン触媒 PET はほとんど使用されていない旨の意見の表明⁴²⁷があった。
- (c) 輸入者から、海外ではアンチモン触媒 PET を 75℃以上の充填時に使用しているが、日本ではアンチモンの溶出を懸念する食品メーカーの意向もあり、75℃以上の充填時にはチタン触媒 PET を使用し、アンチモン触媒 PET を使用していない旨を説明する【個別企業名】が作成した技術的意見書⁴²⁸が証拠として提出された。
- (d) 産業上の使用者から、1998 年頃は、製品安全性の観点から食品衛生法（厚労省告示 370 号）、FDA（米国食品医薬品局）、WHO（世界保健機関）、水道法（厚生労働省）、EPA（米国環境保護庁）によるアンチモン濃度規制を考慮し、PET ボトル飲料産業界各社は高温充填方式にアンチモン触媒 PET を使用しない方向で製造を行ってきた旨、2003 年にアンチモンに対する水道法の規制が緩和され、ボトル容器からのアンチモンの内容物への溶出試験データをもとに、製品安全保証が可能と判断し、顧客の同意を得て、高温充填方式用ボトルにアンチモン触媒 PET を採用している旨、及び常温充填方式・高温充填方式を問わず、加温販売用ボトルには、ボトル内面を炭素被膜などで被覆したバリアボトルを除き、アンチモン触媒 PET を使用しない方針としている旨の意見の表明⁴²⁹があった。
- (e) 本邦生産者から、水の中に残置するアンチモンの基準は、水道法に基づく水道水についての水質基準である旨及びポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準確認証明書の交付申請に際し、PET についてはアンチモン及びゲルマニウムの溶出が限度以下であるか否かを記載し、確認証明書の発行を受けている旨を説明する証拠^{430・431}、並びにシートメーカーに対し本邦産高重合度 PET の出荷実績がある旨及びリサイクル PET が飲料用ボトルに使用されている旨を説明する資料⁴³²がそれぞれ提出され、アンチモン触媒 PET を耐熱用ボトルに使用することは法令上禁止されておらず、アンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET で用途が異なるわけではない旨の意見の表明^{433,434}があった。
- (f) 供給者、輸入者並びに当該輸入者を含む輸入者及び産業上の使用者の連名により、アン

⁴²⁵ 証言（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 25 日）

⁴²⁶ 証言（浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

⁴²⁷ 意見の表明（海南逸盛石化 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴²⁸ 証拠の提出（伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴²⁹ 意見の表明（北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴³⁰ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴³¹ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）及びポリオレフィン等衛生協議会 Web サイト

（<http://www.jhospa.gr.jp/web/standard/standard.html>）

⁴³² 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴³³ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴³⁴ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

チモン触媒 PET を耐熱ボトル用途に使用することが法令上禁止されていないことをもって用途が同一であることの根拠にはならない旨及び法令で禁止されていないからといって信用問題を生じさせかねない触媒品を用いるという非合理的な選択をする事業者は現実社会では想定できない旨の意見の表明^{435,436,437,438}があった。

- (g) 本邦生産者から、多数の同一種の飲料が、一般ボトル・容器用 PET を使用する常温充填方式で充填されたり、耐熱ボトル容器用 PET を使用する高温充填方式で充填されていたりすることを示す証拠の提出⁴³⁹があった。
- (h) 産業上の使用者から、高温充填方式の場合、殺菌できない指標菌がいるため、ミルク入り飲料や栄養分の高い茶系飲料（麦茶）等の充填ができない旨の情報の提供⁴⁴⁰及び意見の表明⁴⁴¹があった。一方、本邦生産者から、同一のミルク入り飲料が高温充填方式及び常温充填方式で充填されていることを示す写真が掲載された当該産業上の使用者の Web サイトを添付した意見の表明⁴⁴²があった。
- (i) 産業上の使用者から、ボトル用に使用される高重合度 PET のうち、コポリマーPET は共重合されたイソフタル酸の効果により結晶化しにくいいため耐熱性が要求される容器には適さず、常温充填ボトル容器用、耐圧ボトル容器用及びシート用に使用され、耐熱性が要求される分野にはホモポリマーPET が使用されている旨の意見の表明⁴⁴³があった。
- (j) 産業上の使用者から、本邦産のゲルマニウム触媒 PET 及びチタン触媒 PET は、充填方式・販売方式に関係なく、全ての用途で使用可能である旨の意見の表明⁴⁴⁴があった。
- (k) 本邦生産者から、具体例をあげてアンチモン触媒 PET が高温充填方式に使用されている旨の意見の表明⁴⁴⁵があった。
- (l) 輸入者から、ペトリファインテクノロジー、協栄産業及び遠東石塚グリーンペットの生産するリサイクル PET は飲料ボトル用ではない旨、及び本邦における圧倒的多数の産業上の使用者はアンチモン触媒 PET を耐熱ボトル用に使用していないし、かつ、使用可能と考えていないことが、当該輸入者が提出した証拠⁴⁴⁶から明らかである旨の意見の表明⁴⁴⁷があった。
- (m) 輸入者から、本邦生産者 1 者は PET 樹脂に関するカンファレンスにおいてアンチモン触媒 PET を耐熱ボトルの原料として使用することは NG であると主張している旨の意見の表明⁴⁴⁸があり、併せて当該カンファレンスにおける本邦生産者のプレゼンテーション資料の提出があった。
- (n) 輸入者から、国内トレイ等容器メーカー16 社が、(i)これまで本邦産ゲルマニウム触媒 PET を使用したことがない、あるいは使用したことがあっても規格外品である若しくは特殊な用途である旨、(ii)本邦産ゲルマニウム触媒 PET ではなく中国産アンチモン触媒

⁴³⁵ 意見の表明（華潤包装材料 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴³⁶ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

⁴³⁷ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴³⁸ 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴³⁹ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁴⁰ 情報の提供（キリン 平成 29 年 2 月 28 日）

⁴⁴¹ 意見の表明（キリン 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁴² 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁴³ 意見の表明（東洋製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁴⁴ 意見の表明（北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁴⁵ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁴⁶ 証拠の提出（伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁴⁷ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁴⁸ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

PET を使用する理由は、ア) 価格差、及びイ) ゲルマニウム触媒 PET がオーバースペック（PET シートの原材料としては、アンチモン触媒 PET の熱に弱く毒性が強いという欠点は問題とならないこと）である旨を述べた陳述書⁴⁴⁹が証拠として提出された。

- (o) 本邦生産者から、本邦産ゲルマニウム触媒 PET を使用したことがない旨の陳述書⁴⁵⁰を提出した産業上の使用者を含むシートメーカーに対して、本邦産ゲルマニウム触媒 PET 及びチタン触媒 PET を販売した実績がある旨の意見の表明⁴⁵¹があり、併せて当該非アンチモン触媒 PET はいずれもシート用銘柄としてポリオレフィン等衛生協議会の確認証明書を取得した正規品であって規格外品ではないことを示す資料が提出された。
- (p) 供給者から、自社が製造する工業用糸グレードの高重合度 PET は、コントラクション糸、コンベアーベルト、乗用車のベルトやタイヤコードに用いられるため、本邦産高重合度 PET とは用途が異なる旨の意見の表明⁴⁵²があった。
- (q) 本邦生産者から、タイヤコード用の高重合度 PET が国内で生産されていたことを示す証拠の提出⁴⁵³があった。

(オ) 代替性

- (a) 供給者及び輸入者から、アンチモン触媒 PET とゲルマニウム触媒 PET では触媒原料の価格が異なる旨を説明する証拠が提出され、触媒原料の価格差により、樹脂にも価格差があるため代替性がない旨の意見の表明⁴⁵⁴及び証言^{455,456}があった。
- (b) 輸入者並びに当該輸入者を含む輸入者及び産業上の使用者の連名により、アンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET では物理的・化学的特性、製造工程、価格決定方法、用途において著しい相違があることに加えて、ゲルマニウム触媒 PET はアンチモン触媒 PET よりも著しく高額であることから代替性が認められない旨の国内トレイ等容器メーカー16社の陳述書⁴⁵⁷の提出及び意見の表明^{458,459}があった。なお、ゲルマニウム触媒 PET がアンチモン触媒 PET よりも「著しく高額」であることを示す証拠の提出はなかった。
- (c) 輸入者から、非飲料・調味料ボトルメーカー及びシートメーカーに対するアンケート調査によれば、アンケートに回答した 25 社中 24 社が三井化学及び三菱化学グループが生産するアンチモン触媒 PET の使用提案を受けたことがない旨の証拠の提出⁴⁶⁰及び意見の表明⁴⁶¹があった。
- (d) 産業上の使用者から、バージン PET を生産する本邦生産者から供給提案を受けたことはない旨を記載した「中国産 PET の代替調達計画」についての証拠の提出⁴⁶²があった。
- (e) 本邦生産者から、産業上の使用者の一部が行った本邦生産者から調査対象貨物の代替

⁴⁴⁹ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁵⁰ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁵¹ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁵² 意見の表明（亞東工業（蘇州） 平成 28 年 11 月 9 日）

⁴⁵³ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁵⁴ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）

⁴⁵⁵ 証言（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 25 日）

⁴⁵⁶ 証言（浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

⁴⁵⁷ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁵⁸ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）

⁴⁵⁹ 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁶⁰ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）

⁴⁶¹ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 28 年 12 月 28 日）

⁴⁶² 証拠の提出（サントリー 平成 29 年 1 月 30 日）

品や本邦産ゲルマニウム触媒 PET の販売提案を受けたことがないとの指摘は、指摘されている事実がそもそも誤りである旨の意見の表明⁴⁶³があり、併せてシートメーカーへの販売実績を示した資料が提出された。

- (f) 産業上の使用者から、物理的・化学的特性、製造工程、価格決定方法及び用途が共通していることだけでは代替性は認められず、価格としても同水準にあつてはじめて代替性が認められると考える旨の意見の表明⁴⁶⁴があった。
- (g) 産業上の使用者から、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産高重合度 PET に重合触媒の違いはあっても、多くの用途で代替性があり、同種の貨物として取り扱うことができる旨の意見の表明⁴⁶⁵があった。
- (h) 本邦生産者から、本邦産ゲルマニウム触媒 PET と調査対象貨物との価格差は、同種性を覆す根拠にはならず、調査対象貨物と本邦産高重合度 PET は、物理的・化学的特性、製造工程、価格決定方法及び用途が基本的に共通し、代替性が認められる旨の意見の表明⁴⁶⁶があった。
- (i) 本邦の生産者から、同者の顧客である産業上の使用者より、【産業上の使用者との購入に関する事情】として一年以内にほぼ全ての高重合度 PET の発注を停止する旨の通告を受けたことから、調査対象貨物と本邦産高重合度 PET が国内市場で競合している旨の意見の表明⁴⁶⁷があった。

3-1-9 同種の貨物の検討についての結論

(246) 上記「3-1-8 同種の貨物の認定に係る証拠の提出、証言及び意見の表明」の本邦生産者、供給者、輸入者及び産業上の使用者からの「同種の貨物」の認定に係る証拠の提出、証言及び意見の表明について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 物理的及び化学的特性

- (a) アンチモン触媒 PET には重金属残渣があるが、チタン触媒 PET とゲルマニウム触媒 PET はアンチモン金属を含まないことから重金属残渣がないため、アンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET では物理的及び化学的特性が異なる旨の主張については、本邦生産者及び供給者から提出された証拠^{468,469,470,471}から、供給者の生産するアンチモン触媒 PET と本邦生産者の生産するチタン触媒 PET 及びゲルマニウム触媒 PET は、固有粘度数、色相、アセトアルデヒド含有量等の物性値が共通していることを確認した。
- (b) 本邦生産者が提出した証拠⁴⁷²から、本邦において、(i)固有粘度数 0.77dl/g 以上のゲルマニウム触媒 PET、(ii)固有粘度数 1.0dl/g 以上の PET、(iii)【物性】PET、(iv)

⁴⁶³ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁶⁴ 意見の表明（サントリー 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁶⁵ 意見の表明（北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁶⁶ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁶⁷ 意見の表明（三菱化学 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁶⁸ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学）（添付資料 A-6-3）

⁴⁶⁹ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁷⁰ 供給者当初質問状回答書（添付資料 A-5-1）

⁴⁷¹ 証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）

⁴⁷² 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）及び意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

色相 b 値【物性値】を目標に PET が生産されていることを確認した。

- (c) また、調査当局が収集した証拠⁴⁷³から、メカニカルリサイクル法により製造されたりサイクル PET は黄色味が強く、多くの場合は色相 b 値が+3.0 以上であり、+5.0 以上を上回るものがあることを確認した。
- (d) 高重合度 PET の色味については、供給者及び本邦生産者の当初質問状回答⁴⁷⁴から、両者ともに白色である旨回答していることを確認した。
- (e) 調査対象貨物はコポリマーの高重合度 PET である一方、本邦産同種の貨物はホモポリマーの高重合度 PET であるため化学的特性が異なる旨の主張については、本邦生産者の当初質問状回答⁴⁷⁵から、本邦生産者もコポリマーの高重合度 PET を生産していることを確認した。
- (f) したがって、上記「**3-1-1 物理的及び化学的特性**」に記載したとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は、物理的及び化学的特性が共通していることが認められた。

(イ) 製造工程

- (a) 供給者及び本邦生産者の当初質問状回答⁴⁷⁶及び提出された証拠等^{477,478}を確認したところ、アンチモン触媒 PET、チタン触媒 PET 及びゲルマニウム触媒 PET の製造工程は共通していることを確認した。
- (b) アンチモン触媒 PET 及びチタン触媒 PET を生産している供給者は、当初質問状に対する回答⁴⁷⁹において、「当社は、製品コード及び販売地にかかわらず、同じ生産工程で PET 樹脂を製造します。」と回答しており、当該供給者に対する現地調査においても、【生産概況についての説明】⁴⁸⁰を確認した。
- (c) アンチモン触媒 PET とチタン触媒 PET では【特性】が異なり、その結果、【特性】が著しく異なる旨の主張については、触媒の違いが製造費用の違いにつながる旨の主張であると認められ、製造工程についての違いについての主張であるとは認められなかった。なお、当該供給者は当初質問状に対する回答⁴⁸¹において、「当社は、製品コード及び販売地にかかわらず、同じ生産工程で PET 樹脂を製造します。」と回答していることを確認した。
- (d) 本邦生産者が提出した証拠⁴⁸²から、アンチモン触媒 PET、チタン触媒 PET 及びゲルマニウム触媒 PET の全てが同一の設備で製造できることを確認した。一方、供給者からは、保有する設備ではゲルマニウム触媒 PET が生産できないことを説明する証拠は提出されなかった。
- (e) したがって、上記「**3-1-2 製造工程**」に記載したとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は、製造工程が共通していることが認められた。

⁴⁷³ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「特許公報 東洋製罐株式会社 特許番号第 5720123 号」

⁴⁷⁴ 本邦生産者当初質問状回答書 (A-6-1) 及び供給者当初質問状回答書 (調査項目 A-5-1)

⁴⁷⁵ 本邦生産者当初質問状回答書 (バルポリエステルプロダクツ) (様式 A-6-2 及び添付資料 A-6-3-②)

⁴⁷⁶ 本邦生産者当初質問状回答書 (添付資料 A-7) 及び供給者当初質問状回答書 (添付資料 A-6-3)

⁴⁷⁷ 証拠の提出 (三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日)

⁴⁷⁸ 意見の表明 (華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日)

⁴⁷⁹ 供給者当初質問状回答書 (華潤包装材料) (調査項目 E-1-1-1)

⁴⁸⁰ 供給者現地調査報告書 (華潤包装材料) (調査項目 1.(4))

⁴⁸¹ 供給者当初質問状回答書 (華潤包装材料) (調査項目 E-1-1-1)

⁴⁸² 証拠の提出 (三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日)

(ウ) 価格の決定方法

- (a) 産業上の使用者の質問状回答⁴⁸³から、購入価格は、原材料や製品の市況、為替変動に基づき交渉によって決定し、調査対象貨物か本邦産同種の貨物かの違いによって価格の決定方法は異なることを確認した。なお、調査対象貨物と本邦産高重合度 PET で価格決定の方法が異なる旨の意見を提出した産業上の使用者の多くは、本邦産高重合度 PET を使用したことがなく、購入の提案や交渉を受けたことがない旨述べていること^{484,485}を確認した。また、本邦生産者が提出した証拠⁴⁸⁶から、ゲルマニウム触媒 PET についても【価格交渉の内容】に基づき価格交渉が行われていることを確認した。なお、輸入者が提出した国内トレイ等容器メーカーの平均購入価格を示した資料⁴⁸⁷は、2015 年度における購入数量合計値、購入金額合計値及び平均購入単価のみを記載したものであり、国際市況に基づき購入が行われたか否かの事実を示すものではなかった。
- (b) 産業上の使用者が意見の表明に添付して提出した資料⁴⁸⁸から、本邦産高重合度 PET も調査対象貨物及び第三国産同種の貨物も、交渉の結果、月ごとに価格が異なることを確認した。
- (c) したがって、上記「**3-1-4 価格の決定方法**」に記載したとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は、価格の決定方法が共通していることが認められた。

(エ) 用途

- (a) 輸入者が提出した意見の表明^{489,490}から、コポリマーPET とはアンチモン触媒 PET のことであり、ホモポリマーPET とは非アンチモン触媒 PET のことであることを確認した。したがって、以下において、アンチモン触媒 PET とコポリマーPET、非アンチモン触媒 PET とホモポリマーPET は、それぞれ同じものとして扱うこととする。
- (b) 輸入者の当初質問状回答⁴⁹¹から、回答を確認することができた 12 者のうち 5 者が、耐熱ボトル・容器用としてアンチモン触媒 PET を供給者から輸入したことを確認した。なお、当該 5 者のうちの 2 者は、アンチモン触媒 PET は耐熱用途に使用されない旨の意見を提出した者であり、更に、当該 2 者のうち 1 者は、耐熱ボトル・容器用に加え、耐熱圧ボトル・容器用としてもアンチモン触媒 PET を供給者から輸入したことを確認した。
- (c) 供給者 2 者から、日本において耐熱ボトル用途にアンチモン触媒 PET が使用されることはない旨の証言を行ったことを確認した。また、供給者の当初質問状回答⁴⁹²から、回答を提出した 10 者のうち 9 者が、耐熱ボトル・容器用のアンチモン触媒 PET を生産していることを確認した。

⁴⁸³ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-1 及び D-2）

⁴⁸⁴ 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー 17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁸⁵ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁸⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学）（添付資料 H-1-3-①）

⁴⁸⁷ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁸⁸ 意見の表明（北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁸⁹ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

⁴⁹⁰ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁹¹ 輸入者当初質問状回答書（様式 B-1-2）

⁴⁹² 供給者当初質問状回答書（様式 A-5-2）

- (d) 供給者の当初質問状回答⁴⁹³及び提出した証拠⁴⁹⁴から、当該供給者が一般ボトル・容器用のゲルマニウム触媒 PET を製造し、日本向けに輸出していることを確認した。
- (e) 輸入者が意見の表明⁴⁹⁵において、本邦における圧倒的多数の産業上の使用者はアンチモン触媒 PET を耐熱ボトル用に使用していないし、使用可能と考えていない証拠としたアンケート⁴⁹⁶は、中国産アンチモン触媒 PET にアンチダンピング関税が賦課された場合、その後引き続き中国産アンチモン触媒 PET を購入するか、本邦産非アンチモン触媒 PET を購入するか等についてのアンケートであり、また、回答した産業上の使用者の 7 割超がシートメーカーであることを確認した。
- (f) 輸入者が意見の表明に添付した資料⁴⁹⁷において、アンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET の両方が、常温充填方式に使用されることが示されていることを確認した。
- (g) 供給者からのアンチモン触媒 PET が耐熱ボトル用途に使用されることを規制する法令があるという主張については、本邦生産者が提出した証拠⁴⁹⁸から、水道法上の水道中のアンチモン濃度に関する規制であり、当該主張が事実誤認であることを確認した。また、本邦生産者が提出した同証拠及び産業上の使用者が提出した意見の表明⁴⁹⁹から、2003 年にアンチモンに対する水道法上の規制が緩和されたことを確認した。
- (h) アンチモン触媒 PET が耐熱ボトル用途に使用されているか否かについては、①産業上の使用者から、顧客である PET ボトル飲料販売者の同意を得て、2009 年以降耐熱ボトル用にアンチモン触媒 PET を使用している旨の意見の表明⁵⁰⁰があったこと、②輸入者から、当初質問状に対して「圧倒的な価格差や品質の向上から、加熱やホット充填用途でもアンチモン触媒品を使用するユーザも増えている」との回答⁵⁰¹の提出があったこと、③本邦生産者からアンチモン触媒 PET が耐熱ボトル用に使用されている具体例が示されたこと⁵⁰²及び④ポリオレフィン等衛生協議会の自主基準においては、アンチモン及びゲルマニウムの溶出試験の結果を評価することが求められているところ、アンチモン触媒 PET についても、当該自主基準を満たし、100 度を超える食品に適合することについて確認証明を受けた銘柄が存在し、同銘柄が耐熱ボトル用として産業上の使用者に販売されていたことを示す証拠が提出されたこと⁵⁰³から、アンチモン触媒 PET は耐熱ボトル用途にも使用されることが認められた。
- (i) 本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者の当初質問状回答⁵⁰⁴から、一般ボトル・容器用高重合度 PET と耐熱ボトル・容器用高重合度 PET は、使用可能性においても実際の市場での使用においても、同じ種類の飲料に使用可能あるいは使用されてい

⁴⁹³ 供給者当初質問状回答書（広東泰宝聚合物）（様式 A-5-2）

⁴⁹⁴ 意見の表明（広東泰宝聚合物 平成 29 年 1 月 24 日）

⁴⁹⁵ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁹⁶ 証拠の提出（伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁹⁷ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 28 年 12 月 28 日）

⁴⁹⁸ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁹⁹ 意見の表明（北海製罐株式会社 平成 29 年 3 月 30 日）

⁵⁰⁰ 意見の表明（北海製罐株式会社 平成 29 年 3 月 30 日）

⁵⁰¹ 輸入者当初質問状回答書（丸紅ブラックス）（様式 A-11）

⁵⁰² 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁵⁰³ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）及び証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁵⁰⁴ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 A-13-1）、輸入者当初質問状回答書（様式 A-9-1）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 C-3-1）

る旨の回答が多数を占め、用途の違いによって充填される飲料が違うわけではないことを確認した。

- (j) 輸入者が提出した本邦生産者 1 者のプレゼンテーション資料⁵⁰⁵については、ゲルマニウム触媒 PET、チタン触媒 PET 及びアンチモン触媒 PET の樹脂の特性を比較した表において、アンチモン触媒 PET は「Crystallization rate」すなわち結晶化速度が「NG (Fast)」と評価しているのものであって、「アンチモン触媒を使用した PET 樹脂を使用して耐熱ボトルを成型すること」が「NG」と主張しているわけではない旨を確認した。
- (k) 本邦生産者の当初質問状回答⁵⁰⁶、本邦生産者が意見の表明に添付した資料⁵⁰⁷及びリサイクル PET メーカーのホームページ^{508,509}から、リサイクル PET が飲料用ボトルに使用されていることを確認した。
- (l) メカニカルリサイクル法により製造されたりサイクル PET は、バージン PET を製造する際に使用した触媒をそのまま含有しているため、高重合度 PET の製造に一般的に用いられるゲルマニウム、アンチモン、チタン、アルミニウムを含有する金属化合物を複数種含有しているところ⁵¹⁰、常温充填方式に使用されるボトルや PET シートの原料として使用されていた^{511,512,513}。また、ケミカルリサイクル法により製造されたりサイクル PET は、原料となる使用済みの PET ボトルに含まれるバージン PET を製造した際に使用された触媒を一旦除去した後で、バージン PET と同様に、液相重合工程及び固相重合工程において、アンチモン等の重縮合触媒を添加しており^{514,515,516}、常温充填方式及び高温充填方式に使用されるボトルの原料として使用されていた^{517,518}。これらの事実から、高重合度 PET の製造に使用された重縮合触媒の種類によって、高重合度 PET の用途が限定されるわけではないことが認められた。
- (m) ゲルマニウム触媒 PET について、固有粘度数が低いことからシート用途に使用されない、あるいは、シート用途にはオーバースペックであるとの主張については、①上記 (246) (ア) (a) に記載のとおり、ゲルマニウム触媒 PET とアンチモン触媒 PET の固有粘度数に違いはないこと、②本邦生産者が意見の表明⁵¹⁹に添付した資料から本邦産ゲルマニウム触媒 PET をシートメーカーに販売した実績を確認したこと、及び③産業上の使用者質問状に対してシートメーカーが、本邦でゲルマニウム触媒 PET のみを生産する本邦生産者から高重合度 PET を購入した旨の回答が行わ

⁵⁰⁵ 意見の表明 (豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日)

⁵⁰⁶ 本邦生産者当初質問状回答書 (協栄産業) (様式 A-6-2)

⁵⁰⁷ 意見の表明 (三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日)

⁵⁰⁸ 遠東石塚グリーンペット Web サイト (<http://www.figp.co.jp/business/>)

⁵⁰⁹ ペットリファインテクノロジー Web サイト (<http://www.prt.jp/>)

⁵¹⁰ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「特許公報東洋製罐株式会社 特許第 5720123 号」

⁵¹¹ サントリー Web サイト (<http://www.suntory.co.jp/news/2012/11395.html>)

⁵¹² キリン株式会社 Web サイト (<http://www.kirin.co.jp/csv/eco/r100pet/>)

⁵¹³ 意見の表明 (RP 東プラ等シートメーカー 17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日)

⁵¹⁴ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「特許公報 株式会社アイエス 特許番号第 3715812 号」

⁵¹⁵ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「特許公報 東洋製罐 特許番号第 5720123 号」

⁵¹⁶ 意見の表明 (RP 東プラ等シートメーカー 17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日)

⁵¹⁷ 味の素ゼネラルフーズ株式会社 Web サイト (<http://www.agf.co.jp/company/news/2016-01-22-730.html>)

⁵¹⁸ 一般社団法人産業環境管理協会 Web サイト

(http://www.cjc.or.jp/commend/pdf/senshinjirei/h28/02_sys_01.pdf)

⁵¹⁹ 意見の表明 (三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日)

れていること⁵²⁰から、ゲルマニウム触媒 PET はシート用途にも使用されることが認められた。

- (n) 本邦生産者が提出した証拠から、タイヤコード用に用いられる高重合度 PET が国内で生産されていたこと⁵²¹を確認した。また、自社製品は工業用糸グレードであり、本邦産高重合度 PET と用途が異なる旨主張した供給者に対し、追加質問状を通じて同者が調査対象となる製品の生産を行っていない旨主張する根拠について質問したが、回答はなかった。
- (o) したがって、上記「**3-1-5 用途**」に記載したとおり、触媒の種類に関係なく、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は、用途が共通していることが認められた。

(オ) 代替性

当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の間に価格差があること及び一部産業上の使用者に対して販売提案がないことは、代替性を否定する要因とは認められない。一方で、本邦生産者が、産業上の使用者から、【産業上の使用者との購入に関する事情】として本邦産同種の貨物の発注を停止する旨の通告を受けたことは、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の代替性を正に肯定するものである。したがって、上記「**3-1-6 代替性**」に記載したとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の間に代替性が認められた。

- (247) 上記のとおり、本邦産同種の貨物は、当該輸入貨物と物理的・化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関して共通しており、高い代替性を有していることが認められた。したがって、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の貨物であることを確認した。

3-2 本邦の産業

- (248) 利害関係者から提出された証拠等⁵²²から、本邦において高重合度 PET を生産しているのは、遠東石塚グリーンペット、協栄産業、クラレ及びクラレ西条株式会社（以下、これら 2 社を総称して「クラレグループ」という。）、ペトリファインテクノロジー、ベルポリエステルプロダクツ、三井化学、三菱化学グループ、ユニチカ及び日本エステル（以下、これら 2 社を総称して「ユニチカグループ」という。）の 5 者 3 グループであることを確認した。
- (249) 本邦で高重合度 PET を生産する者のうち、協栄産業、クラレグループ、ペトリファインテクノロジー、ベルポリエステルプロダクツ、三井化学、三菱化学グループ及びユニチカグループの 4 者 3 グループについては、当該輸入貨物の供給者との関係を確認したところ、特段の関係はなかった⁵²³。また、本件課税申請の日の 6 月前の日以後当該申請の日の前日まで（平成 28 年 3 月 6 日から 9 月 5 日まで）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したと

⁵²⁰ 産業上の使用者質問状回答書（【産業上の使用者名 1】、【産業上の使用者名 2】、【産業上の使用者名 3】）（様式 A-4-1 及び様式 B-1）

⁵²¹ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁵²² 申請書（8-2）、証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）及び意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁵²³ 本邦生産者確認票（Ⅱ.1(2)、(4)、(6)、(8)、(10)及び 3.)

ころ、4 者 3 グループには輸入の事実はなかった。⁵²⁴このため、これら 4 者 3 グループは本邦の生産者に該当すると判断⁵²⁵した。

(250) 他方、遠東石塚グリーンペットについては、当初質問状回答から、当該輸入貨物の供給者である遠紡工業（上海）の株式を 100%保有し⁵²⁶当該輸入貨物の供給者でもある遠東化聚工業が、同者の株式の 90%を保有し⁵²⁷、また、遠東化聚工業の株式を直接又は間接的に 100%保有する遠東新世紀^{528,529}の管理職が、遠紡工業（上海）と同者の取締役であること⁵³⁰を確認した。このことから、同者は、当該輸入貨物の供給者である遠東化聚工業から直接支配され、かつ遠東化聚工業を直接に、当該輸入貨物の供給者である遠紡工業（上海）を間接に、それぞれ支配している遠東新世紀から間接に支配されている関係にあり、同者が政令第 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる関係を有する生産者に該当することが認められた。この場合、当該関係による影響が、そのような関係を有しない他の生産者と異なる行動を取らせるものでないことについての証拠を提出しない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれないものとされる⁵³¹。

(251) 同者は、平成 28 年 11 月 4 日に提出した確認票において、申請に対する支持を表明し、本調査に協力する旨回答したことから、同者に対し、平成 29 年 1 月 12 日に送付した追加質問状において、ガイドライン 4. (4) 一に掲げる事項についての証拠の提出を求めたところ、同者から追加質問状に対する回答は提出されなかった。このため、調査当局は、平成 29 年 3 月 8 日に「中華人民共和國産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査に係る本邦生産者の確認について」を送付し、確認事項について回答を求めたが、期限までに回答が提出されなかった。これらの結果、調査当局は、同者が政令第 4 条第 2 項のただし書きに規定する場合に該当すると認められなかったことから、同者は本邦の産業を構成する本邦の生産者には含まれないものとした。

(252) 以上のとおり、本邦の産業は、協栄産業、クラレグループ、ペトリファインテクノロジー、ベルポリエステルプロダクツ、三井化学、三菱化学グループ及びユニチカグループの 4 者 3 グループとした⁵³²。

また、「表 33 本邦の産業の状況（平成 27 年度）」のとおり、これら 4 者 3 グループの平成 27 年度における生産量は【数値】トンであり⁵³³、調査協力を協力するとした 3 者 1 グループが本邦で生産する高重合度 PET が、本邦における高重合度 PET の総生産高に占める割合は 75.3%であった。

⁵²⁴ 本邦生産者確認票（Ⅱ.2.(1)）

⁵²⁵ 政令第 4 条第 2 項

⁵²⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（遠東石塚グリーンペット）（調査項目 A-2-7）

⁵²⁷ 本邦生産者当初質問状回答書（遠東石塚グリーンペット）（調査項目 A-1-4）

⁵²⁸ 調査当局が収集及び分析した関係証拠 8.「遠東新世紀股份有限公司 監査済み財務諸表（連結）」

⁵²⁹ 供給者当初質問状回答書（遠紡工業（上海））（調査項目 A-1-5）

⁵³⁰ 市場経済当初質問状回答書（遠紡工業（上海））（調査項目 A-34-2）

⁵³¹ 政令第 4 条第 2 項

⁵³² 協定 4.1、政令第 4 条第 1 項及びガイドライン 4.(1)

⁵³³ 調査に協力しないとしたペトリファインテクノロジーの生産量については、同社 Web サイト（<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>）にある最終製品出荷量（PET ボトル用樹脂生産量）とした。

表 33 本邦の産業の状況（平成 27 年度）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の 輸入の有無	申請に対する支 持の状況	調査への協力
	生産高（MT）	占拠率（％）			
協栄産業	【数値】	【数値】	無	支持する	協力する
クラレグループ	【数値】	【数値】	無	支持しない	協力しない
ペットリファインテクノロジー	【数値】	【数値】	無	意思表示しない	協力しない
ベルポリエステルプロダクツ	【数値】	【数値】	無	意思表示しない	協力する
三井化学	【数値】	【数値】	無	－	協力する
三菱化学グループ	【数値】	【数値】	無	－	協力する
ユニチカグループ	【数値】	【数値】	無	意思表示しない	協力しない
合計	【数値】				

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（三菱化学グループ）（J-1（様式 B-1））、本邦生産者確認票（Ⅱ.2.(1)、Ⅲ.(1)及び(2)）、ペットリファインテクノロジーWeb サイト

3－3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

3－3－1 当該輸入貨物の輸入量

（253）当該輸入貨物の輸入量の推移は、「表 34 当該輸入貨物の輸入量」のとおりであった。当該輸入貨物の輸入は、平成 25 年度には 254,034MT であり、同年の総輸入量の 44.0%を占めていた。その後、平成 26 年度には 299,577MT（平成 25 年度比 18%増）、平成 27 年度には 364,258MT（平成 25 年度比 43%増）となっており、調査対象期間全体で著しい増加を示した。

表 34 当該輸入貨物の輸入量

年度		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
当該輸入貨物の輸入量 (中国)	輸入量 (MT)	254,034	299,577	364,258
	対総輸入量 (%)	44.0%	47.9%	55.2%
第三国からの輸入量	輸入量 (MT)	323,147	325,787	296,172
	対総輸入量 (%)	56.0%	52.1%	44.8%
総輸入量 (MT)		577,182	625,364	660,430

（出所）中国税関統計（Global Trade Atlas）、本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（三菱化学）（J-1-1（様式 B-1））、本邦生産者確認票（ユニチカグループ及びクラレグループ）（Ⅱ.1.(1)③）、ペットリファインテクノロジーWeb サイト⁵³⁴、PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト⁵³⁵、申請書（三菱化学個別 8）

⁵³⁴ ペットリファインテクノロジーWeb サイト（<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>）

⁵³⁵ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト（http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/demand_trend.html）

(注 1) 総需要量 (MT) は PET ボトルリサイクル推進協議会公表データ、申請書 (三菱化学個別 8) 及び本邦生産者の確認票回答から算出した。

(注 2) 総輸入量 (MT) = 総需要量 (MT) - (本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT))

(注 3) 第三国からの輸入量 (MT) = 総輸入量 (MT) - 当該輸入貨物の輸入量 (中国) (MT)

(254) 当該輸入貨物の輸入量の変化を本邦産同種の貨物の販売量との比較で見ると、「表 35 当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の販売量の変化」のとおり、本邦産同種の貨物の販売量は、減少傾向を示しており、平成 25 年度と比較して平成 27 年度には 22 ポイントの減少となった。

表 35 当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の販売量の変化

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
当該輸入貨物の輸入量 (MT)	【100】	【118】	【143】
	254,034	299,577	364,258
本邦産同種の貨物の販売量 (MT) (国内販売量)	【100】	【84】	【78】

(出所) 中国税関統計 (Global Trade Atlas)、本邦生産者当初質問状回答書 (様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書 (三菱化学グループ) (J-1-1 (様式 B-1))、本邦生産者確認票 (ユニチカグループ及びクラレグループ) (II.1.(1)③)、ペットリファインテクノロジーWeb サイト⁵³⁶

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

(255) また、本邦市場における当該輸入貨物、本邦産同種の貨物及び第三国から輸入した同種の貨物 (以下「第三国産同種の貨物」という。) の本邦での消費における相対的な変化を見ると、「表 36 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化 (市場占拠率)」のとおり、調査対象期間を通じて国内市場が年々拡大する中で、当該輸入貨物の市場占拠率は年々増加し、平成 27 年度においては平成 25 年度に比べて 36 ポイント増加した。

これに対して、本邦産同種の貨物の市場占拠率は年々減少し、平成 27 年度においては平成 25 年度に比べて 26 ポイント減少した。また、第三国産同種の貨物の市場占拠率も大きく減少しており、平成 27 年度においては平成 25 年度に比べて 13 ポイント減少した。

⁵³⁶ ペットリファインテクノロジーWeb サイト (<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>)

表 36 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
当該輸入貨物の占拠率（％）	【100】	【115】	【136】
本邦産同種の貨物の占拠率（％）	【100】	【82】	【74】
第三国産同種の貨物の占拠率（％）	【100】	【99】	【87】
需要量（MT）	【100】	【102】	【105】

（出所）中国税関統計（Global Trade Atlas）、本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（三菱化学グループ）（J-1-1（様式 B-1））、本邦生産者確認票（ユニチカグループ及びクラレグループ）（Ⅱ.1.(1)③）、PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト⁵³⁷、申請書（三菱化学個別 8）

（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋総輸入量（MT）

（注 2）当該輸入貨物の占拠率（％）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）／需要量（MT）×100

（注 3）本邦産同種の貨物の占拠率（％）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）／需要量（MT）×100

（注 4）第三国産同種の貨物の占拠率（％）＝当該輸入貨物の供給国以外からの輸入量（MT）／需要量（MT）×100

（注 5）各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

(256) 当該輸入貨物の本邦における販売価格⁵³⁸と、本邦産同種の貨物の本邦における販売価格⁵³⁹について、まず、全ての品種にかかる販売の年別加重平均価格を比較した。「表 37-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し⁵⁴⁰）」のとおり、当該輸入貨物の販売価格は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて毎年本邦産同種の貨物の価格を下回り、本邦産同種の貨物との価格差が年々広がった結果、平成 27 年度には本邦産同種の貨物の価格を約 30%も下回った。また、本邦産同種の貨物の価格が調査対象期間を通じて下落した一方で、当該輸入貨物の販売価格は全ての期間で本邦産同種の貨物の価格を大きく下回っており、著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

(257) さらに、非耐熱ボトル用（一般ボトル・容器用（使用済みの PET ボトルを原料とするものを含む）及び耐圧ボトル・容器用）と耐熱ボトル用（耐熱ボトル・容器用及び耐熱圧ボトル・容器用）に分けて販売価格の分析を行ったところ、非耐熱ボトル用については、「表 37-2 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における取引価格（非耐熱、庭先渡し）」のとおり、年を追うごとに価格差が拡大し、平成 27 年度は、当該輸入貨物が本邦産同種の貨物の価格を約 15%下回った。また、耐熱ボトル用についても、「表 37-3 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における取引価格（耐熱、庭先渡し）」のとおり、調査対象期間を通じて、当該輸入

⁵³⁷ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト（http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/demand_trend.html）

⁵³⁸ 非関連企業間取引のみを対象とした。

⁵³⁹ 非関連企業間取引のみを対象とした。

⁵⁴⁰ 「庭先渡し」とは、販売者が購入者の指定した場所まで貨物を運搬し、そこで購入者に当該貨物を受け渡す場合をいう。当該指定場所までの運賃等の諸掛は販売者負担。

貨物が本邦産同種の貨物の価格を約 15～20%下回っており、同様に著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

表 37-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
本邦産同種の貨物（円/kg）	【100】	【97】	【90】
当該輸入貨物（円/kg）	【100】	【94】	【84】
価格比（%）	【70-85】	【70-85】	【65-80】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）、本邦生産者追加質問状回答書（ベルポリエステルプロダクト）（J-5（様式 C-1 関係））、輸入者当初質問状回答書（様式 C-12）

（注 1）本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の全販売取引について、全体の約【数値】%を占める庭先渡しの年度別加重平均価格で比較。

（注 2）価格比（%）＝当該輸入貨物（円/kg）／本邦産同種の貨物（円/kg）×100

（注 3）各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

表 37-2 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における取引価格（非耐熱、庭先渡し）

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
本邦産同種の貨物（円/kg）	【100】	【98】	【91】
当該輸入貨物（円/kg）	【100】	【93】	【83】
価格比（%）	【85-100】	【85-100】	【80-95】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）、本邦生産者追加質問状回答書（ベルポリエステルプロダクト）（J-5（様式 C-1 関係））、輸入者当初質問状回答書（様式 C-12）

（注 1）本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の全販売取引について、全体の約【数値】%を占める庭先渡しの年度別加重平均価格で比較。

（注 2）価格比（%）＝当該輸入貨物（円/kg）／本邦産同種の貨物（円/kg）×100

（注 3）各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

表 37-3 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における取引価格（耐熱、庭先渡し）

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
本邦産同種の貨物（円/kg）	【100】	【97】	【90】
当該輸入貨物（円/kg）	【100】	【96】	【83】
価格比（%）	【80-95】	【80-95】	【75-90】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）、本邦生産者追加質問状回答書（ベルポリエステルプロダクト）（J-5（様式 C-1 関係））、輸入者当初質問状回答書（様式 C-12）

（注 1）本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の全販売取引について、全体の約【数値】%を占める庭先渡しの年度別加重平均価格で比較。

(注 2) 価格比 (%) = 当該輸入貨物 (円/kg) / 本邦産同種の貨物 (円/kg) × 100

(注 3) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3－3－3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

(258) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入量は、平成 25 年度以降、調査対象期間を通じて著しい増加を示した。その一方で本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象期間を通じて減少した。

また、本邦産同種の貨物の価格が調査対象期間を通じて下落した一方で、当該輸入貨物の価格は、本邦産同種の貨物の価格を常に下回り、著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(259) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に関係を有する全ての経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価⁵⁴¹した。

(260) なお、評価は、マクロ指標（生産及び販売等）とミクロ指標（損益、投資及び雇用等）に分けて行い、マクロ指標については、上記「3-2 本邦の産業」に記載したとおり、本邦の産業を構成する全ての生産者についてのものとし、ミクロ指標については、本調査への協力を表明し、必要な証拠を提出した三井化学、三菱化学グループ、ベルポリエステルプロダクツ及び協栄産業の3者1グループからの証拠に基づくものとした。

3-4-1 マクロ指標

3-4-1-1 生産高（生産量）

(261) 本邦の産業の生産高（生産量）は、「表 38 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、平成 25 年度から平成 26 年度にかけてはほぼ横ばいであったが、平成 27 年度は平成 26 年度に比べて 23 ポイント減となった。これは、平成 26 年度末に東洋紡株式会社（以下「東洋紡」という。）が、海外競合品が増えたことを理由に PET ボトル用樹脂の製造を中止したこと⁵⁴²に加え、【発生時期】に三井化学が【生産能力の変動に係る事情】及び三菱化学が販売数量の減少に対応するため、【生産量の変動内容】によるもの⁵⁴³であった。

表 38 本邦の産業の生産量の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
生産量 (MT)	【100】	【100】	【77】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（三菱化学グループ（J-1-1（様式 B-1））、本邦生産者確認票（ユニチカグループ及びクラレグループ）（Ⅱ.1.(1)③）、ペトリファインテクノロジーWeb サイト⁵⁴⁴

（注 1）各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-1-2 生産能力・操業度（稼働率）

(262) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した操業度（稼働率）^{545,546}は、「表

⁵⁴¹ 協定 3.4

⁵⁴² 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁵⁴³ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学）（調査項目 E-1）及び本邦生産者当初質問状回答書（三菱化学グループ）（J-1-1（様式 B-1））

⁵⁴⁴ ペトリファインテクノロジーWeb サイト（<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>）

⁵⁴⁵ ベルポリエステルプロダクツの生産能力は、同者の当初質問状回答書添付資料 A-1 から、固相重合工程の生産

39 本邦の産業の稼働率の推移」のとおり、成 25 年度から平成 26 年度にかけてはほぼ横ばいであったが、平成 27 年度は平成 26 年度に比べて 3 ポイント減少した。これは、平成 26 年度末に東洋紡が海外競合品が増えたことを理由に PET ボトル用樹脂の製造を中止したこと⁵⁴⁷に加え、【発生時期】に三井化学が【生産能力の変動に係る事情】により生産能力が減少した一方で、三菱化学グループが販売数量の減少に伴い【生産量の変動内容】によるもの⁵⁴⁸であった。

表 39 本邦の産業の稼働率の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
生産量 (MT)	【100】	【100】	【77】
生産能力 (MT／年)	【100】	【101】	【80】
稼働率 (%)	【100】	【99】	【96】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(三菱化学グループ(J-1-1(様式 B-1))、本邦生産者当初質問状回答書(様式 E-1)、本邦生産者追加質問状回答(ベルポリエステルプロダクト)(J-9(様式 E-1))、本邦生産者当初質問状回答書(ベルポリエステルプロダクト)(添付資料 A-1)、本邦生産者確認票(ユニチカグループ及びクラレグループ)(Ⅱ.1.(1)③)、証拠の提出(豊田通商)(別添 1-11)、ペットリファインテクノロジーWeb サイト⁵⁴⁹

(注 1) 稼働率 (%) = 生産量 (MT) / 生産能力 (MT／年)

(注 2) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-1-3 在庫

(263) 本邦の産業の期末在庫量⁵⁵⁰は、「表 40 本邦の産業の在庫の推移」のとおり、調査対象期間を通じて増加傾向にあった。

表 40 本邦の産業の在庫の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
在庫量 (MT)	【100】	【105】	【117】
在庫率 (%)	【100】	【105】	【153】

能力 31,500 トンとした。

⁵⁴⁶ ペットリファインテクノロジーの稼働率は、100%とした。

⁵⁴⁷ 証拠の提出(三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日)

⁵⁴⁸ 本邦生産者当初質問状回答書(三井化学)(調査項目 E-1)及び本邦生産者当初質問状回答書(三菱化学グループ)(J-1-1(様式 B-1))

⁵⁴⁹ ペットリファインテクノロジーWeb サイト (<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>)

⁵⁵⁰ ペットリファインテクノロジーの期末在庫量については、国内販売量(PET ボトルリサイクル推進協議会が公表しているボトル to ボトルの再生フレーク量)、本邦生産者当初質問状回答(様式 B-1)及びペットリファインテクノロジーの生産量から算出した。

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(三菱化学グループ(J-1-1(様式 B-1))、本邦生産者確認票(ユニチカ及びクラレグループ)(Ⅱ.1.(1)③)、ペトリファインテクノロジーWeb サイト⁵⁵¹、PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト⁵⁵²

(注 1) 在庫率(%) = 本邦産同種の貨物の期末在庫量(MT) / 本邦産同種の貨物の生産量(MT)

(注 2) 各欄の【 】は平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-1-4 販売及び市場占拠率

(264) 調査対象期間における本邦産同種の貨物の国内販売量は、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」で分析したとおり、調査対象期間中当該輸入貨物の輸入が急増する一方で減少傾向を示しており、「表 41 本邦産同種の貨物の国内向け販売量・自家消費量及び市場占拠率の推移」のとおり、平成 25 年度と平成 27 年度を比べると 22 ポイント減となった。これは、上記「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」に述べたとおり、当該輸入貨物の販売価格は全ての期間で本邦産同種の貨物の価格を大きく下回っており、その価格差により【販売機会を失った理由】等によるもの⁵⁵³である。なお、自家消費量については、調査期間を通じて国内販売量に対する割合は 5~6%程度であり、平成 27 年度に減少したものの、その減少幅は国内販売量の減少幅よりも少なく、国内販売量に影響を与えるものではなかった。

(265) また、本邦産同種の貨物の国内販売の市場占拠率は、「表 41 本邦産同種の貨物の国内向け販売量・自家消費量及び市場占拠率の推移」のとおり、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて一貫して減少し、平成 27 年度は平成 25 年度と比べ、26 ポイントの減少となった。更に、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」における分析の結果と併せて検討すると、調査対象期間を通じて国内市場が拡大した中で、当該輸入貨物の市場占拠率が拡大した一方、本邦産同種の貨物の市場占拠率は縮小したことを確認した。

表 41 本邦産同種の貨物の国内向け販売量・自家消費量及び市場占拠率の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
国内販売量 (MT)	【100】	【84】	【78】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率 (%)	【100】	【82】	【74】
自家消費量 (MT)	【100】	【111】	【88】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(三菱化学)(J-1-1(様式 B-1))、本邦生産者確認票(ユニチカ、クラレグループ)(Ⅱ.1.(1)③)、ペトリファインテクノロジーWeb サイト⁵⁵⁴、PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト⁵⁵⁵、申請書(三菱化学個別 8)

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

⁵⁵¹ ペトリファインテクノロジーWeb サイト (<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>)

⁵⁵² PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト (<http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/use.html>)

⁵⁵³ 本邦生産者当初質問状回答書(三井化学及び三菱化学グループ)(調査項目 H-2-1 及び調査項目 H-2-2)

⁵⁵⁴ ペトリファインテクノロジーWeb サイト (<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>)

⁵⁵⁵ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト (http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/demand_trend.html)

(注 2) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 総輸入量 (MT)

(注 3) 本邦産同種の貨物の占拠率 (%) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) / 需要量 (MT) × 100

3-4-2 ミクロ指標

3-4-2-1 利潤

(266) 本邦の産業の売上高は、「表 42 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて一貫して減少し、平成 27 年度は平成 25 年度に比べて 26 ポイント減となった。

売上総利益については、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて 56 ポイント減少したが、【売上総利益が変動した理由】により⁵⁵⁶、平成 27 年度は平成 26 年度に比べて改善した。しかしながら、売上高総利益率でみると、調査対象期間における本邦の化学工業全体の平均が約 30%⁵⁵⁷のところ、本邦の産業は著しく低調に推移していた。

営業利益についても、売上総利益と同様の傾向を示しており、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて、28 ポイント赤字幅が拡大した。平成 27 年度は平成 26 年度に比べて、赤字幅が縮小したものの、調査対象期間を通じて、赤字であった。また、売上高営業利益率でみると、営業利益が調査対象期間を通じて赤字であり、マイナスで推移したことから、全体として低調であったことが認められた。

表 42 本邦の産業の利潤の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
売上高 (百万円)	【100】	【87】	【74】
売上総利益 (百万円)	【100】	【44】	【132】
営業利益 (百万円)	【100】	【72】	【155】
売上高総利益率 (%)	【100】	【51】	【177】
売上高営業利益率 (%)	【100】	【53】	【140】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書 (様式 G-2-2)、本邦生産者追加質問状回答書 (ベルポリエステルプロダクト) (様式 J-11 (様式 G-2-2 関係)、本邦生産者現地調査報告書 (三菱化学グループ) (通番 14 (3-(2)①調査項目 B 関係))

(注 1) 売上高総利益率 (%) = 売上総利益 (百万円) / 売上高 (百万円)

(注 2) 売上高営業利益率 (%) = 営業利益 (百万円) / 売上高 (百万円)

(注 3) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

⁵⁵⁶ 本邦生産者当初質問状回答書 (三井化学及び三菱化学グループ) (調査項目 G-2-14)

⁵⁵⁷ 財務省法人企業統計調査 (平成 25 年度～平成 27 年度)

3-4-2-2 投資及び投資収益

(267) 本邦の産業の投資については、「表 43 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、平成 26 年度は平成 25 年度と比べて 81 ポイント低下し、平成 27 年度は平成 26 年度と比べて 238 ポイント上昇した。設備投資の具体的な内容をみると、高重合度 PET 事業全体の業績悪化により、その多くは老朽化に伴う設備の更新や生産維持等のために最低限必要な投資に限られたものであり、総じて低調であった⁵⁵⁸。なお、平成 27 年度に増加したのは、前年度に予定していた増産対応のための生産設備増強を販売価格等の低迷により遅らせたことによるものであり⁵⁵⁹、仮に平成 26 年度に予定どおり投資していたとしても、平成 26 年度から平成 27 年度にかけてはほぼ横ばいであり、平成 25 年度からの減少傾向に変わりはない。

表 43 本邦の産業の設備投資額の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
設備投資額（百万円）	【100】	【19】	【45】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 G-4-1）、本邦生産者追加質問状回答書（ベルポリエステルプロダクト）（J-11（様式 G-2-2 関係）

（注 1）各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

(268) 本邦の産業の投資収益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額（取得原価及び帳簿価格）で除して算出した投資収益率により分析したところ、「表 44 本邦の産業の投資収益率の推移」のとおりとなった。調査対象期間中、本邦の産業は主に老朽化に伴う設備の更新や生産維持等のために最低限必要な投資を行い、コストダウンや増産のための新規設備投資を殆ど行っていない、若しくは増産のための設備投資時期を遅らせる判断を行う⁵⁶⁰状況にあった。また、平成 26 年度に三井化学が【設備投資評価額が減少した理由】⁵⁶¹により、平成 27 年度の設備投資評価額（取得原価）が大幅に減少した。上記「3-4-2-1 利潤」で述べたとおり、営業利益は調査期間を通じて赤字であったことから、本邦の産業の投資収益率は帳簿価額及び取得原価のいずれもマイナスで推移し、全体として低調であったことが認められた。

表 44 本邦の産業の投資収益率の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
投資収益率（％）			
営業利益／設備投資評価額 （帳簿価額）	【100】	【-33】	【128】
営業利益／設備投資評価額 （取得原価）	【100】	【74】	【135】

⁵⁵⁸ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 G-4、調査項目 H-3-5 及び調査項目 H-3-6）及び本邦生産者現地調査結果報告書（三菱化学グループ）（7）④

⁵⁵⁹ 本邦生産者当初質問状回答書（協栄産業）（調査項目 H-3-6）

⁵⁶⁰ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 G-4、調査項目 H-3-5 及び調査項目 H-3-6）

⁵⁶¹ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学）（調査項目 G-2-14）

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 G-2-2、様式 G-4-2)、本邦生産者追加質問状回答書(三菱化学グループ)(J-1-3(様式 G-2-2 関係))、本邦生産者追加質問状回答書(ベルポリエステルプロダクト)(J-11(様式 G-2-2 関係))、本邦生産者現地調査報告書(三菱化学グループ)(通番 14(3-(2)①調査項目 B 関係))

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-2-3 資金流入(キャッシュフロー)

(269) 本邦の産業のキャッシュフロー(営業キャッシュフロー)は、「表 45 本邦の産業のキャッシュフローの推移」のとおり、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて増加し、平成 27 年度は平成 25 年度に比べて 214 ポイント増となった。しかしながら、これは、本邦産業の経営状態が改善したわけではなく、上記「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」及び「3-4-1-4 販売及び市場占拠率」で述べたとおり、【キャッシュフローが増加した理由】⁵⁶²に加え、三井化学が【キャッシュフローが増加した理由】⁵⁶³結果、マイナスとなっていた平成 25 年度と比べ、平成 26 年度も平成 27 年度もキャッシュフローが増加したにすぎなかった。

表 45 本邦の産業のキャッシュフローの推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
キャッシュフロー (百万円)	【100】	【176】	【214】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 G-3-2)、本邦生産者追加質問状回答書(ベルポリエステルプロダクト)(J-16(様式 G-3-2 関係))、本邦生産者現地調査提出資料(三菱グループ)(通番 24(3-(7)②調査項目 G 関係))

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-2-4 資金調達能力

(270) 本邦の産業の高重合度 PET 事業に関する資金調達能力について、本邦の生産者の回答から、総じて影響がなかったことが確認された。但し、1 者から【資金調達能力に影響を及ぼした要因】との回答⁵⁶⁴があった。

3-4-2-5 雇用

(271) 本邦の産業の平均雇用人数⁵⁶⁵は、「表 46 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、多少の変動はあるものの、調査対象期間を通じてほぼ横ばいで推移していた。

⁵⁶² 本邦生産者当初質問状回答書(三井化学)(調査項目 G-3-6)

⁵⁶³ 本邦生産者当初質問状回答書(三井化学)(調査項目 G-2-14)

⁵⁶⁴ 本邦生産者当初質問状回答書(三井化学)(調査項目 H-3-3 及び調査項目 H-3-4)

⁵⁶⁵ ベルポリエステルプロダクトの平均雇用人数に、本邦産同種の貨物以外の生産に従事している人が含まれていたため、同者が追加質問状回答書(J-9(様式 E-1 関係))に回答した、本邦産同種の貨物とそれ以外の生産量を元に按分した。

表 46 本邦の産業の平均雇用人数の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
平均雇用人数 (人)	【100】	【97】	【99】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 F-1-1)、本邦生産者追加質問状回答書(ペルポリエステルプロダクツ)(J-9(様式 E-1 関係))

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-2-6 賃金

(272) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金(月額換算)は、「表 47 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金(月額換算)の推移」のとおり、平成 27 年度は平成 25 年度に比べて 6 ポイント減少し、調査対象期間を通じて、国内全体で賃金が上昇傾向にある中⁵⁶⁶、本邦産業の賃金は悪化傾向にあったことが認められた。

表 47 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金(月額換算)の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
一人当たり月平均賃金 (千円)	【100】	【96】	【94】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 F-1-1)、本邦生産者追加質問状回答書(ペルポリエステルプロダクツ)(J-9(様式 E-1 関係))

(注 1) 一人当たりの月平均賃金(千円) = 賃金の合計(千円/月) / 平均雇用人数(人)

(注 2) 平均雇用人数は、「表 46 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。

(注 3) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-2-7 生産性

(273) 本邦の産業の生産性は、「表 48 本邦の産業の生産性の推移」のとおりであった。本邦の産業の雇用者一人当たりの生産高を示す物的生産性については、上記「3-4-2-5 雇用」に述べたとおり、平均雇用人数が調査対象期間を通じてほぼ横ばいであったにもかかわらず、上記「3-4-1-1 生産高(生産量)」で述べたとおり、生産量は平成 25 年度から平成 26 年度にかけてほぼ横ばいであったが、平成 27 年度は平成 26 年度と比べて約 1 割減少したため、平成 26 年度は一時的に上昇しているとはいえ、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて全体として悪化傾向が認められた。

(274) また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性については、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」、「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「3-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」及び「3-4-1-4 販売・

⁵⁶⁶ 厚生労働省平成 27 年賃金構造基本統計調査(賃金の推移)

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2015/dl/01.pdf>)

「市場占拠率」において分析したとおり、本邦産同種の貨物の販売量の減少及び販売単価の低下が認められたため、平成 25 年度から平成 26 年度にかけてほぼ横ばいであったが、平成 27 年度は平成 26 年度に比べて 16 ポイント減少したことから、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて全体として悪化傾向が認められた。

表 48 本邦の産業の生産性の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
物的生産性 (MT／人)	【100】	【105】	【92】
価値生産性 (千円／人)	【100】	【99】	【84】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1、様式 F-1-1)、本邦生産者追加質問状回答書(ベルポリエステルプロダクト)(J-9(様式 E-1 関係))

(注 1) 物的生産性 (MT／人) = 本邦産同種の貨物の生産量 (MT) / 平均雇用人数 (人)

(注 2) 価値生産性 (千円／人) = (本邦産同種の貨物の国内販売額 (千円) + 本邦産同種の貨物の自家消費額 (千円)) / 平均雇用人数 (人)

(注 3) 平均雇用人数は、「表 46 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。

(注 4) 本邦産同種の貨物の生産量及び国内販売額から東洋紡分は除いて算出した。

(注 5) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-2-8 成長

(275) 一般的に製造業においては研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、成長に及ぼす影響については、研究開発の動向を基に検討した。本邦の生産者の総販売額に占める研究開発費の割合は、1%未満と小さく、またその内容も【研究開発の内容】や製品改良のためのもの⁵⁶⁷であり、新製品開発はほとんど行われていなかった。

3-4-2-9 国内価格に影響を及ぼす要因

(276) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価及び需給バランスについて検討した。

(277) 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格は、「表 49 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」のとおりであった。

製造原価は、調査対象期間を通じて下落傾向にあり、平成 27 年度は平成 25 年度に比べて 15 ポイント下落した。内訳をみると、原材料費が製造原価の約【数値】割を占めており、その原材料費下落の動きと製造コスト下落の動きはほぼ連動していた。また、労務費はほぼ横ばいで推移し、経費についても、小額であるため、指数的には変動が見られるものの、ほぼ横ばいで推移した。

一方、本邦産同種の貨物の国内販売価格は、調査対象期間を通じて下落傾向にあり、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、10 ポイント低下した。

⁵⁶⁷ 本邦生産者当初質問状回答書【本邦生産者名】及びベルポリエステルプロダクト(様式 G-5)

表 49 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
製造原価合計 (円/kg)	【100】	【95】	【85】
原材料費 (円/kg)	【100】	【94】	【82】
労務費 (円/kg)	【100】	【100】	【111】
経費 (円/kg)	【100】	【102】	【93】
国内販売価格 (円/kg)	【100】	【97】	【90】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1、様式 C-1、様式 G-2-2)、本邦生産者追加質問状回答書(ベルポリエステルプロダクツ) (J-5 (様式 C-1 関係))

(注 1) 1kg 当たりの原材料費 (円/kg) = 原材料費 (円) / 生産量 (kg)

(注 2) 1kg 当たりの労務費 (円/kg) = 労務費 (円) / 生産量 (kg)

(注 3) 1kg 当たりの経費 (円/kg) = 経費 (円) / 生産量 (kg)

(注 4) 各欄の【 】は平成 25 年度を 100 とする指数である。

(278) 次に、原材料費を下落させた要因について検討すると、「表 50 本邦の産業の主な原材料に係る購入費用の推移」のとおり、主な原材料の価格は、PTA 及び MEG を主原料とする場合、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、原材料費の【数値】割以上を占める PTA⁵⁶⁸が 1kg 当たり【21 ポイント】円、約【数値】割を占める MEG⁵⁶⁹が【11 ポイント】円下落した。また、使用済み PET ボトルを原料とした場合、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、原材料費の約【数値】割程度を占める使用済み PET ボトル⁵⁷⁰が 1kg 当たり【10 ポイント】円下落しており、これらが製造原価を下落させた主要因であった。

⁵⁶⁸ 本邦生産者当初質問状回答書(三井化学、三菱化学グループ及びベルポリエステルプロダクツ)(様式 I-2)

⁵⁶⁹ 本邦生産者当初質問状回答書(三井化学、三菱化学グループ及びベルポリエステルプロダクツ)(様式 I-2)

⁵⁷⁰ 本邦生産者当初質問状回答書(【本邦生産者名】)(様式 I-2)

表 50 本邦の産業の主な原材料に係る購入費用の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
テレフタル酸 (PTA) (円/kg)	【100】	【94】	【79】
エチレングリコール (MEG) (円/kg)	【100】	【101】	【89】
触媒 (円/kg)	【100】	【103】	【99】
使用済みPETボトル (円/kg)	【100】	【112】	【90】
燃料 (円/ℓ)	【100】	【87】	【50】
電力 (円/kwh)	【100】	【115】	【115】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 I-3)、本邦生産者現地調査提出資料(三菱グループ)(通番 26 3-(9)①調査項目 I 関係)

(注 1) 各欄の【 】は平成 25 年度を 100 とする指数である。

(279) 本邦産同種の貨物の国内販売価格は、「表 51 本邦の需給バランスと価格の推移」のとおり、平成 27 年度には 1kg 当たり【数値】円まで下落した。

(280) 本邦の需給バランスについては、調査対象期間における総需要量と総供給量を算出したところ、「表 51 本邦の需給バランスと価格の推移」のとおりとなった。総需要量は調査対象期間を通じて拡大し、平成 26 年度には【数値】MT を越えた一方で、総供給量も常に需要を 5%程度上回り、需給バランスは平成 25 年度から平成 27 年度にかけてほぼ横ばいであった。他方、本邦産同種の貨物の国内販売価格は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて低下した。これらのことから、需給バランスの変動が本邦産同種の貨物の国内販売価格に影響を及ぼしたとは認められなかった。

表 51 本邦の需給バランスと価格の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
総需要量 (MT)	【100】	【102】	【105】
総供給量 (MT)	【100】	【102】	【106】
輸入量 (中国) (MT)	【100】	【118】	【143】
輸入量 (その他) (MT)	【100】	【101】	【92】
国内向け供給量 (MT)	【100】	【86】	【79】
本邦の国内向け期末在庫量 (MT)	【100】	【105】	【117】
需給バランス (供給量/需要量) (%)	【100】	【100】	【101】
国内販売価格 (円/kg)	【100】	【97】	【90】

(出所) 中国税関統計 (Global Trade Atlas)、本邦生産者当初質問状回答書 (様式 B-1、様式 C-1)、本邦生産者追加質問状回答書 (三菱化学) (J-1-1 (様式 B-1))、本邦生産者確認票 (ユニチカグループ及びクラレグループ) (Ⅱ.1.1.(1)③)、ペトリファインテクノロジーWeb サイト⁵⁷¹、PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト⁵⁷²、申請書 (三菱化学個別 8)

(注 1) 総需要量 (MT) は PET ボトルリサイクル推進協議会が公表しているボトル用樹脂需要動向、申請書 (三菱化学個別 8) 及び本邦生産者の確認票回答から算出した。

(注 2) 総供給量 (MT) = 国内向け供給量 (MT) + 総輸入量 (MT)

(注 3) 輸入量 (その他) (MT) = 総輸入量 (MT) - 輸入量 (中国) (MT)

(注 4) 国内向け供給量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT) + 国内向け期末在庫量 (MT)

(注 5) 国内向け期末在庫量 (MT) = 期末在庫量 (MT) × ((本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT)) / (本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT) + 輸出量 (MT))

(注 6) 各欄の【 】は平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-2-10 不当廉売価格差の大きさ

(281) 当該輸入貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と当該輸入貨物の国内販売価格の差について、「表 52 不当廉売価格差率と国内販売価格差率 (平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで)」に示した不当廉売価格差率と国内販売価格差率を比較すると、不当廉売価格差率は国内販売価格差率を上回る。このことから、当該輸入貨物と国内販売価格との差は、当該輸入貨物の不当廉売によるものであると認められた。

⁵⁷¹ ペトリファインテクノロジーWeb サイト (<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>)

⁵⁷² PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト (http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/demand_trend.html)

表 52 不当廉売価格差率と国内販売価格差率（平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで）

対象期間	平成27（2015）年4月から 平成28（2016）年3月まで
不当廉売価格差率（％）	50.53
国内販売価格差率（％）	【30-50】

表 52-1 国内販売価格差率（平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで）

対象期間	平成27（2015）年4月から 平成28（2016）年3月まで
本邦産同種の貨物の国内販売価格 （円／kg）	【数値】
調査対象貨物の本邦における販売 価格（円／kg）	【数値】
本邦産同種の貨物の国内販売価格 －当該輸入貨物価格（円／kg）	【数値】
国内販売価格差率（％）	【30-50】

（注 1）国内販売価格差率（％）＝（本邦産同種の貨物の本邦における国内販売価格（円／kg）－調査対象貨物の本邦における販売価格（円／kg））／調査対象貨物の本邦における販売価格（円／kg）

3－4－3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(282) 調査対象期間を通じて、本邦における高重合度 PET の需要は拡大したにもかかわらず、当該輸入貨物の輸入が増加する一方で本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率は減少し、かつその販売価格は安価な当該輸入貨物の流入によって調査対象期間を通じて下落したため、売上高が減少した。「表 42 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、売上総利益率は本邦の化学工業全体の平均に比べて著しく低調に推移し、営業利益は、調査対象期間を通じて赤字であった。「表 50 本邦の産業の主な原材料に係る購入費用の推移」のとおり、特に平成 27 年度に主な原材料価格が下落し、製造原価も下がったことから、通常であれば営業利益を黒字に転換させることができるはずであったところ、安価な輸入品を引き合いに出され販売価格の引き下げを余儀なくされた結果、平成 27 年度も営業赤字が継続した。

(283) また、調査対象期間中の平成 26 年度末（2015 年 3 月）、本邦で高重合度 PET を生産していた東洋紡が、海外競合品が増えたことを理由に生産を停止し、事業から撤退したこと⁵⁷³に加え、三井化学が【発生時期】に【生産能力の変動に係る事情】⁵⁷⁴から、本邦産同種の貨物の生産能力は、調査対象期間中に 2 割も減少した。また、生産能力の縮小にも関わらず、縮小幅を上回る生産量の減少によって、平成 27 年度において操業度は悪化した。

(284) また、生産量及び販売量の減少により、本邦の産業の物的生産性及び価値生産性は低下し

⁵⁷³ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁵⁷⁴ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学）（調査項目 E-1）

た。

(285) 本邦の産業の営業赤字の継続及び生産量の減少は、その投資に悪影響を与え、上記(282)で述べたとおり、安価な当該輸入貨物に市場を奪われて高重合度 PET 事業全体の業績が悪化したことにより、「表 43 本邦の産業の設備投資額の推移」とおり、調査対象期間を通じて、本邦の産業の投資は減少傾向にあり、またその多くは老朽化に伴う設備の更新や生産維持等のための最低限必要な投資に限られ、若干の新規の設備投資も計画どおりに行うことができなかったことが認められた。

(286) 以上を総合的に評価し、当該輸入貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これによる本邦の産業の実質的損害が認められた。

3-5 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論

(287) 本邦における高重合度 PET の需要が調査対象期間を通じて増加した中、当該輸入貨物は本邦の市場での販売量を 4 割以上増加させた。その結果、本邦産同種の貨物の販売量が調査対象期間を通じて大きく減少し、第三国産同種の貨物の輸入量も平成 26 年度から平成 27 年度にかけて大きく減少した。実際「表 36 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）」の平成 25 年度と平成 27 年度の数値を比較すると、当該輸入貨物の市場占拠率が 36 ポイント増加したのに対し、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、26 ポイントも減少した。

(288) 本邦産同種の貨物と当該輸入貨物とは上記「3-1-6 代替性」で分析したとおり高い代替性を有しており、購入の際、殆どの産業上の使用者が価格を重要視している⁵⁷⁵中、上記「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で分析したとおり、調査対象期間を通じて当該輸入貨物は本邦産同種の貨物を下回る価格で販売され、実際に、本邦生産者が提出した証拠⁵⁷⁶から、三井化学が【取引先名】から、三菱化学グループが【取引先名】から、それぞれ【供給者名】の価格を引き合いに値下げを求められていたことが確認され、本邦生産者が産業上の使用者から安価な当該輸入貨物を引き合いに値下げを求められていた事実が認められた。

(289) かかる状況を踏まえれば、安価な当該輸入貨物の輸入が大幅に増加したことにより、本邦産同種の貨物の販売量は減少し、販売価格も引き下げられ、その結果、売上高が大きく低下した。一方で、主な原材料価格が下落し製造原価が下落したことで収益の改善が期待できる状況となり、本邦産業自らも【収益改善に対する取り組み】⁵⁷⁷など収益改善に取り組んだにもかかわらず、安価な当該輸入貨物の輸入によって販売価格が更に引き下げられたことにより、営業赤字が継続し、生産量その他の指標も悪化したと判断するものである。したがって、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

⁵⁷⁵ 産業上の使用者質問状回答書（様式 C-5-1）

⁵⁷⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学及び三菱化学グループ）（添付資料 H-1-3）

⁵⁷⁷ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学）（調査項目 E-1）

(290) なお、調査開始後においても当該輸入貨物の輸入は継続しており、申請者である三菱化学が提出した意見の表明⁵⁷⁸及び同者のプレスリリース⁵⁷⁹から、主要販売先である【取引先名】から【産業上の使用者との購入に関する事情】を理由に、平成 29 年 2 月に発注を停止する旨の通告を受けた結果、平成 29 年 3 月に生産拠点を自社の四日市事業所等に集約した上で、越前ポリマーの操業を停止する判断に至った事実が確認され、当該輸入貨物の輸入が引き続き本邦の産業に対し、実質的な損害を与えていることが認められた。

⁵⁷⁸ 意見の表明（三菱化学 平成 29 年 3 月 30 日）

⁵⁷⁹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「国内 PET 生産拠点の再編について（三菱化学）」

4 因果関係

4-1 当該輸入貨物の輸入による影響

(291) 上記「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」で述べたとおり、調査対象貨物について不当廉売された貨物の輸入の事実が認められ、また、上記「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」で述べたとおり、当該輸入貨物による本邦の産業への実質的損害が認められた。

4-2 当該輸入貨物以外による影響

(292) 次に、当該輸入貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩、国内産業の輸出実績及び生産性、並びにその他の要因について、利害関係者等から提出された証拠及び意見、並びに一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手した全ての関連する証拠を基に分析⁵⁸⁰した。

4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格

(293) 第三国からの輸入が与える影響については、上記「**3-3-1 当該輸入貨物の輸入量**」で述べたとおりであった。「**表 34 当該輸入貨物の輸入量**」のとおり、総輸入量は、平成 27 年度は平成 25 年度に比べて 14.4%増加したが、第三国産同種の貨物の輸入量が総輸入量に占める割合は、平成 25 年度に 56.0%であったものが、当該輸入貨物の輸入の著しい増加により平成 27 年度にはその割合を 44.8%まで下げ、絶対量においても 8.3%減となった。

表 34 当該輸入貨物の輸入量（再掲）

年度		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
当該輸入貨物の輸入量 (中国)	輸入量 (MT)	254,034	299,577	364,258
	対総輸入量 (%)	44.0%	47.9%	55.2%
第三国からの輸入量	輸入量 (MT)	323,147	325,787	296,172
	対総輸入量 (%)	56.0%	52.1%	44.8%
総輸入量 (MT)		577,182	625,364	660,430

(出所) 中国税関統計 (Global Trade Atlas)、本邦生産者質問状回答書 (様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書 (三菱化学グループ) (J-1-1 (様式 B-1))、本邦生産者確認票 (ユニチカグループ及びクラレグループ) (II.1.(1)③)、ペットリファインテクノロジーWeb サイト⁵⁸¹、PET ボト

⁵⁸⁰ 協定 3.5

⁵⁸¹ ペットリファインテクノロジーWeb サイト (<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>)

ルリサイクル推進協議会 Web サイト⁵⁸²、申請書（三菱化学個別 8）

（注 1）総需要量（MT）は PET ボトルリサイクル推進協議会公表データ、申請書（三菱化学個別 8）及び本邦生産者の確認票回答から算出した。

（注 2）総輸入量（MT）＝総需要量（MT）－（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT））

（注 3）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（中国）（MT）

（294）加えて、「表 36 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）」のとおり、第三国産同種の貨物の市場占拠率は大幅に減少した。したがって、第三国からの輸入は、調査対象期間を通じて減少し、当該輸入貨物に市場を奪われた状況にあることが認められた。

表 36 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）（再掲）

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
当該輸入貨物の占拠率（％）	【100】	【115】	【136】
本邦産同種の貨物の占拠率（％）	【100】	【82】	【74】
第三国産同種の貨物の占拠率（％）	【100】	【99】	【87】
需要量（MT）	【100】	【102】	【105】

（出所）中国税関統計（Global Trade Atlas）、本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（三菱化学グループ）（J-1-1（様式 B-1））、本邦生産者確認票（ユニチカグループ及びクラレグループ）（II.1.(1)③）、PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト⁵⁸³、申請書（三菱化学個別 8）

（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋総輸入量（MT）

（注 2）当該輸入貨物の占拠率（％）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）／需要量（MT）×100

（注 3）本邦産同種の貨物の占拠率（％）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）／需要量（MT）×100

（注 4）第三国産同種の貨物の占拠率（％）＝当該輸入貨物の供給国以外の輸入量（MT）／需要量（MT）×100

（注 5）各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

（295）次に、当該輸入貨物と第三国産同種の貨物の本邦における販売価格（年別加重平均価格）⁵⁸⁴は「表 53 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の販売価格」のとおり、第三国産同種の貨物の販売価格が、調査対象期間を通じて、当該輸入貨物の販売価格を著しく上回っていた。

⁵⁸² PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト（http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/demand_trend.html）

⁵⁸³ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト（http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/demand_trend.html）

⁵⁸⁴ 非関連企業間の取引に限る。

表 53 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の販売価格

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
当該輸入貨物の販売価格 (円/kg)	【100】	【94】	【84】
第三国産同種の貨物の販売価格 (円/kg)	【100】	【94】	【82】
価格比 (%)	【115-130】	【115-130】	【110-125】

(出所) 輸入者当初質問状回答書(様式 C-12)

(注 1) 本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の全販売取引について、全体の約【数値】を占める庭先渡し
の年別加重平均価格で比較。

(注 2) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

4-2-1-1 第三国からの輸入の量及び価格に係る証拠の提出及び意見の表明等

(296) 第三国からの輸入が与える影響について、供給者から、第三国からの輸入、特に台湾からの輸入品は、日本の国内産業との間で直接の競争関係にある高温充填用⁵⁸⁵のものであり、その輸入量は中国本土からの輸入量よりもはるかに多く、日本国内産業への影響力をより有しているはずである旨の証言⁵⁸⁶があった。なお、当該主張に関して、その事実関係の裏付けが確認できる証拠の提出はなかった。

また、輸入者から、2012 年以降、台湾及び韓国から大量のゲルマニウム触媒 PET が輸入されてきたとして、「【ボトル用樹脂の国別輸入量⁵⁸⁷】」ことを記載した 2016 年の文献(「PET 樹脂・製品の現況と展望」)が証拠として提出⁵⁸⁸された。

当該輸入者からはさらに、「2012 年以降台湾遠東紡績や韓国 SK ケミカルより大量のゲルマニウム触媒ポリエチレンテレフタレート樹脂が流入したところこそが、販売数量の減少に影響を与えた大きな原因の一つであることは明白である」との意見⁵⁸⁹が表明された。なお、当該主張に関して、その事実関係の裏付けが確認できる証拠の提出はなかった。

(297) 産業上の使用者から、同社が「調査対象貨物」の購入を開始した 2011 年 8 月から、2016 年 11 月までの比較可能な 64 ヶ月分の購入価格データにおいて、「調査対象貨物」の国内購入価格が第三国産同種貨物の国内購入価格より低い月が 56 回あった旨の意見が、同社の購入価格データ表を添付の上表明⁵⁹⁰された。

⁵⁸⁵ 高重合度 PET を原料とする飲料用 PET ボトルへの飲料の充填方式としては、主に高温充填方式と常温充填方式という二種類の方式が用いられており、高温充填方式は、殺菌のため高温にした内容物を PET ボトルに充填・密封する方式である。「高温充填」は、他に「加熱充填」、「耐熱充填」、「ホットバック充填」又は「ホット充填」等との名称が用いられている。「4-2-7-1-1 飲料用 PET ボトル充填方式の移行に係る供給者等からの証拠の提出、証言及び意見の表明等」参照。

⁵⁸⁶ 証言(華潤包装材料及び浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日)

⁵⁸⁷ 株式会社 大阪ケミカル・マーケティング・センター Web サイト

(<http://www.osaka-cmc.co.jp/html/The-present-situation-and-the-prospects-about-polyester-resin-and-products.html>)

⁵⁸⁸ 証拠の提出(豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日)

⁵⁸⁹ 意見の表明(豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日)

⁵⁹⁰ 意見の表明(北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日)

4-2-1-2 第三国からの輸入の量及び価格に係る証拠及び意見等の検討

(298) 台湾からの輸入を含む第三国からの輸入の量については、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」及び(293)のとおり、調査対象期間を通じて減少し、当該輸入貨物に市場を奪われた状況にあり、平成 27 年度には総輸入量に占める割合も当該輸入貨物に逆転されていた。

第三国からの輸入品は高温充填用の高重合度 PET である旨の上記供給者からの主張については、輸入者の当初質問状回答書⁵⁹¹によれば、第三国産同種の貨物の本邦における販売数量⁵⁹²は、「表 54 第三国産同種の貨物の販売数量」のとおり、非耐熱ボトル用 PET が最も多く、耐熱ボトル用 PET の販売数量が第三国産同種の貨物の販売数量全体に占める割合については 20%程度であり、調査対象期間を通じてほぼ一定であった。

さらに、高温充填用の高重合度 PET の第三国からの輸入量が中国からの輸入量よりもはるかに多い旨の上記供給者の主張について、輸入者の当初質問状回答書⁵⁹³によれば、中国産の耐熱ボトル用 PET の本邦における販売数量⁵⁹⁴は、「表 55 耐熱ボトル用 PET の販売数量」のとおり、第三国産の耐熱ボトル用 PET の本邦における販売数量を超えて急激に拡大していた。

2012 年以降、台湾及び韓国から大量のゲルマニウム触媒 PET が輸入されてきた旨の輸入者からの主張について、輸入者の当初質問状回答書からは当該情報は得られなかった。

また、第三国からの輸入品は高温充填用の高重合度 PET である旨、高温充填用の高重合度 PET の第三国からの輸入量が中国からの輸入量よりもはるかに多い旨、及び、台湾及び韓国から大量のゲルマニウム触媒 PET が輸入されてきた旨について、証言及び意見の表明を行った供給者及び輸入者から、当該主張の事実関係の裏付けが確認できる証拠の提出はなかった。

輸入者が証拠として提出した文献⁵⁹⁵記載の 2015 年におけるボトル用高重合度 PET の国別輸入量の推定値については、中国税関統計に基づく本邦への高重合度 PET 輸出量⁵⁹⁶及び輸入者の当初質問状回答書⁵⁹⁷における中国からの高重合度 PET 輸入量のいずれとも大きな乖離があり、調査当局は、当該推定値の正確性を確認することはできず、またこのほかに当該推定値の正確性を裏付ける証拠の提出はなかったことを確認した。

⁵⁹¹ 輸入者当初質問状回答書（様式 C-12）

⁵⁹² 非関連取引に限る。

⁵⁹³ 輸入者当初質問状回答書（様式 C-12）

⁵⁹⁴ 非関連取引に限る。

⁵⁹⁵ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）

⁵⁹⁶ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「高重合度 PET の販売価格と原材料価格との関係について」

⁵⁹⁷ 輸入者当初質問状回答書（様式 C-12）

表 54 第三国産同種の貨物の販売数量

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
非耐熱ボトル用 (MT)	【100】	【97】	【62】
耐熱ボトル用 (MT)	【100】	【79】	【65】
その他 (MT)	【100】	【81】	【211】
耐熱ボトル用の割合 (%)	【100】	【85】	【94】

(出所) 輸入者当初質問状回答書 (様式 C-12)

(注 1) 非耐熱ボトル用は一般ボトル・容器用 (使用済みの PET ボトルを原料とするものを含む) 及び耐圧ボトル・容器用の計。耐熱ボトル用は耐熱ボトル・容器用及び耐熱圧ボトル・容器用の計。

(注 2) 品種別データは非関連取引のみを集計。

(注 3) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

表 55 耐熱ボトル用 PET の販売数量

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
中国産 (MT)	【100】	【161】	【192】
第三国産 (MT)	【100】	【79】	【65】
中国産の割合 (%)	【100】	【157】	【188】

(出所) 輸入者当初質問状回答書 (様式 C-12)

(注 1) 耐熱ボトル用は耐熱ボトル・容器用及び耐熱圧ボトル・容器用の計。

(注 2) 品種別データは非関連取引のみを集計。

(注 3) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

(299) したがって、(296)の供給者及び輸入者による、第三国から高温充填用の高重合度 PET が大量に輸入され、その輸入量は中国からの輸入量よりもはるかに多い旨の主張について、その事実は認められなかった。

他方、当該輸入貨物と第三国産同種の貨物の本邦における価格について、上記(297)の産業上の使用者による、調査対象貨物の購入価格が第三国産同種貨物の購入価格より低い月が 64 ヶ月分のうち 56 回あった旨の意見は、調査対象期間を通じて第三国産同種の貨物の販売価格は当該輸入貨物の販売価格を著しく上回っていたとの当局の検討と整合的であることが確認された。

4-2-1-3 第三国からの輸入の量及び価格に係る結論

(300) 以上のとおり、総輸入量に占める第三国からの輸入量の割合は当該輸入貨物に比べて小さ

く、また、その絶対量も減少傾向にあるとともに輸入単価も調査対象期間を通じて当該輸入貨物の輸入単価を著しく上回っていたことから、上記(296)の供給者及び輸入者の主張を裏付ける事実は認められず、第三国からの輸入の量及び価格について、本邦の産業に損害をもたらす要因ではないと判断した。

4-2-2 需要の減少又は消費態様の変化

4-2-2-1 需要の変化

(301) 本邦における高重合度 PET の需要量は、「表 56 需要量の変化」のとおり、調査対象期間を通じて緩やかに拡大した。

表 56 需要量の変化

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
需要量 (MT)	【100】	【102】	【105】

(出所) 本邦生産者確認票（ユニチカグループ及びクラレグループ）（Ⅱ.1.(1)③）、PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト⁵⁹⁸、申請書（三菱化学個別 8）

(注 1) 総需要量 (MT) は PET ボトルリサイクル推進協議会が公表しているボトル用樹脂需要動向、申請書（三菱化学個別 8）及び本邦生産者の確認票回答から算出した。

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

4-2-2-2 消費態様の変化

(302) 調査対象期間における消費態様の変化については、産業上の使用者の質問状回答書から、「購入に係る変動の有無」⁵⁹⁹、「購入パターンの変更の有無」⁶⁰⁰及び「需要動向への変化の有無」⁶⁰¹にかかる回答を確認した。

(ア) 「購入に係る変動の有無」については、回答内容が確認できる 21 者のうち 11 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の購入量又は購入金額に係る大幅な変動の有無に関して「変動有り」と回答としており、うち 3 者から、中国産及び第三国産の高重合度 PET の価格が安価であること、また、飲料メーカーのインプラント化（当局注：飲料用 PET ボトルの充填方式が高温充填方式から常温充填方式へシフトしたこと）により耐熱ボトルの市場が収縮したことから、中国産及び第三国産の高重合度 PET の購入が増加した旨の回答があった。それ以外の 8 者については個別企業の生産動向等に関するものであり、消費態様の変化を示すものではなかった。

(イ) 「購入パターンの変更の有無」については、回答内容が確認できる 21 者のうち 19 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物に係る購入パターン（購入頻

⁵⁹⁸ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト (http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/demand_trend.html)

⁵⁹⁹ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-4-6）

⁶⁰⁰ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-4-8）

⁶⁰¹ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-2）

度等)の変更の有無に関して「変更無し」と回答した一方、2者からは、長期契約の締結や発注の集約によって、発注頻度が減少した旨の回答があった。当該変更による価格への影響について、当該2者の回答⁶⁰²から得られた購入単価と、当該2者以外の者の回答から得られた購入単価を比較したところ、いずれも同様の傾向で下落しており、その下落幅に顕著な差異は見られなかった。よって、当該購入パターンの変更は、販売価格に影響を与えるような消費態様の変化ではないと判断した。

- (ウ)「需要動向への変化の有無」については、回答内容が確認できる20者のうち6者が、自社の生産した製品の生産及び技術の動向が調査対象貨物、第三国産同種の貨物又は本邦産同種の貨物の需給動向に関して「変化有り」と回答し、うち1者から飲料用PETボトルの充填方式が高温充填方式から常温充填方式へシフトしたことが国産材料の需要に影響を与えた旨の回答があった。また1者からは、【需要動向への変化の理由】旨の回答があった。

このほか、1者は、変化の理由として、非石化原料の製品化やチタン触媒やアンチモン触媒による耐熱ボトル原料の製品化を挙げたが、非石化原料の製品化がどのように消費態様を変化させたかに係る説明はなかった。また、当該産業上の使用者は、チタン触媒やアンチモン触媒による耐熱ボトル原料について、中国産の貨物が安価であることを理由に、本邦産のゲルマニウム触媒PETからの代替が進んだと回答⁶⁰³しており、当該理由は消費態様の変化には当たらないと判断した。

他の3者は、容器用シートの内製化、新商品開発による使用量の増加及び中国産PETを使用することによる品質向上をそれぞれ理由に挙げた。これらの変化については、上記「4-2-2-1 需要の変化」で述べたとおり、本邦内の高重合度PETの需要量が調査対象期間を通じて緩やかに拡大していたことと整合的である一方、当該輸入貨物の需要を高め、本邦産同種の貨物の需要の低下につながる消費態様の変化を示すものとは認められなかった。

- (303) 上記(302)で述べた産業上の使用者の質問状回答のうち、本邦産業への影響は当該輸入貨物によるものではなく、飲料用PETボトルの充填方式が高温充填方式から常温充填方式へ移行したことによるものである旨の回答については、後記「4-2-7-1 飲料用PETボトル充填方式の移行が与えた影響」において検討することとした。以上のほか、産業上の使用者の質問状回答書から消費態様の変化を示す回答は確認されなかった。また、このほか消費態様の変化に係る証拠の提出、証言及び意見の表明等はなかった。

したがって、後記「4-2-7-1 飲料用PETボトル充填方式の移行が与えた影響」において検討することとした事項のほか、調査対象期間中に本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化は認められなかった。

4-2-2-3 需要の減少又は消費態様の変化の結論

- (304) 以上のとおり、後記「4-2-7-1 飲料用PETボトル充填方式の移行が与えた影響」において検討することとした事項のほか、高重合度PETの需要の減少はなく、また、消費態

⁶⁰² 産業上の使用者質問状回答書(調査項目A-4-1)

⁶⁰³ 産業上の使用者質問状回答書(北海製罐)(調査項目B-2-2)及び意見の表明(北海製罐 平成29年3月30日)

様の変化も認められなかったため、これらは本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

4-2-3 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行、並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争

(305) 調査対象期間における高重合度 PET の取引において、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態については、本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者の質問状回答書⁶⁰⁴から、回答内容が確認できる 40 者のうち 2 者が阻害有りと回答した。

当該 2 者のうち 1 者からは【制限的な商慣行により競争が阻害されている実態】旨の回答があった。また、他の 1 者からは、大手商社が、価格が低下する冬期に購入した当該輸入貨物を、価格が上昇する夏期に安価で販売することにより、自社の取引不成立や利益率の圧迫という影響を受けた旨の回答があった。これらの回答内容については、安価な当該輸入貨物の輸入による損害が発生していたことを示すものであるが、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行とは認められなかった。

4-2-4 技術の進歩

(306) 本邦の生産者と当該輸入貨物の供給者との間に高重合度 PET 生産技術に大きな差異を生じる、又は、既存の高重合度 PET の需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩について、供給者及び本邦生産者の当初質問状回答書⁶⁰⁵から、回答内容が確認できる 16 者のうち 3 者が有りと回答したが、産業上の使用者における生産効率向上に資するもの等であり、いずれも本邦の生産者と当該輸入貨物の供給者との間に高重合度 PET 生産技術に大きな差異を生じる、又は、既存の高重合度 PET の需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答ではなかったことから、本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩は認められなかった。

上記技術の進歩の他に、産業上の使用者の質問状回答書並びに、供給者、輸入者及び産業上の使用者における、飲料用 PET ボトルの充填方式が高温充填方式から常温充填方式へ移行したことによって本邦産業へ影響が生じた旨の意見等については、後記「4-2-7-1 飲料用 PET ボトル充填方式の移行が与えた影響」において検討することとした。

4-2-5 本邦の産業の輸出実績

(307) 本邦生産者の当初質問状回答書において、あらかじめ、同種の貨物の輸出に関する影響を排除して回答するよう求め、輸出実績を除外した回答内容に基づき「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」の経済的要因に係る分析を行っているため、輸出実績は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

⁶⁰⁴ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-16）、輸入者当初質問状回答書（調査項目 A-13）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-4）

⁶⁰⁵ 供給者当初質問状回答書（調査項目 A-9-6 及び A-9-7）及び本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 E-3）

4-2-6 本邦の産業の生産性

(308) 本邦の産業の物的生産性及び価値生産性は、「3-4-2-7 生産性」のとおり、調査対象期間中での変動が認められたが、これは、同項で分析したとおり、本邦の産業の平均雇用人数が調査対象期間を通じてほぼ横ばいであったにも関わらず、本邦産同種の貨物の生産量及び販売量が減少したことに起因するものであり、その他の要因による本邦の産業の生産性の変動が、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

4-2-7 その他の要因

(309) 本邦の産業に対して同時に損害を与えていると考えられるその他の要因として、飲料メーカーの PET ボトル充填方式の移行による影響、原材料価格の影響及び供給安定性への懸念について検討した。

4-2-7-1 飲料用 PET ボトル充填方式の移行が与えた影響

(310) 飲料用 PET ボトルの充填方式としては、主に高温充填方式と常温充填方式という二種類の方式が用いられており、高温充填方式⁶⁰⁶は、殺菌のため高温にした内容物を PET ボトルに充填・密封する方式であり、常温充填方式⁶⁰⁷は、内容物及びボトル・キャップを別々に殺菌し、クリーンルームで常温充填する方式とされている⁶⁰⁸。

4-2-7-1-1 飲料用 PET ボトル充填方式の移行に係る供給者等からの証拠の提出及び意見等

(311) 供給者、輸入者及び産業上の使用者から、本邦の産業への影響は、当該輸入貨物によるものではなく、飲料用 PET ボトルの充填方式が高温充填方式から常温充填方式へ移行したことによるものであるとして、次のとおり証拠の提出、証言及び意見の表明等^{609,610,611,612,613,614}があった。

(ア) 供給者から、本邦生産者の製品はゲルマニウム触媒 PET であり、主に加熱充填方式において使用されている製品であるが、近年、日本の飲料充填技術開発が進み、産業上の使用者の市場で高温充填方式から常温充填方式へと変化が起こっており、係る変化に伴ってゲルマニウム触媒 PET の需要が低下している旨、したがって、市場シェア、製品価格

⁶⁰⁶ 「高温充填」は、他に「加熱充填」、「耐熱充填」、「ホットパック充填」又は「ホット充填」等の名称が用いられている。

⁶⁰⁷ 「常温充填」は、他に「無菌充填」、「アセプティック充填」又は「アセップ充填」等の名称が用いられている。

⁶⁰⁸ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト (<http://www.petbottle-rec.gr.jp/more/kind.html>)

⁶⁰⁹ 証言（華潤包装材料及び浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

⁶¹⁰ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）、証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）及び意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

⁶¹¹ 証拠の提出（サントリー食品インターナショナル 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶¹² 意見の表明（キリン 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶¹³ 情報の提供（キリン 平成 29 年 3 月 9 日）

⁶¹⁴ 意見の表明及び証拠の提出（伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日）及び意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 12 月 28 日及び平成 29 年 3 月 30 日）

の低下というようなマイナス成長は、国内産業が飲料充填技術の変化による使用者の需要の変化に適応することができなかったことによるものであり、中国からの輸入に起因するものではない旨の証言⁶¹⁵があった。ただし、当該主張について確認できる資料の提出はなかった。

- (イ) 輸入者から、アンチモン触媒 PET は、ほぼ全量輸入に頼る状況で、申請者は、アンチモン触媒品を製造販売しておらず、耐熱用途の非アンチモン触媒 PET の製造に限られると当該輸入者は認識している旨の資料が添付された意見の表明⁶¹⁶があった。

また、バージン PET 需要においては、アンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET では日本国内における市場が全く異なり、アンチモン触媒 PET は、常温充填用として水、清涼飲料、食品調味料容器等の各種容器に用いられ、ゲルマニウム又はチタン等の触媒による非アンチモン触媒 PET は高温充填用として野菜ジュース、コーヒー等の容器に用いられる旨の資料が添付された意見の表明⁶¹⁷があった。

加えて、飲料等については、殺菌が必要なものもあり、適切な充填方式は当該充填される液体によって異なる旨の意見の表明⁶¹⁸があった。

- (ウ) 輸入者から、「日本で生産されているボトル用 PET 樹脂はごく一部の除きゲルマニウム系触媒で生産され、海外メーカーはすべてアンチモン系触媒を採用している」ことを記載した 2004 年の文献（「低成長に転じた PET ボトル～激変する業界構造と発展への道～」 「工業材料」 （日刊工業新聞社） 2004 年 12 月号掲載）、「飲料製造のトレンドは耐熱から無菌充填（常温充填）に移行しつつある」こと及び「海外では耐熱市場が少ないので、（調査当局注：国内樹脂メーカーは）輸出もできない」ことを記載した 2011 年の文献（「JPCA 日本包装コンサルタント協会 会報 No.27」、2011 年 12 月）、並びに【PET 樹脂・製品に関する業界調査報告内容】ことを記載した 2016 年の文献（「PET 樹脂・製品の現況と展望」）が証拠として提出⁶¹⁹された。

また、当該輸入者から、申請者が製造販売しているのはゲルマニウム触媒又はチタン触媒を用いた高重合度 PET のみである旨、及び本邦産 PET の販売数量が減少した原因は、中国産アンチモン触媒 PET に由来するものではなく、日本国内の使用者における製品の充填方法にあり、多くの飲料メーカーが高温充填よりも機能性の勝る常温充填システムを導入し、また、PET ボトル成形機を導入したことから、高温充填用 PET ボトルの販売が著しく減少したことが原因である旨の意見の表明⁶²⁰があった。ただし、高温充填用 PET ボトルの販売が著しく減少したことを示す証拠の提出はなかった。

- (エ) 輸入者から、飲料ボトル用途で国産 PET の需要が減少したのは、中国産 PET の価格が安いことによるものではなく、飲料製造方式の変化によるものであると考えている旨、飲料製造方式の変化は、飲料メーカーにとって、(a)容器デザインの自由度が向上する（ボトルに減圧吸収パネルが不要になる）、(b)ボトルの軽量化が可能となり、合理化・化石燃料使用量が削減される、(c)ボトルではなくプリフォームで輸送できることによる物流

⁶¹⁵ 証言（華潤包装材料及び浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

⁶¹⁶ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 12 月 28 日）

⁶¹⁷ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 12 月 28 日）

⁶¹⁸ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶¹⁹ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）

⁶²⁰ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日及び平成 29 年 3 月 28 日）

効率化・環境負荷低減が可能となる、(d)ブローの内製化によるブローコストの透明化、及び(e)材料汎用化（アンチモン触媒 PET の使用）によるコストの削減と供給体制の安定化、というメリットがある旨説明し、国内飲料における飲料製造方式別ボトルの製造数量の推移及び当該輸入者において耐熱充填方式のラインを常温充填方式化したこと等を示す証拠の提出⁶²¹があった。

(オ) 産業上の使用者から、同者における充填ライン別製造数の推移について、常温充填ラインの製造数量が増加し、高温充填の製造数量が減少している旨、及び常温充填と高温充填の特徴として、上記(エ)と同様のメリットが常温充填にあることを述べるとともに、常温充填には(f)容器滅菌や無菌充填が必要であるため、設備のイニシャルコスト及びメンテナンスコストが高温充填よりも高い、(g)設備の滅菌工程等によって製品の切り替え時間が長いため小ロット生産には不向きである（高温充填の方が生産ラインの操業率を高くすることができる）、という点がデメリットである旨の情報の提供⁶²²があった。また、当該産業上の使用者から、清涼飲料製造において、使用する高重合度 PET が本邦産から調査対象国産へ移行したのは、専ら、清涼飲料製造業者の充填方法の変化によるものであり、本邦産品の販売量減少と調査対象国産品の動向とは関連していない旨、また、同社が既に提供した上記の情報⁶²³のとおり、清涼飲料製造業者にとって、高温充填より常温充填にメリットがあり、今後高温充填の製造数量が再び高くなる可能性は極めて低い旨の意見の表明⁶²⁴があった。

(カ) 産業上の使用者から、日本国内のボトル使用においては炭酸、常温充填等に使用される常温用ボトルにはコポリマー樹脂、ボトルに高い耐熱性が必要な分野にはホモポリマー樹脂が使用される⁶²⁵構図が成り立っており、申請者は、ボトル用コポリマーの高重合度 PET を日本国内においては殆ど製造しておらず、他の本邦 PET 樹脂メーカーにおいてもリサイクル樹脂など特殊なものを除き殆ど製造していないことから、調査対象貨物の高重合度 PET が本邦の産業に損害を及ぼしているとは考え難い旨、国内 PET 樹脂用途別数量（PET ボトルリサイクル推進協議会統計資料）、国内清涼飲料ボトルにおける、容器種別数量推移及びホモポリマー・コポリマー構成推移（同者推定）にかかる資料を添付した意見の表明⁶²⁶があった。

(キ) 産業上の使用者から、PET ボトル飲料の充填方式ごとの製造数は徐々に常温充填での製造数が増加し、2015 年には国内 PET ボトル飲料の 60%以上が常温充填により製造されているものと認識している旨、国内の PET ボトル飲料産業は、1998 年頃は、製品安全性の観点から、内容物へのアンチモン溶出リスクがある高温充填においては、ボトル容器にアンチモン触媒製品を使用しない方向で製造を行ってきたが、2003 年にアンチモンに対する水道法の規制が緩和され、高温充填における容器からのアンチモン溶出試験デ

⁶²¹ 証拠の提出（サントリー食品インターナショナル 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶²² 情報の提供（キリン 平成 29 年 3 月 9 日）

⁶²³ 情報の提供（キリン 平成 29 年 3 月 9 日）

⁶²⁴ 意見の表明（キリン 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶²⁵ テレフタル酸単位とエチレングリコール単位のみからなる高重合度 PET がホモポリマー、機能を付与するためにジエチレングリコール等のアルコールやイソフタル酸等の他の物質を反応時に添加した高重合度 PET が、共重合物（コポリマー）とされている。「3-1-1 物理的及び科学的特性」参照。

⁶²⁶ 意見の表明（東洋製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

ータを元に、製品安全保証が可能と判断し、顧客の同意を得て、2009 年から高温充填用ボトル容器にアンチモン触媒 PET を採用している旨及び本邦産 PET に多いゲルマニウム触媒 PET 及びチタン触媒 PET は全ての用途に使用可能であり、本邦産 PET に輸入品に対する価格競争力が付加されれば、市場占有率の回復は確実であると考えている旨の意見の表明⁶²⁷があった。

4-2-7-1-2 飲料用 PET ボトル充填方式の移行に係る本邦生産者からの証拠の提出及び意見等

(312) 上記(311)の意見に対して、本邦生産者から、当該生産者が過去製造していたアンチモン触媒 PET【銘柄名】及びチタン触媒 PET【銘柄名】について、ポリオレフィン等衛生協議会に対する同協会自主基準への適合を確認する証明書申請書及び「【名称】確認証明書」、当該銘柄を生産していた本邦事業所の生産実績及び販売実績、並びに製造フロー図及び申し送り簿が証拠⁶²⁸として提出され、過去にアンチモン触媒 PET 及び非アンチモン触媒 PET を本邦内の同一設備において製造し、販売していた旨の意見の表明⁶²⁹があった。

また、常温充填方式の設備には多額の設備投資を要すとして、常温充填方式の設備費用に 60～100 億円を要した事例についての証拠の提出⁶³⁰があり、不当廉売によりアンチモン触媒 PET の価格が低く抑えられていることから、多額の設備投資を踏まえてもなお、アンチモン触媒 PET を使用することにボトルメーカーは経済合理性を見出す場合がある旨の意見の表明⁶³¹があった。

さらに、本邦生産者から、【産業上の使用者との購入に関する事情】として顧客から発注を停止する旨の通告を受けたことから、生産子会社の操業を停止する意思決定を行う旨の事実を示し、不当廉売された調査対象貨物の輸入によって実質的な損害が生じている旨の意見の表明⁶³²があった。

4-2-7-1-3 飲料用 PET ボトル充填方式の移行に係る証拠及び意見等の検討

(313) 飲料用 PET ボトルの充填方式の移行に関し、産業上の使用者の質問状回答書における「市場価格、需要、供給の動向」⁶³³に対する回答において、回答内容が確認できる 21 者のうち 5 者が、飲料メーカーにおける常温充填方式の利用が増加し、本邦生産者が供給する高温充填用 PET の需要が減少したと回答している。当該回答と、上記(311)及び(312)の供給者、輸入者及び産業上の使用者並びに本邦生産者からの証拠の提出、証言及び意見の表明等について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 高温充填方式から常温充填方式への移行について、輸入者が証拠⁶³⁴として提出した文献

⁶²⁷ 意見の表明（北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶²⁸ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶²⁹ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶³⁰ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶³¹ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶³² 意見の表明（三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶³³ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-5）

⁶³⁴ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）

635から、少なくとも 1993 年には、飲料用 PET ボトルの充填方式として常温充填方式が採用されており、常温充填方式で生産された清涼飲料は、1993 年には 5%のシェアであったところ、2003 年には 26%のシェアを占めたと記載があったことを確認した。また、産業上の使用者が表明した意見⁶³⁶に添付されていた資料から、同者が、2005 年には清涼飲料用 PET ボトル全体の数量の 34%を占めた常温充填方式用の PET ボトルが、2015 年には 55%を占めると推定していることを確認した。飲料メーカーである輸入者及び産業上の使用者からそれぞれ提出されたグラフ⁶³⁷からも、常温充填方式による PET ボトル飲料の製造数量が 2011 年から 2016 年にかけて増加している傾向が示されていることを確認された。

同様に、清涼飲料用 PET ボトルの数量も、輸入者が証拠⁶³⁸として提出した文献⁶³⁹の記載と整合的に、2007 年から 2010 年にかけては足踏みしたが、その後、再度増加基調に転じ、全体として 2005 年から 2015 年にかけて拡大していると産業上の使用者が推計していたことを、同者が提出した意見の表明⁶⁴⁰に添付されていた資料から確認した。これらの事実は、「4-2-2-1 需要の変化」で述べた、調査対象期間を通じて、高重合度 PET の需要が緩やかに増加したと整合する。

(イ) 高温充填方式から常温充填方式への移行により、本邦生産者が生産するゲルマニウム触媒 PET その他非アンチモン触媒 PET の需要が低下した旨の供給者、輸入者及び産業上の使用者の意見は、常温充填方式は、アンチモン触媒 PET を使用し、高温充填方式は非アンチモン触媒 PET を使用することから、両者の市場は全く異なる⁶⁴¹ことを前提としている。また、産業上の使用者の、常温充填方式はコポリマー樹脂を使用し、高温充填方式はホモポリマー樹脂を使用することから、調査対象貨物が本邦の産業に損害を及ぼしているとは考え難い旨の意見⁶⁴²も、コポリマー樹脂とはアンチモン触媒 PET のことであり、ホモポリマー樹脂とは非アンチモン触媒 PET であることが輸入者の意見⁶⁴³から明らかであることから、上記、充填方式の違いからアンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET の市場は全く異なるという前提と同じ前提に基づく意見であると認められる。

しかしながら、上記「3-1-9 同種の貨物の検討についての結論」に述べたとおり、上記意見を表明した供給者及び輸入者自身、耐熱ボトル・容器用のアンチモン触媒 PET を生産して日本に輸出し、あるいは日本に輸入しており⁶⁴⁴、また、アンチモン触媒 PET が耐熱ボトル用に使用されたことを、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者からの当初質問状回答書並びに提出された証拠及び意見の表明⁶⁴⁵から確認した。

635 「低成長に転じた PET ボトル～激変する業界構造と発展への道～」 「工業材料」 (日刊工業新聞社) 2004 年 12 月号掲載

636 意見の表明 (東洋製罐 平成 29 年 3 月 30 日)

637 証拠の提出 (サントリー食品インターナショナル 平成 29 年 1 月 30 日) 及び意見の表明 (キリン 平成 29 年 3 月 30 日)

638 証拠の提出 (豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日)

639 「JPCA 日本包装コンサルタント協会 会報 No.27」 2011 年 12 月

640 意見の表明 (東洋製罐 平成 29 年 3 月 30 日)

641 意見の表明 (伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日)

642 意見の表明 (東洋製罐 平成 29 年 3 月 30 日)

643 意見の表明 (豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日) 及び意見の表明 (伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日)

644 供給者当初質問状回答書 (様式 A-5-2)、輸入者当初質問状回答書 (様式 B-1-2)

645 輸入者当初質問状回答書 (様式 A-11)、証拠の提出 (三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日)、意見の表明 (北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日) 及び意見の表明 (三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3

他方、供給者の当初質問状回答⁶⁴⁶及び提出された証拠⁶⁴⁷から、同者が常温充填方式に用いられる一般ボトル・容器用のゲルマニウム触媒 PET を製造し、日本向けに輸出していることを確認した。また、上記意見を表明した輸入者のうち 1 者が意見に添付した資料には、アンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET の両方が常温充填に使用されていると記載⁶⁴⁸されており、産業上の使用者からも、本邦産 PET に多いゲルマニウム触媒 PET 及びチタン触媒 PET は全ての用途に使用可能である旨の意見⁶⁴⁹が表明されたことを確認した。

加えて、本邦生産者と産業上の使用者との間の耐熱ボトル・容器用 PET の価格交渉において、【価格見直しの理由】が交渉材料に用いられていたことを、本邦生産者の当初質問状回答⁶⁵⁰及び証拠⁶⁵¹から確認した。

リサイクル PET については、メカニカルリサイクル法により製造された場合、複数種の重縮合触媒を含有した状態で常温充填方式による飲料用 PET ボトルに使用されていること、また、ケミカルリサイクル法により製造された場合は、バージン PET 同様に両方の充填方式向けに用いられていることを確認した⁶⁵²。

このように、上記「**3-1-9 同種の貨物の検討についての結論**」で述べたとおり、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物は同種の貨物であり、重縮合触媒の種類を問わず飲料用 PET ボトルにおける用途は共通しており、常温充填方式又は高温充填方式のいずれにも使用された事実が確認された。したがって、充填方式の違いからアンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET の市場は全く異なるという供給者、輸入者及び産業上の使用者の主張の前提は成り立たないことが認められた。

(ウ) なお、本邦生産者の損害は、アンチモン触媒 PET を製造していないことによるものである旨の供給者及び輸入者の主張について、上記「**3-1-9 同種の貨物の検討についての結論**」で述べたとおり、アンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET の製造工程は共通しており、同一の設備で製造できることを確認した。特に、本邦生産者が提出した証拠⁶⁵³から、過去、当該生産者がアンチモン触媒 PET 【銘柄名】についてポリオレフィン等衛生協議会が当該協議会の自主基準に適合するとして発出した「【名称】確認証明書」は【年月日】まで有効とされていること、当該生産者が当該 PET を本邦事業所で生産していたこと及び、当該 PET が【年月】まで販売されていたことを確認した。

あわせて、当該生産者が提出した証拠⁶⁵⁴から、当該アンチモン触媒 PET を製造していた同一設備において、製造する銘柄をアンチモン触媒 PET からチタン触媒 PET に変更したことにより、高重合度 PET の【製造方法・過程】、チタン触媒 PET を製造していたことを確認し、当該生産者においてアンチモン触媒 PET が生産可能であることを確認した。

月 30 日)

⁶⁴⁶ 供給者当初質問状回答書（広東泰宝聚合物）（様式 A-5-2）

⁶⁴⁷ 意見の表明（広東泰宝聚合物 平成 29 年 1 月 24 日）

⁶⁴⁸ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 12 月 28 日）

⁶⁴⁹ 意見の表明（北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶⁵⁰ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 H-1 及び添付資料 H-1-3）

⁶⁵¹ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶⁵² 「**3-1-9 同種の貨物の検討についての結論**」参照。

⁶⁵³ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶⁵⁴ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

また、他の本邦生産者の当初質問状回答書⁶⁵⁵から、調査対象期間内に当該本邦生産者がアンチモン触媒 PET を製造していることも確認した。

以上から、本邦生産者は、ゲルマニウム触媒 PET、チタン触媒 PET に限らず、アンチモン触媒 PET の製造も可能であることが認められた。

(エ) 次に、飲料メーカーである輸入者及び産業上の使用者が挙げた、常温充填方式への移行が飲料メーカーにもたらすメリット⁶⁵⁶が高重合度 PET の需要動向に与える影響について検証すると、上記(311) (エ) (a)容器デザインの自由度向上及び(b)ボトルの軽量化は、いずれも高重合度 PET の需要を低下させる方向に働くものではあるが、前述のとおり、需要は全体として緩やかに増加したことから、需要動向全体を左右するまでの影響はなかったことが認められた。

上記(311) (エ) (c)プリフォームで輸送できることによる物流効率化、(d)ブローの内製化によるブローコストの透明化、及び(e)材料 (PET) 汎用化 (アンチモン触媒 PET の使用) によるコストの削減⁶⁵⁷については、いずれも常温充填方式の方がコスト面でメリットがあることを示しているものの、(f)設備のイニシャルコスト及びメンテナンスコストが高温充填方式より高価であること、(g)製品の切り替え時間が長いため生産ラインの操業率を高温充填方式ほど高くすることができないこと⁶⁵⁸は、いずれも常温充填方式のコスト面でのデメリットを示しており、安価な樹脂を購入することができれば、多額の設備投資を行ってもなお、常温充填方式に移行することに経済合理性を見出す場合がある旨の本邦生産者の意見⁶⁵⁹と整合的であると認められた。

(オ) 実際、産業上の使用者の質問状回答書では、ほとんどの使用者が「供給安定性」及び「安全性」と並んで「価格」を重視すると回答⁶⁶⁰しており、中国産が低価格であることから購入を切り替えた旨の回答があった⁶⁶¹。また、輸入者が証拠として提出した食品メーカーに対するアンケート⁶⁶²では、現在、中国産のアンチモン触媒 PET を購入している回答者が、仮にアンチダンピング税が賦課された際も引き続き当該 PET を購入する理由として、ほとんどの回答者が価格を挙げていたことを確認した。

本邦生産者の当初質問状回答⁶⁶³からは、「**3-5 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論**」で述べたとおり、本邦生産者は当該輸入貨物の低価格を引き合いに価格の引き上げが認められず、逆に、価格引き下げを求められていたことを確認した。加えて、本邦生産者の当初質問状回答⁶⁶⁴から、本邦生産者のうち 1 者が【高重合度 PET の品種】PET の生産を新たに進めていたものの、【不採用の理由】から採用されず、生産の中止に追い込まれたことを確認した。さらに、調査開始後においても、本邦生産者のうち 1 者は、【産

⁶⁵⁵ 本邦生産者当初質問状回答書 (ペルポリエステルプロダクト) (様式 G-2、様式 I-2 及び添付資料 J-25)

⁶⁵⁶ 証拠の提出 (サントリー食品インターナショナル 平成 29 年 1 月 30 日) 及び情報の提供 (キリン 平成 29 年 3 月 9 日)

⁶⁵⁷ 証拠の提出 (サントリー食品インターナショナル 平成 29 年 1 月 30 日)

⁶⁵⁸ 情報の提供 (キリン 平成 29 年 3 月 9 日)

⁶⁵⁹ 意見の表明 (三井化学、三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日)

⁶⁶⁰ 産業上の使用者質問状回答書 (様式 C-5-1)

⁶⁶¹ 産業上の使用者質問状回答書 (北海製罐) (調査項目 A-4-7)

⁶⁶² 証拠の提出 (伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日)

⁶⁶³ 本邦生産者当初質問状回答書 (三井化学及び三菱化学グループ) (調査項目 H-1 及び添付資料 H-1-3)

⁶⁶⁴ 本邦生産者当初質問状回答書 (三井化学) (調査項目 H-1、調査項目 H-2、添付資料 H-1-3 及び添付資料 H-2-3)

業上の使用者との購入に関する事情】に、ほぼ全ての高重合度 PET の発注を停止する旨の通告を受け、製造子会社の操業停止を余儀なくされた旨を当該生産者が表明した意見及び当該生産者のプレスリリース⁶⁶⁵から確認した。

(カ) 輸入者から、適切な充填方式は当該充填される液体によって異なる旨の意見⁶⁶⁶が提出されたが、上記「**3-1-9 同種の貨物の検討についての結論**」に述べたとおり、一般ボトル・容器用 PET であるか耐熱ボトル・容器用 PET であるかによって充填される飲料が大きく違うわけではないことが確認⁶⁶⁷されており、充填方式が異なっても充填される飲料に違いはなく、同じ飲料であれば同じ価格で販売されることから、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は、ボトルとしてそのコストが比較され、競合していることが認められた。

(キ) さらに、高温充填方式は小ロット生産に向くというメリット⁶⁶⁸も、耐熱ボトル・容器用アンチモン触媒 PET が当該輸入貨物に含まれていることから、本邦生産者の生産する耐熱ボトル・容器用非アンチモン触媒 PET を当該輸入貨物との競合から隔離するものではないことが認められた。

(ク) したがって、我が国の高重合度 PET 市場は、充填方式の違いにより、アンチモン触媒 PET を使用する市場と非アンチモン触媒 PET を使用する市場に分かれているものではなく、充填方式の移行は、ランニングコストの低下をもたらす安価な当該輸入貨物の輸入を更に促進し、一般ボトル・容器用及び耐熱ボトル・容器用のいずれの用途においても安価な当該輸入貨物の輸入の急増により、本邦の産業に損害を与えたことを確認した。

(ケ) なお、充填方式の移行と環境負荷軽減の観点については、飲料メーカーである輸入者から、常温充填方式への移行による PET ボトルの軽量化は、CO2 削減効果がある旨の証拠⁶⁶⁹が提出され、本邦生産者の、ボトル軽量化により環境負荷は軽減されるものの、常温充填時に多量の水を使用することにより環境負荷がかかる旨の意見⁶⁷⁰に対しても、充填時に水を使用することは事実であるが、主にボトルのリンスに使用する水に関しては、循環・再利用により水の総使用量は抑制されている旨、輸送効率まで併せたトータルでは、常温充填方式の方が環境負荷が少ない旨の反論⁶⁷¹が提出された。

他方、輸送効率については、本邦生産者から、耐熱用のプリフォームを納入し耐熱充填設備近くに耐熱ボトルを成形するブロー成形機を設置し、ボトル成形後耐熱充填する方法は、実際に行われており、耐熱ボトルの輸送効率が必ずしも悪いわけではない旨の反論⁶⁷²が提出された。

⁶⁶⁵ 意見の表明（三菱化学 平成 29 年 3 月 30 日）、調査当局が収集及び分析した関係証拠「国内 PET 生産拠点の再編について」

⁶⁶⁶ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶⁶⁷ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 A-13-1）、輸入者当初質問状回答（様式 A-9-1）及び産業上の使用者質問状回答（様式 C-3-1）

⁶⁶⁸ 情報の提供（キリン 平成 29 年 3 月 9 日）

⁶⁶⁹ 証拠の提出（サントリー食品インターナショナル 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶⁷⁰ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶⁷¹ 意見の表明（キリン及びサントリー食品インターナショナル 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶⁷² 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

(コ) 環境負荷低減の観点については、技術の進展とともにリサイクル PET を飲料用ボトルに再利用するボトル to ボトルリサイクルの実用化が進み、リサイクル PET については順調にその需要を増加させてきたところ、2013 年度に約 4 万トン記録してから、2014 年度には約 3.4 万トンに約 17%減少し、2015 年度には約 3.7 万トンまで戻した⁶⁷³ものの、リサイクル PET を生産する本邦の生産者から、当初質問状回答書⁶⁷⁴において、調査対象期間中、環境意識の高まりからリサイクル PET の需要が拡大するも、バージン PET の価格の下落に連動してリサイクル PET の販売価格の上昇は限定的であり、採算が悪化した旨、また、平成 27 年度にはバージン PET の価格下落に連動し、リサイクル PET の価格が下落した結果、営業赤字を計上した旨の回答があったことを確認した。このことから、不当廉売された中国産高重合度 PET の輸入による本邦産バージン PET の価格引き下げは、本邦産リサイクル PET の価格に影響し、PET ボトルのリサイクルに悪影響を与えたことが認められた。

4-2-7-2 原材料価格の影響

4-2-7-2-1 原材料価格の下落が本邦産同種の貨物の国内販売価格を引き下げ、原材料調達価格が本邦生産者の利益に影響した旨の供給者等からの証拠の提出及び意見等

(314) 供給者及び輸入者から、本邦産業への影響は、当該輸入貨物によるものではなく、主原料価格の下落による世界的な PET 樹脂価格の下落、及び申請者が市場価格より高値の原材料を使用していることによるものであるとして、次のとおり証拠の提出、証言及び意見の表明^{675,676}があった。

(ア) 供給者から、2013 年及び 2014 年の第 3、第 4 四半期における世界の PET 及び原材料の市況価格にかかる情報会社のレポート、及び 2013 年から 2015 年の各年について極東、米国、西欧／東欧の各市場における高重合度 PET、PTA 及び MEG の市況価格の推移をまとめた表が証拠として提出され、日本国内販売価格の下落は、ひとえに主要原料である PTA と MEG の価格が下落したことによるものであること、及び申請者は関連会社から通常の市場価格を大幅に上回る価格で PTA を購入しており、このことが高重合度 PET 製品の利益を低下させることにつながっている可能性があるとして、中国からの輸入は国内産業に損害を与えていない旨の証言⁶⁷⁷があった。

(イ) 輸入者から、国産耐熱 PET の価格が低下したのは、単に PET の原材料価格の低下に連動したに過ぎず、また、仮に申請者の国産高重合度 PET 事業における利益が減少している場合、その原因は、申請者が自社が製造している PTA を原料として高重合度 PET を製造しているため営業利益率を圧縮していると推測される旨、以下の証拠の提出⁶⁷⁸とと

⁶⁷³ PET ボトルリサイクル推進協議会 (<http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/use.html>)

⁶⁷⁴ 本邦生産者当初質問状回答書（協栄産業）（調査項目 A-17、様式 G-2-2、調査項目 G-2-14、調査項目 H-1）

⁶⁷⁵ 意見の表明及び証拠の提出（伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日、平成 29 年 3 月 30 日）

⁶⁷⁶ 証言及び証拠の提出（華潤包装材料及び浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

⁶⁷⁷ 証言及び証拠の提出（華潤包装材料及び浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

⁶⁷⁸ 証拠の提出（伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日）

もに意見の表明⁶⁷⁹があった。

- (a) 高重合度 PET の販売価格の約 8 から 9 割を原料コストが占めることから、高重合度 PET メーカーが自身で価格を左右できるのは Spread（高重合度 PET の価格から原料コストを差し引いた部分）のうち変動費（製造コスト、触媒コスト等をあわせた 100 ドル前後の費用）を除いた部分のみであるとして、2013 年 4 月から 2016 年 3 月までの高重合度 PET 及びその原材料の市況価格とその他費用（Spread）の推移を示したグラフ。
- (b) 高重合度 PET の販売価格は原料価格と 99%以上の確率で相関しており、高重合度 PET 価格の変動要因は 99%が原料の価格変動によるものであるとして、2013 年 4 月から 2016 年 3 月の各月における高重合度 PET の市況価格と原料の市況価格との相関性について示したグラフ。
- (c) 高重合度 PET 価格の下落は主原料である PTA の価格の下落によるものであり、Spread の変動は PET 価格の下落と全く相関性がないため、高重合度 PET メーカーが利益を削って販売している事実は見られないとして、2013 年 4 月から 2016 年 3 月までの高重合度 PET、PTA 及びその他費用（Spread）の推移と各年度における平均を示したグラフ。
- (d) 申請者のうち 1 グループが製造している高重合度 PET の価格が高値であることの大きな要因の一つに、同者のインドネシアにある関連会社から輸入される PTA の価格が大幅に高いことが考えられるとして、2013 年 4 月から 2016 年 3 月までのパラキシレン及び PTA の市況価格並びに PTA の敦賀税関支署における輸入価格の推移を示したグラフ。

4-2-7-2-2 原材料調達価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格にかかる本邦生産者からの意見等

(315) 上記(314)の供給者及び輸入者からの意見に対して、本邦生産者から、次の内容の意見の表明⁶⁸⁰があった。

- (ア) 三井化学及び三菱グループが当初質問状回答書において提出した原料価格動向を示す資料⁶⁸¹に鑑みれば、PTA 及び MEG の価格と販売価格とに相関関係は認められないこと。
- (イ) ICIS FOB China の高重合度 PET 価格と、中国の PTA 及び MEG の市況価格との差額が調査対象貨物の生産者による付加価値分となるはずであるが、当該付加価値分では、主要原材料費以外の諸費用をまかないきれるとは到底考えられず、利益が生じるはずもないこと。なお、【事業者名と所在地】の実績が資料として提出された。また、主要原料である PTA についても、中国の PTA の市況価格はコストを下回った価格であることが疑われ、PTA に遡って、コストの正当性を吟味する必要があること。なお、中国における PX と PTA の市況価格とその差分である付加価値額を【事業者名と所在地】の実績と比較する資料が提出された。

⁶⁷⁹ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日、平成 29 年 3 月 30 日）

⁶⁸⁰ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日、平成 29 年 3 月 30 日）

⁶⁸¹ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 I-6 及び添付資料 I-6）

(ウ) 中国の高重合度 PET 生産者のうち、複数者が資本関係のある者からの調査対象貨物の主要な原材料である PTA を調達していると考えられることから、原材料調達が独立当事者間での取引でなされていない場合には、関連会社における PTA 又は MEG の製造コストにまで遡って確認を行うべきであること。なお、中国の高重合度 PET 生産者、PTA 生産者及び MEG 生産者にかかる資料が提出された。

4-2-7-2-3 原材料調達価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格にかかる本邦生産者の意見に対する輸入者からの意見等

(316) 上記(315)の申請者による PTA 及び MEG の価格と販売価格とに相関関係は認められないとの意見に対して、輸入者から、高重合度 PET は PTA と MEG の製品に対する原料比が 90% 相当を占める原料価格が製品に影響しやすい樹脂であり、複数の情報会社が提供する価格情報を多くの企業が利用しているのは、原料価格と高重合度 PET の価格の間に相関関係が存在することが世界的な市場で認知されているからである旨の意見の表明⁶⁸²があった。

また、輸入者及び産業上の使用者から連名で、中国産の高重合度 PET の販売価格は、時期ごとの主原料の価格の高騰及び下落による影響を受け、主原料の値動きと相関する形で都度変動する旨の意見の表明⁶⁸³があった。

4-2-7-2-4 原材料価格が与える影響に係る供給者等からの意見等の検討

(317) 上記(314)から(316)までの供給者、輸入者及び申請者からの意見等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 高重合度 PET の販売価格と原材料価格との関係について、上記輸入者から示された結果は 2013 年 4 月から 2016 年 3 月までの 36 月 (36 データ) について相関性を分析したものであった。調査当局において、輸入者の当初質問状回答⁶⁸⁴のうち購入日を確認することができた【1,500~4,000】件の FOB 取引についての購入価格と購入月における原材料価格⁶⁸⁵を比較したところ、輸入者による購入価格は、原材料価格を下回る場合も、高重合度 PET 市況価格を上回る場合も、それぞれ複数認められ、「PET メーカーが自身で価格を左右できるのは Spread (PET の価格から原料コストを差し引いた部分) のうち変動費 (製造コスト、触媒コスト等をあわせた 100 ドル前後の費用) を除いた部分のみである」とは認められなかった。また、高重合度 PET の販売価格と原材料価格との相関についても、当該【1,500~4,000】件のデータに基づけば、相関係数は 0.58 と算出され⁶⁸⁶、高重合度 PET 価格の変動要因は 99%が原料の価格変動によるものであるとは認められなかった。さらに、原材料価格を下回る購入価格も複数認められたことから、「PET メーカーが利益を削って販売している事実は見られない」とは断定できないものと認められた。実際、海外供給者の追加質問状回答書⁶⁸⁷において提出された「毛利明細書」によると、当該輸入貨物の複数の製品型番について、原価割れしていることが認められた。

⁶⁸² 意見の表明 (豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日)

⁶⁸³ 意見の表明 (RP 東プラ等シートメーカー 17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日)

⁶⁸⁴ 輸入者当初質問状回答書 (様式 B-2)

⁶⁸⁵ 証拠の提出 (伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日)

⁶⁸⁶ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「高重合度 PET の販売価格と原材料価格との関係について」

⁶⁸⁷ 海外供給者追加質問状回答書 (調査項目 J-3-2)

一方、年度別平均で見ると、国際指標価格に基づく PTA 及び MEG の原料指数⁶⁸⁸の低下と同時に、本邦産同種の貨物、当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における販売価格（年別加重平均価格）⁶⁸⁹は低下していたが、「**3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」及び「**4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格**」で述べたとおり、当該輸入貨物の販売価格は大きく低下し、全ての期間で本邦産同種の貨物及び第三国産同種の貨物の価格を大きく下回っていたことを確認した。

したがって、上記「**3-1-4 価格の決定方法**」及び「**3-1-9 同種の貨物の検討についての結論**」のとおり、本邦産同種の貨物の販売価格は、原材料や製品の市況、為替変動に基づき個別の交渉によって決定されており、原材料価格は、交渉において一定の目安を与えるものではあるが、原材料価格によって販売価格が一義的に決定されるものではないと認められ、国内販売価格の低下はひとえに原材料価格の下落によるものであるとは認められなかった。むしろ、本邦生産者は、販売価格交渉において安価な当該輸入貨物を引き合いに、販売価格の引き下げを求められており⁶⁹⁰、産業上の使用者の質問状回答書における、ほとんどの使用者が「供給安定性」及び「安全性」と並んで「価格」を重視するとした回答⁶⁹¹及び中国産が低価格であることから購入を切り替えたとの回答⁶⁹²、並びに輸入者が証拠として提出した、価格を理由として中国産高重合度 PET を購入するというアンケート結果⁶⁹³も、販売価格の低下が安価な当該輸入貨物によるものであることを裏付けていると考えるのが妥当である。

(イ) 申請者のうち 1 グループが、関連会社から割高な PTA を調達しているため、同グループの国産 PET 事業における利益が減少している旨の意見については、同グループに対する現地調査の結果から、高重合度 PET の生産に用いられる PTA の価格は、同グループ内で用意された一定の計算式に基づき、その原料である PX の国際指標価格と連動して決定されていることを確認した⁶⁹⁴。

また、本邦生産者の当初質問状回答⁶⁹⁵から、PTA 購入単価を国際指標価格と比較したところ、国際指標価格の下落に伴い、本邦生産者の購入単価も同様に下落していたことを確認した。加えて、国際指標価格に基づく PTA 及び MEG の原料指数⁶⁹⁶と、本邦生産者の原料購入単価（指数）とを比較したところ、ほぼ同様に下落していることを確認した。

さらに、同グループに対する現地調査において、中国ではリーマンショック後の中国政府の政策によって、2011 年頃からテレフタル酸の大規模な設備増強が行われた結果、供給過多が続いていることを示す資料、及び足下のアジア市場において、PTA とその原料である PX との差額のスプレッド（利幅）は大きく落ち込んでいることを示す資料が提出され、以上から、同グループでは中国国内では更にスプレッドが減少し変動費を割

⁶⁸⁸ 本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 I-6）

⁶⁸⁹ 非関連企業間の取引に限る。

⁶⁹⁰ 本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 H-1-3）

⁶⁹¹ 産業上の使用者質問状回答書（様式 C-5-1）

⁶⁹² 産業上の使用者質問状回答書（北海製罐）（調査項目 A-4-7）

⁶⁹³ 証拠の提出（伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶⁹⁴ 本邦生産者現地調査報告書（三菱化学グループ）（2.(1)②）及び同提出資料

⁶⁹⁵ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 I-3）

⁶⁹⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 I-6）

る価格で取引されていると推測している旨を記載した資料の提出及び説明があった⁶⁹⁷。

さらに、産業上の使用者回答から、海外の供給の動向について、特に中国で PTA 及び PET の大規模プラントの新增設により、生産能力が増加し、供給過多であった旨の回答が複数あったことを確認した⁶⁹⁸。

(ウ) 以上のとおり、本邦産業への影響は、供給者及び輸入者が主張するように、主原料価格の下落による世界的な PET 樹脂価格の下落、及び申請者が市場価格より高値の原材料を使用していることによるものであるとは認められず、本邦産同種の貨物の販売価格は、安価な当該輸入貨物によって引き下げられ、当該輸入貨物が本邦の産業に損害を与えたものと認められた。

4-2-7-3 供給安定性への懸念が販売数量に与えた影響

4-2-7-3-1 供給安定性への懸念に係る輸入者からの意見等

(318) 輸入者 1 者から、2012 年に三井化学岩国大竹工場が爆発事故で操業停止になったことについて証拠を提出するとともに、申請者の供給安定性の低下が申請者の販売数量が減少した一つの大きな事由である旨の意見の表明⁶⁹⁹があった。

また、産業上の使用者の質問状回答書⁷⁰⁰において、回答内容が確認できる 21 者のうち 1 者から、当該事故による供給への影響があったとの回答があった。

(319) 上記(318)の輸入者からの意見に対して、申請者から、不当廉売課税の要件とは何ら関係のない記述である旨の意見の表明⁷⁰¹があった。

4-2-7-3-2 供給安定性への懸念に係る輸入者からの意見等の検討

(320) 調査当局が、輸入者が提出した証拠⁷⁰²を確認したところ、2012 年 4 月に三井化学・岩国大竹工場レゾルシン製造施設において発生した事故については確認できるものの、事故により本邦産同種の貨物の製造設備の操業がいつまで停止し、本邦産同種の貨物の生産及び販売にどのような影響等を与えたかについての記載はなかった。したがって、申請者の供給安定性の低下が申請者の販売数量が減少した一つの大きな事由である旨との輸入者の意見に関する根拠は確認できなかった。

(321) このため、調査当局において、三井化学の報道発表資料を確認したところ⁷⁰³、2012 年 4 月 22 日に岩国・大竹工場で発生した爆発・火災事故により、PET 樹脂生産プラントも操業を停止したが、調査対象期間以前の 2012 年 7 月 26 日の報道発表資料において、当該 PET 樹脂生産プラントが稼働再開したことを確認した。

⁶⁹⁷ 本邦生産者現地調査報告書（三菱化学グループ）(2.(9)②) 及び同提出資料

⁶⁹⁸ 産業上の使用者回答書（調査項目 A-5）

⁶⁹⁹ 意見の表明及び証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日及び平成 29 年 3 月 28 日）

⁷⁰⁰ 産業上の使用者質問状回答書（RP 東プラ）（調査項目 A-5）

⁷⁰¹ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁷⁰² 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）

⁷⁰³ 三井化学 Web サイト（<http://jp.mitsuichem.com/release/2012/pdf/120726.pdf>）

これに対して、調査対象期間における本邦の産業の生産高は、上記「**3-4-1-1 生産高**」で述べたとおり、平成 25 年度から平成 26 年度にかけてはほぼ横ばいであり、平成 27 年度に 23 ポイント減少したことを確認した。平成 27 年度の実生産高の減少は、東洋紡が PET ボトル用樹脂の生産を中止したこと⁷⁰⁴に加え、【発生時期】に三井化学が【生産能力の変動に係る事情】及び三菱化学グループが販売数量の減少に対応するため、【生産量の変動内容】⁷⁰⁵によるものであり、当該事故による供給への影響は認められなかった。

なお、産業上の使用者の質問状回答書⁷⁰⁶において、当該事故による供給への影響があったと回答した 1 者について、調査対象期間中の産業上の使用者全体による本邦産同種の貨物の購入数量全体の減少に対し、当該使用者による本邦産同種の貨物の購入量の減少が与える寄与は僅少であったことを確認⁷⁰⁷した。

(322) したがって、2012 年の三井化学岩国・大竹工場の事故による供給安定性の低下が、申請者の販売数量が減少した一つの大きな事由となったとは認められなかった。

4-2-7-4 その他の要因の結論

(323) 以上のとおり、本邦の産業に対して同時に損害を与えていると考えられるその他の要因として、飲料メーカーの PET ボトル充填方式の移行による影響、原材料価格の影響及び供給安定性への懸念について検討したところ、これらについては本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

4-3 因果関係に関する結論

(324) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、当該輸入貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断した。

5 結論

(325) 以上のとおり、不当廉売された高重合度 PET の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害の事実が認められた。

⁷⁰⁴ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁷⁰⁵ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学）（様式 E-1）、本邦生産者追加質問状回答書（三菱化学グループ）（J-1-1（様式 B-1））

⁷⁰⁶ 産業上の使用者質問状回答書（RP 東プラ）（調査項目 A-5）

⁷⁰⁷ 産業上の使用者質問状回答書（様式 A-4-1）

主要証拠等目録

番号	標目
1	中華人民共和国の高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税を課することを求める書面(三井化学株式会社、三菱化学株式会社、日本ユニベツ株式会社、越前ポリマー株式会社)
2	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(広東泰宝聚合物有限公司)
3	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(浙江万凱新材料有限公司)
4	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(江蘇興業プラスチック股份有限公司)
5	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(江陰興泰新材料有限公司)
6	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(江陰興宇新材料有限公司)
7	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(華潤包装材料有限公司)
8	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(騰龍特殊樹脂(厦門)有限公司)
9	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(海南逸盛石化有限公司)
10	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(遠紡工業(上海)有限公司)
11	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(遠東化聚工業股份有限公司)
12	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(亞東工業(蘇州)有限公司)
13	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(岩谷産業株式会社)
14	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(KISCO株式会社)
15	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(三協化成産業株式会社)
16	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(双日プラネット株式会社)
17	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(株式会社ツカサペトコ)
18	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(豊田通商株式会社)
19	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(恒逸JAPAN株式会社)
20	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(丸紅プラックス株式会社)
21	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(三菱商事プラスチック株式会社)
22	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(ミツワ株式会社)
23	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(三井物産株式会社)
24	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(長瀬産業株式会社)
25	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(伊藤忠商事株式会社)

番号	標目
26	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(株式会社吉野工業所)
27	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(日本パリソン株式会社)
28	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(サントリー食品インターナショナル株式会社)
29	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(大塚製薬株式会社)
30	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(コカ・コーラビジネスソーシング株式会社)
31	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(三井化学株式会社)
32	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社、越前ポリマー株式会社)
33	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(株式会社ベルポリエステルプロダクツ)
34	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(協栄産業株式会社)
35	本邦の生産者に対する確認票(ベトリファインテクノロジー株式会社)
36	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(遠東石塚グリーンペット株式会社)
37	本邦の生産者に対する確認票(ユニチカ株式会社)
38	本邦の生産者に対する確認票(株式会社クラレ、クラレ西条株式会社)
39	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(アサヒ飲料株式会社)
40	産業上の使用者に対する確認票(大塚食品株式会社)
41	産業上の使用者に対する確認票(大塚製薬株式会社)
42	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(キリン株式会社)
43	産業上の使用者に対する確認票(コカ・コーラビジネスソーシング株式会社)
44	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(サントリー食品インターナショナル株式会社)
45	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(凸版印刷株式会社)
46	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(大日本印刷株式会社)
47	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(東洋製罐株式会社)
48	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(株式会社吉野工業所)
49	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(北海製罐株式会社)
50	産業上の使用者に対する確認票(日本パリソン株式会社)
51	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(リスパック株式会社)

番号	標目
52	産業上の使用者に対する確認票(積水化成品工業株式会社)
53	産業上の使用者に対する確認票(帝人株式会社)
54	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(古林紙工株式会社)
55	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(ヤマトエスロン株式会社)
56	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(中央化学株式会社)
57	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(RP 東プラ株式会社)
58	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(オージェイケイ株式会社)
59	産業上の使用者に対する確認票(ウツミリサイクルシステムズ株式会社)
60	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(株式会社エフピコ)
61	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(ニシヨリ株式会社)
62	産業上の使用者に対する確認票(株式会社レコ)
63	産業上の使用者に対する確認票(竹内産業株式会社)
64	産業上の使用者に対する確認票(進栄化成株式会社)
65	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(廣川株式会社)
66	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(進栄化成株式会社)
67	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(三宝化成工業株式会社)
68	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(パイオニア工業株式会社)
69	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(広陵化学工業株式会社)
70	中国産の調査対象貨物の生産者(市場経済条件)に対する確認票及び質問状への回答書(広東泰宝聚合物有限公司)
71	中国産の調査対象貨物の生産者(市場経済条件)に対する確認票及び質問状への回答書(浙江万凱(万凱)新材料有限公司)
72	中国産の調査対象貨物の生産者(市場経済条件)に対する確認票及び質問状への回答書(江蘇興業プラスチック股份有限公司)
73	中国産の調査対象貨物の生産者(市場経済条件)に対する確認票及び質問状への回答書(江陰興泰新材料有限公司)
74	中国産の調査対象貨物の生産者(市場経済条件)に対する確認票及び質問状への回答書(江陰興宇新材料有限公司)
75	中国産の調査対象貨物の生産者(市場経済条件)に対する確認票及び質問状への回答書(華潤包装材料有限公司)
76	中国産の調査対象貨物の生産者(市場経済条件)に対する確認票及び質問状への回答書(海南逸盛石化有限公司)
77	中国産の調査対象貨物の生産者(市場経済条件)に対する確認票及び質問状への回答書(遠紡工業(上海)有限公司)

番号	標目
78	中国産の調査対象貨物の生産者(市場経済条件)に対する確認票及び質問状への回答書(亞東工業(蘇州)有限公司)
79	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出(サンプリング)に係る回答書(広東泰宝聚合物有限公司)
80	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出(サンプリング)に係る回答書(浙江万凱新材料有限公司)
81	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出(サンプリング)に係る回答書(江蘇興業プラスチック股份有限公司)
82	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出(サンプリング)に係る回答書(江陰興泰新材料有限公司)
83	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出(サンプリング)に係る回答書(江陰興宇新材料有限公司)
84	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出(サンプリング)に係る回答書(華潤包装材料有限公司)
85	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出(サンプリング)に係る回答書(騰龍特殊樹脂(厦門)有限公司)
86	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出(サンプリング)に係る回答書(海南逸盛石化有限公司)
87	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出(サンプリング)に係る回答書(遠紡工業(上海)有限公司)
88	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出(サンプリング)に係る回答書(亞東工業(蘇州)有限公司)
89	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(華潤包装材料有限公司)
90	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(海南逸盛石化有限公司)
91	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(遠紡工業(上海)有限公司)
92	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(遠東化聚工業股份有限公司)
93	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(岩谷産業株式会社)
94	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(KISCO株式会社)
95	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(三協化成産業株式会社)
96	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(株式会社ツカサペトコ)
97	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(豊田通商株式会社)
98	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(恒逸JAPAN株式会社)
99	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(丸紅プラックス株式会社)
100	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(三菱商事プラスチックス株式会社)
101	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(ミツワ株式会社)
102	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(三井物産株式会社)
103	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(伊藤忠商事株式会社)
104	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(日本パリソン株式会社)

番号	標目
105	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(大塚製薬株式会社)
106	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(三井化学株式会社)
107	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社、越前ポリマー株式会社)
108	平成28年12月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(協栄産業株式会社)
109	追加質問状に対する回答書(浙江万凱新材料有限公司)
110	追加質問状に対する回答書(華潤包装材料有限公司)
111	追加質問状に対する回答書(海南逸盛石化有限公司)
112	追加質問状に対する回答書(遠紡工業(上海)有限公司、遠東化聚工業股份有限公司)
113	追加質問状に対する回答書(豊田通商株式会社)
114	追加質問状に対する回答書(伊藤忠商事株式会社)
115	追加質問状に対する回答書(三井化学株式会社)
116	追加質問状に対する回答書(三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社、越前ポリマー株式会社)
117	追加質問状に対する回答書(株式会社ベルポリエステルプロダクツ)
118	追加質問状に対する回答書(協栄産業株式会社)
119	平成29年2月16日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(株式会社ベルポリエステルプロダクツ)
120	平成29年2月23日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(海南逸盛石化有限公司)
121	平成29年3月2日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(華潤包装材料有限公司)
122	平成29年3月3日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(伊藤忠商事株式会社)
123	平成29年3月14日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(海南逸盛石化有限公司)
124	証拠の提出(豊田通商株式会社)
125	証拠の提出(華潤包装材料有限公司)
126	証拠の提出(三井化学株式会社)
127	証拠の提出(広東泰宝聚合物有限公司)
128	証拠の提出(浙江万凱新材料有限公司)
129	証拠の提出(華潤包装材料有限公司)
130	証拠の提出(三井化学株式会社)
131	証拠の提出(浙江万凱新材料有限公司)
132	証拠の提出(浙江万凱新材料有限公司)
133	証拠の提出(KISCO株式会社)
134	証拠の提出(三井化学株式会社)

番号	標目
135	証拠の提出(三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社、越前ポリマー株式会社)
136	証拠の提出(伊藤忠商事株式会社)
137	証拠の提出(豊田通商株式会社)
138	証拠の提出(サントリー食品インターナショナル株式会社)
139	証拠の提出(華潤包装材料有限公司)
140	証言(華潤包装材料有限公司)
141	証言(浙江万凱新材料有限公司)
142	意見の表明(海南逸盛石化有限公司)
143	意見の表明(亞東工業(蘇州)有限公司)
144	意見書(中国政府(商務部貿易救済調査局))
145	上申書(江蘇興業プラスチック股份有限公司)
146	上申書(江陰興泰新材料有限公司)
147	上申書(江陰興宇新材料有限公司)
148	意見書(浙江万凱新材料有限公司)
149	意見の表明(伊藤忠商事株式会社)
150	意見の表明(豊田通商株式会社)
151	意見の表明(華潤包装材料有限公司)
152	意見の表明(広東泰宝聚合物有限公司)
153	意見の表明(三井化学株式会社、三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社、越前ポリマー株式会社)
154	意見の表明(伊藤忠商事株式会社)
155	意見の表明(遠紡工業(上海)有限公司(Far Eastern Industry (Shanghai) Ltd.))
156	意見の表明(日本パリソン株式会社)
157	意見の表明(豊田通商株式会社)
158	意見の表明(RP東プラ株式会社、アテナ工業株式会社、株式会社生駒化学工業、株式会社エフピコ、オージェイケイ株式会社、三宝化成工業株式会社、進栄化成株式会社、竹内産業株式会社、株式会社台和、中央商興株式会社、ニシヨリ株式会社、廣川株式会社、ポリマープラス株式会社、ミネロン化成工業株式会社、ヤマトエスロン株式会社、ライニングコンテナ株式会社、リスパック株式会社、伊藤忠商事株式会社、豊田通商株式会社)
159	意見の表明(キリン株式会社)
160	意見の表明(サントリー食品インターナショナル株式会社)
161	意見の表明(キリン株式会社、サントリー食品インターナショナル株式会社)
162	意見の表明(華潤包装材料有限公司)
163	意見の表明(東洋製罐株式会社)

番号	標目
164	意見の表明(三菱化学株式会社)
165	意見の表明(北海製罐株式会社)
166	意見の表明(海南逸盛石化有限公司)
167	意見の表明(伊藤忠商事株式会社)
168	意見の表明(三井化学株式会社、三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社、越前ポリマー株式会社)
169	情報の提供(キリン株式会社)
170	本邦生産者に対する現地調査報告書及び提出資料(三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社、越前ポリマー株式会社)
171	供給者に対する現地調査報告書及び提出資料(華潤包装材料有限公司)
172	供給者に対する現地調査報告書及び提出資料(浙江万凱新材料有限公司)
173	供給者に対する現地調査報告書及び提出資料(海南逸盛石化有限公司)
174	代替国協力企業に対する確認票及び質問状への回答書(Indorama Polyester Industries PCL)
175	代替国協力企業に対する確認票及び質問状への回答書(INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED)
176	代替国協力企業に対する確認票及び質問状への回答書(INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG))
177	代替国協力企業に対する確認票(Thai Mitsui Specialty Chemicals)
178	代替国協力企業に対する確認票及び質問状への回答書(Thai PET Resin Co.,Ltd)
179	代替国協力企業に対する確認票(PT Mitsubishi Chemical Indonesia)
180	代替国協力企業に対する確認票及び質問状への回答書(PT. INDORAMA VENTURES INDONESIA)
181	代替国協力企業に対する確認票(遠東新世紀股份有限公司)
182	代替国協力企業に対する確認票(Lotte Chemical UK Ltd)
183	代替国協力企業に対する確認票(三井化学株式会社)
184	代替国協力企業に対する確認票(三菱化学株式会社)
185	代替国協力企業に対する確認票(越前ポリマー株式会社)
186	代替国協力企業に対する確認票及び質問状への回答書(協栄産業株式会社)
187	代替国協力企業に対する確認票(ペトリファインテクノロジー株式会社)
188	代替国協力企業に対する確認票(ベルポリエステルプロダクツ株式会社)
189	代替国協力企業に対する確認票(遠東石塚グリーンペット株式会社)
190	代替国協力企業に対する現地調査報告書及び提出資料(Thai PET Resin Co.,Ltd)
191	調査当局が収集及び分析した関係証拠